IP電話サービス契約約款

令和5年4月1日

ソフトバンク株式会社

IP電話サービス契約約款

平成 15 年 3 月経本第 14-0345 号 施行 平成 15 年 3 月 24 日

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、条約附属電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)、国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約(昭和54年条約第5号)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)に基づき、このIP電話サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりIP電話サービスを提供します。

ただし、事業法第7条に定める基礎的電気通信役務に係るIP電話サービスについては、当社は、この約款を事業法第19条第1項の規定に基づき総務大臣に届け出るIP電話サービスに関する基礎的電気通信役務の契約約款と読み替えて適用するものとします。

(注) 本条のほか、当社は、IP電話サービスに附帯するサービス (当社が別に定めるものに限ります。以下「附帯サービス」といいます。) を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	Cashing (Cashing Cashing Cashi	川田はこれではの人の意外で使用しよう。		
	用語	用語の意味		
1	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備		
2	電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の		
		の通信の用に供すること		
3	音声通信	インターネットプロトコルにより音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、		
		又は受ける通信		
4	I P電話網	主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回		
		線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体とし		
		て設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)		
5	I P電話サービス	I P電話網を使用して行う電気通信サービス		
6	I P電話サービス取扱所	I P電話サービスに関する業務を行う当社の事業所		
7	収容 I P電話サービス取	I P電話サービス取 特定端末回線又は端末回線(以下「端末回線等」といいます。)の収容される		
扱所		所交換設備が設置されている当社が別に定める I P電話サービス取扱所		
8	取扱所交換設備	端末回線等を収容するために、収容IP電話サービス取扱所に設置される交換設備		
		(その交換設備に接続される設備等を含みます。)		
9	相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第		
9	有1五1女形1点	16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続		
		協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結		
		した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく相互接続に係る電気通信設		
		備の接続点		
10	協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者		
11	特定事業者	当社が別に定める協定事業者		
12	契約者回線等	別に定める協定事業者の契約者回線又は当社の電気通信回線(この約款に規定する		
		ものを除きます。)		
13	利用契約者回線	第1種IP電話サービスの提供を受けるために利用する電気通信設備であって、当		
		社の I P電話網と接続するもの		

14	専用契約者回線	第3種IP電話サービスの提供を受けるために、当社のIP電話網と接続する専用サービス契約約款に定めるIP接続専用サービスに係る専用回線
15	他社接続回線	相互接続点を介して当社のIP電話網と相互に接続する電気通信回線であって、当 社以外の電気通信事業者が設置するもの
16	特定他社接続回線	特定事業者が設置する他社接続回線
17	特定端末回線	第4種IP電話サービスの提供を受けるために、当社のIP電話網と接続する当社
	– ,,	以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線であって、取扱所交換設備と第4種
		I P電話契約者が指定する場所との間に設置されるもの(他社接続回線を除きま
		す。)
18	端末回線	当社が、第5種IP電話契約に基づいて、収容IP電話サービス取扱所に設置する
		取扱所交換設備と第5種IP電話契約者が指定する場所との間に設置する電気通信 回線
19	特定利用契約者回線	第6種IP電話サービスの提供を受けるために利用する電気通信設備であって、当
13	717年7月天水7日 国城	社のIP電話網と接続するもの
20	指定回線	第7種 I P電話サービスの提供を受けるために利用する電気通信設備であって、当
20	1870000	社のIP電話網と接続するもの
21	第1種IP電話契約	当社から第1種IP電話サービスの提供を受けるための契約
	第1種II 電話契約者	当社と第1種IP電話契約を締結している者
23	第3種 I P電話契約	当社から第3種IP電話サービスの提供を受けるための契約
24	第3種IP電話契約者	当社と第3種IP電話契約を締結している者
25	第4種IP電話契約	当社から第4種IP電話サービスの提供を受けるための契約
_		当社と第4種IP電話契約を締結している者
	第4種IP電話契約者	
	第5種IP電話契約	当社から第5種IP電話サービスの提供を受けるための契約
-	第5種IP電話契約者	当社と第5種IP電話契約を締結している者
-	第6種IP電話契約	当社から第6種IP電話サービスの提供を受けるための契約
30	第6種IP電話契約者	当社と第6種IP電話契約を締結している者
31	第7種IP電話契約	当社から第7種IP電話サービスの提供を受けるための契約
-	第7種IP電話契約者	当社と第7種IP電話契約を締結している者
33	I P電話契約	第1種IP電話契約、第3種IP電話契約、第4種IP電話契約、第5種IP電話 契約、第6種IP電話契約又は第7種IP電話契約
34	I P電話契約者	第1種IP電話契約者、第3種IP電話契約者、第4種IP電話契約者、第5種I P電話契約者、第6種IP電話契約者又は第7種IP電話契約者
35	第1種音声通信番号	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号。以下同じとします。)に規定する特
		定 I P電話番号であって当社が付与するもの
36	第2種音声通信番号	電気通信番号規則に規定する固定電話番号であって当社が付与するもの
37	音声通信番号	第1種音声通信番号又は第2種音声通信番号
38	第1種移動体電話設備	当社又は協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則に規定
		する音声伝送携帯電話番号を用いて提供される携帯電話サービスに係るもの
39	削除	削除
40	移動体電話設備	第1種移動体電話設備
41	端末設備	特定端末回線又はIV型に係る指定回線の終端に接続される電気通信設備であっ
111	- 1047 782 VIII	て、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる
		区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
42	端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成 16 年総務省令第 15 号。以下
		「技術基準適合認定規則」といいます。)第3条で定める種類の端末設備の機器
43	自営端末設備	電気通信事業者以外の者が設置する端末設備
44	自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
45	技術基準等	端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)及び端末設備等の接続の技術的条 件
46	収容区域	1の収容 I P電話サービス取扱所に端末回線を収容する区域で当社が別に定めるも
		O
47	加入区域	1の収容 I P電話サービス取扱所の収容区域のうち、特別な料金(線路設置費及び
		線路に関する加算額)の支払いを必要としないで第5種IP電話サービスを提供す
		る区域で当社が別に定めるもの
_		

48 区域外	1の収容 I P電話サービス取扱所の収容区域のうち加入区域以外のもの
	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(音声通信以外の通信の取扱い)

第4条 当社は、IP電話サービスを利用して行う音声通信以外の通信は、これを音声通信とみなして取り扱います。

第2章 IP電話サービスの種類

(IP電話サービスの種類)

第4条の2 当社の提供する I P電話サービスは、次のとおりとします。

第1種IP電話サービス	利用契約者回線を使用して行う I P電話サービス	
第3種IP電話サービス		
(商品名:BB フォン光シテ	専用契約者回線を使用して行う I P電話サービス	
ィ)		
第4種IP電話サービス	特定他社接続回線又は特定端末回線(以下「特定端末回線等」といいます。)を使	
(商品名:ケーブルライン)	用して行う I P電話サービス	
第5種IP電話サービス	電話サービス 端末回線を使用して行う I P電話サービス	
第6種IP電話サービス	特定利用契約者回線を使用して行う I P電話サービス	
(商品名:ホワイト光電話)		
第7種IP電話サービス	指定回線を使用して行う I P電話サービス	
(商品名:おとく光電話)		
緊急通報用 I P電話サービス	犯罪通報、出火報知、人命救助又は海難報知用として、当社が取扱所交換設備と契	
	約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して通信の着信のみのため	
に提供する I P電話サービス		

第4条の3 削除

(IP電話サービスの基本機能)

第4条の4 当社は、第7種IP電話サービスについて、料金表により基本機能を提供します。

第3章 IP電話サービスの提供範囲

(IP電話サービスの提供区間)

第5条 当社が提供する I P電話サービスの提供区間は、別記1に定めるとおりとします。

2 当社は、相互接続点の所在場所を I P電話サービス取扱所に掲示します。

(外国における取扱制限)

第6条 外国における I P電話サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第4章 契約

第1節 第1種IP電話契約

(第1種IP電話サービスの細目)

第6条の2 第1種IP電話サービスには、料金表第1表第1(月額料金)に規定する細目があります。

(契約の単位)

第7条 当社は、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網契約に基づき設置された 1 の利用契約者回線(料金表第 1 表第 1 (月額料金)に定めるプラン 1 のコース 1 については、オープンデータ通信網サービス契約約款に定める契約者識別符号を 1 の利用契約者回線とみなします。以下同じとします。)ごとに 1 の第 1 種 1 P

電話契約を締結します。この場合、第1種IP電話契約者は、1の第1種IP電話契約につき1人に限ります。

(第1種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)

第8条 第1種 I P電話契約の申込みを行うことができる者は、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網契約 (第1種オープンデータ通信網契約又は第4種オープンデータ通信網契約であって、別に定めるものに限ります。以下この節において同じとします。)を締結している者に限ります。

(第1種IP電話契約申込の方法)

- 第9条 第1種 I P電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を I P電話サービス取扱所に提出していただきます。
- (注) 本条の場合において、当社は、第1種IP電話契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

(第1種IP電話契約申込の承諾)

- 第10条 当社は、第1種IP電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種IP電話契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 第1種IP電話契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が、第1種IP電話サービス又はオープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網サービス (第1種オープンデータ通信網サービス又は第4種オープンデータ通信網サービスであって、別に定めるものに限ります。以下この節において同じとします。) に係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 第42条(利用に係るIP電話契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (4) 申込者に係るオープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網サービスが利用停止されている、又は同約款に規定する当社が行うオープンデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 申込者が、その申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - (6) I P電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために当社が第1種IP電話契約の申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその第1種IP電話契約の申込みを承諾しない要請があったとき。
 - (7) その他 I P電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第11条 第1種IP電話サービスについては、料金表第1表第1 (月額料金) に定めるところにより最低利用期間があります。

(第1種音声通信番号の付与)

- 第12条 当社は、第1種IP電話契約者に、その利用契約者回線について、第1種音声通信番号を料金表第1表第1(月額料金)に定めるところにより付与します。
- 2 当社は、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第1種音声通信番号を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により第1種音声通信番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめ第1種IP電話契約者にお知らせします。

(第1種音声通信番号の変更)

- 第 13 条 第 1 種 I P電話契約者は、迷惑通信(いたずら、いやがらせその他これに類する音声通信であって、その契約者が迷惑であると認めるものをいいます。以下同じとします。)又は間違い通信(利用している第 1 種音声通信番号に対して、反復継続して誤って接続されるものをいいます。以下同じとします。)を防止するために、第 1 種音声通信番号の変更の請求を行うことができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときを除き、その請求を承諾します。

(変更等の通知)

第14条 第1種IP電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、IP電話サービス取扱

所に通知していただきます。

- (1) 第1種IP電話契約に係るオープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網サービスの種類及び品目等の変更
- (2) 第1種 I P電話契約者の住所の変更
- (3) 第1種 I P電話契約に係る利用契約者回線の移転
- (4) 通信料金等請求書の送付先の変更
- 2 当社は、前項の通知の内容が第10条(第1種IP電話契約申込の承諾)第2項に該当するときは、第16条(第1種IP電話契約者が行う第1種IP電話契約の解除)の解除の通知があったものとして取り扱います。
- (注) 当社は、第1項の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

(第1種IP電話サービスの利用の一時中断)

第15条 当社は、第1種IP電話契約者から請求があったときは、第1種IP電話サービスの利用の一時中断(その第1種IP電話契約に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(第1種IP電話サービスに係る利用限度額)

- 第 15 条の2 当社は、第1種IP電話契約者が次のいずれかに該当する場合は、利用限度額(当該IP電話契約者が当社に支払うべきその契約に係るIP電話サービスの料金等の累積額(すでに当社に支払われた金額を除きます。)に係る限度額をいいます。以下同じとします。)を設定することがあります。
 - (1) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者
 - (2) 第1種IP電話サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者
- 2 前項の規定に基づいて利用限度額を設定した場合、当社は第1種IP電話契約者にその利用限度額を通知します。
- 3 利用限度額は、当社が別に定める額とします。
- 4 当社は、第1種IP電話サービスの料金等の累計額が利用限度額を超えたときは、その第1種IP電話契約に係る第1種IP電話サービスの提供を行わないことがあります。
 - この場合、当社は、あらかじめそのことを通知します。
- 5 第2項及び第4項に定める通知を行う場合、当社は、第1種IP電話契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- 6 第1種IP電話契約者は、第1項により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等について、第33条(月額料金の支払義務)から第35条(工事費の支払義務)に定める規定を免れないものとします。
- 7 第1項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときは第1種IP電話契約者本人であることを証明 する書類を提示していただきます。
- (注)第3項に規定する当社が別に定める額は、10万円(消費税相当額を加算するものについては、税抜価額(消費税相 当額を加算しない額をいいます。)とします。)とします。

(第1種IP電話契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第 15 条の3 第1種 I P電話契約者が第1種 I P電話契約に基づいて第1種 I P電話サービスの提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

(第1種IP電話契約者が行う第1種IP電話契約の解除)

第16条 第1種IP電話契約者は、第1種IP電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめIP電話サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種IP電話契約の解除)

- 第17条 当社は、次の場合には、その第1種IP電話契約を解除することがあります。
 - (1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
 - (2) 第23条 (利用停止) の規定により第1種 I P電話サービスの利用を停止された第1種 I P電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (3) 連続する12料金月の各料金月のいずれにおいても、この約款に定める料金その他の費用の負担がないとき。
 - (4) 当社が、第1種IP電話契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。

- (5) 第1種IP電話契約の申込時に第10条(第1種IP電話契約申込の承諾)第2項第6号に定める事由に該当していたとき。
- 2 前項第3号の場合において、第1種IP電話契約者に特別の事情のあるときは、さらに連続する12料金月を延長して 取り扱います。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、第8条(第1種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)を満たさなくなったときは、その第1種IP電話契約を解除します。
- 4 当社は、前3項の規定により、その第1種IP電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種IP電話契約者にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(その他の提供条件)

第18条 第1種IP電話契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第18条の2 削除

第18条の3 削除

第18条の4 削除

第18条の5 削除

第18条の6 削除

第 18 条の7 削除

第18条の8 削除

第2節 第3種IP電話契約

(契約の単位)

第 18 条の9 当社は、1の専用契約者回線ごとに1の第3種 I P電話契約を締結します。この場合、第3種 I P電話契約者は、1の第3種 I P電話契約につき1人に限ります。

第18条の10 削除

(第3種IP電話契約申込の方法)

- 第 18 条の 10 の2 第 3 種 I P電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を I P電話サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 第3種IP電話契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をIP電話サービス取扱所に提出していただきます。
 - (1) 相互に接続する専用契約者回線に係る区間
 - (2) その他専用契約者回線と接続する第3種 I P電話契約の申込みの内容を特定するための事項
 - (注) 本条の場合において、当社は、第3種 I P電話契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

(第3種IP電話契約申込の承諾)

- 第18条の11 当社は、第3種IP電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第3種IP電話契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 第3種IP電話契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が、第3種IP電話サービスに係る料金その他の費用(第3種IP電話契約の専用契約者回線の料金又は工事に関する費用であって、この約款において設定するものを含みます。)の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (3) 第42条(利用に係るIP電話契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (4) 第3種IP電話契約の申込にあっては、その専用契約者回線について、専用サービス契約約款の規定により当社が IP接続専用サービスに係る契約の申し込みを承諾しないとき。
- (5) 申込者が、その申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (6) I P電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために当社が第3種IP電話契約の申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその第3種IP電話契約の申込みを承諾しない要請があったとき。
- (7) その他 I P電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、第3種IP電話契約の申込みにあっては、申込者が、別に定める地方公共団体 (地方公共団体が出資する法人を含みます。)の電気通信サービス(前項第4号に規定するIP接続専用サービスと相 互に接続するものに限ります。)の提供を受けないときは、その申込みを承諾しないものとします。

(第2種音声通信番号の付与)

- 第18条の12 当社は、第3種IP電話契約者に、その専用契約者回線について、第2種音声通信番号を料金表第1表第1 (月額料金)に定めるところにより付与します。
- 2 当社は、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第2種音声通信番号を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により第2種音声通信番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめ第3種IP電話契約者にお知らせします。

(第2種音声通信番号の変更)

- 第 18 条の 13 第 3 種 I P 電話契約者は、迷惑通信又は間違い通信を防止するために、第 2 種音声通信番号の変更の請求を 行うことができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときを除き、その請求を承諾します。

(変更等の通知)

- 第18条の14 第3種IP電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、IP電話サービス 取扱所に通知していただきます。
 - (1) 第3種IP電話契約者の住所の変更
 - (2) 通信料金等請求書の送付先の変更
- 2 当社は、前項の通知の内容が第 18 条の 11 (第 3 種 I P電話契約申込の承諾) 第 2 項に該当するときは、第 18 条の 14 の 2 (第 3 種 I P電話契約者が行う第 3 種 I P電話契約の解除) に定める解除の通知があったものとして取り扱います。
- 3 第3種IP電話契約者は、第3種IP電話契約の専用契約者回線の契約解除があった場合には、そのことを速やかにI P電話サービス取扱所に通知していただきます。
- 4 当社は、前項の通知があったときは、第 18 条の 14 の 2 (第 3 種 I P電話契約者が行う第 3 種 I P電話契約の解除)に 定める解除の通知があったものとして取り扱います。
 - (注) 当社は、第1項の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

(第3種IP電話契約者が行う第3種IP電話契約の解除)

- 第 18 条の 14 の2 第 3 種 I P電話契約者は、第 3 種 I P電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ I P電話サービス取扱所に書面により通知していただきます。
- (注) 当社は、第3種IP電話契約者から通知がないときは、第43条(協定事業者等からの通知)の通知により、通知があったものとみなすことがあります。

(当社が行う第3種IP電話契約の解除)

- 第18条の14の3 当社は、次の場合には、その第3種IP電話契約を解除することがあります。
 - (1) この約款に定める料金その他の債務(第3種IP電話契約の専用契約者回線の料金又は工事に関する費用であって、この約款において設定するものを含みます。)について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
 - (2) 第23条(利用停止)の規定により第3種IP電話サービスの利用を停止された第3種IP電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (3) 第3種IP電話契約者が第23条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

- (4) 連続する12料金月の各料金月のいずれにおいても、この約款に定める料金その他の費用の負担がないとき。
- (5) 当社が、第3種IP電話契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
- (6) 第3種IP電話契約の申込時に第18条の11 (第3種IP電話契約申込の承諾) 第2項第6号に定める事由に該当していたとき。
- 2 前項第4号の場合において、第3種IP電話契約者に特別な事情があるときは、さらに連続する 12 料金月を延長して 取り扱います。
- 3 当社は、前2項の規定により、その第3種 I P電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第3種 I P電話契約者 にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(その他の提供条件)

- 第18条の15 第3種IP電話サービスの利用の一時中断、第3種IP電話サービスに係る利用限度額及び第3種IP電話 契約に基づく権利の譲渡の禁止の取扱いについては、第1種IP電話契約の場合に準ずるものとします。
- 2 第3種IP電話契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第3節 第4種IP電話契約

(契約の単位)

第18条の16 当社は、1の特定端末回線等ごとに1の第4種IP電話契約を締結します。この場合、第4種IP電話契約 者は、1の第4種IP電話契約につき1人に限ります。

(特定端末回線の終端)

- 第 18 条の 16 の2 当社は、第4種 I P電話契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に設置された保安器又は配線盤等を特定端末回線の終端とします。
- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、第4種IP電話契約者と協議します。

(第4種IP電話契約申込の方法)

- 第 18 条の 17 第 4種 I P電話契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う I P電話サービス取扱所に提出していただきます。
 - (1) 相互接続点の所在場所又は特定端末回線の終端の場所
 - (2) その他第4種IP電話サービスの申込みの内容を特定するための事項
- 2 特定他社接続回線と接続する第4種IP電話契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をIP電話サービス取扱所に提出していただきます。
 - (1) 相互に接続する特定他社接続回線に係る区間
 - (2) 相互に接続する特定他社接続回線に係る電気通信事業者の氏名又は名称
 - (3) その他特定他社接続回線と接続する第4種 I P電話契約の申込みの内容を特定するための事項
- (注) 本条の場合において、当社は、第4種 I P電話契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

(第4種IP電話契約申込の承諾)

- 第18条の18 当社は、第4種IP電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第4種IP電話契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 第4種IP電話契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が第4種IP電話サービスの料金又は工事に関する費用(特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。)の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 第42条 (利用に係る I P電話契約者の義務) の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (4) 特定他社接続回線との相互接続に関して、その特定他社接続回線に係る電気通信事業者の承諾が得られないとき 又はその申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
 - (5) 第38条の4(債権の譲渡等)第1項の規定により当社が債権を譲渡する協定事業者又は電気通信事業者の承諾が得られないとき。
 - (6) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

- (7) I P電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために当社が第4種IP電話契約の申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその第4種IP電話契約の申込みを承諾しない要請があったとき。
- (8) その他 I P電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(第2種音声通信番号の付与)

- 第 18 条の 19 当社は、第4種 I P電話契約者に、その特定端末回線等について、第2種音声通信番号を料金表に定める ところにより付与します。
- 2 当社は、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第2種音声通信番号を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により第2種音声通信番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめ第4種IP電話契約者にお知らせします。

(特定端末回線等の移転)

- 第 18 条の 19 の2 第 4 種 I P 電話契約者は、特定端末回線等の移転の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第18条の18(第4種IP電話契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(変更等の通知)

- 第 18 条の 20 第 4 種 I P 電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、I P 電話サービス取扱所に通知していただきます。
 - (1) 第4種 I P電話契約者の住所の変更
 - (2) 第4種 I P電話契約に係る特定他社接続回線の移転
- 2 当社は、前項の通知の内容が第18条の18(第4種IP電話契約申込の承諾)第2項に該当するときは、第18条の22 (その他の提供条件)に定める解除の通知があったものとして取り扱います。
- 3 第4種IP電話契約者は、第4種IP電話契約に係る特定他社接続回線の契約解除があった場合には、そのことを速 やかにIP電話サービス取扱所に通知していただきます。
- **4** 当社は、前項の通知があったときは、第 18 条の 22 (その他の提供条件) に定める解除の通知があったものとして取り扱います。
- (注1) 当社は、第1項の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (注2) 当社は、第4種IP電話契約者から第1項又は第3項の通知がないときは、第43条(協定事業者等からの通知)の通知により、第1項又は第3項の通知があったものとみなすことがあります。

(当社が行う第4種IP電話契約の解除)

- 第 18 条の 21 当社は、次の場合には、その第 4 種 I P 電話契約を解除することがあります。
 - (1) この約款に定める料金その他の債務(特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用であって、当社が設定する ものを含みます。)について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債 権について、第38条の4(債権の譲渡等)第1項の規定により当社が債権を譲渡する協定事業者又は電気通信事業者 から催告を受けてもなお支払わないときを含みます。)。
 - (2) 第23条(利用停止)の規定のより第4種IP電話サービスの利用を停止された第4種IP電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (3) 第4種IP電話契約者が第23条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の 業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
 - (4) 特定端末回線に係る電気通信事業者と当社との契約の解除又は特定端末回線に係る電気通信事業者による電気通信事業の休止若しくは特定端末回線の撤去等により第4種IP電話契約者が特定端末回線を利用できなくなったとき。
 - (5) 第38条の4(債権の譲渡等)第1項の規定により当社が債権を譲渡する協定事業者又は電気通信事業者の承諾が得られないとき。
 - (6) 連続する12料金月のいずれにおいても、この約款に定める料金その他の費用の負担がないとき。
 - (7) 当社が、第4種IP電話契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用を申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
 - (8) 第4種 I P電話契約の申込時に第18条の18 (第4種 I P電話契約申込の承諾) 第2項第7号に定める事由に該当していたとき。
- 2 前項第6号の場合において、第4種IP電話契約者に特別の事情のあるときは、さらに連続する12料金月を延長して 取り扱います。

3 当社は前2項の規定により、その第4種 I P電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第4種 I P電話契約者 にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(その他の提供条件)

- 第18条の22 第4種IP電話サービスに係る利用限度額及び第4種IP電話契約に基づく権利の譲渡の禁止の取扱いについては、第1種IP電話契約の場合に準ずるものとします。
- 2 第2種音声通信番号の変更及び第4種IP電話契約者が行う第4種IP電話契約の解除の取扱いについては、第3種I P電話契約の場合に準ずるものとします。
- 3 第4種IP電話契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第4節 第5種IP電話契約

(契約の単位)

第18条の23 当社は、1の端末回線ごとに1の第5種IP電話契約を締結します。この場合、第5種IP電話契約者は、1の第5種IP電話契約につき1人に限ります。

(第5種IP電話契約の締結に係る条件)

第 18 条の 24 当社は、別に定める電気通信サービスの提供を行う電気通信事業者に限り、第 5 種 I P電話契約を締結するものとします。

(端末回線の終端)

- 第 18 条の 25 当社は、第 5 種 I P 電話契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを端末回線の終端とします。
- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、第5種IP電話契約者と協議します。

(予備端末回線の提供)

第18条の26 当社は、1の端末回線の提供にあたり、予備端末回線(端末回線を使用することができない場合に、第5種 I P電話サービスを継続して利用するために、端末回線に代わり使用する端末回線をいいます。)を第5種IP電話契約者が指定した場所に設置するものとします。この場合において、その予備端末回線に係る料金及び工事に関する費用は、第5種IP電話サービスの端末回線に係るものと併せて設定します。

(第5種IP電話契約申込の方法)

- 第18条の27 第5種IP電話契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をIP電話サービス取扱所に提出していただきます。
 - (1) 端末回線の終端の場所
 - (2) その他第5種 I P電話契約の申込みの内容を特定するための事項
- (注) 本条の場合において、当社は、第5種IP電話契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

(第5種IP電話契約申込の承諾)

- 第18条の28 当社は、第5種IP電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第5種IP電話契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 第5種 I P電話契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が、第5種 I P電話サービスに係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 第42条(利用に係るIP電話契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (4) 申込者が、その申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - (5) I P電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために当社が第5種IP電話契約の申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその第5種IP電話契約の申込みを承諾しない要請があったとき。
 - (6) その他 I P電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第18条の29 削除

(第2種音声通信番号の付与)

- 第18条の30 当社は、第5種IP電話契約者に、その端末回線について、第2種音声通信番号を料金表第1表第1(月額料金)に定めるところにより付与します。
- 2 当社は、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第2種音声通信番号を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により第2種音声通信番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめ第5種IP電話契約者にお知らせします。

(端末回線の移転)

- 第18条の31 第5種IP電話契約者は、端末回線の移転の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第18条の28(第5種IP電話契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(変更等の通知)

- 第18条の32 第5種IP電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、IP電話サービス 取扱所に通知していただきます。
 - (1) 第5種 I P電話契約者の住所の変更
 - (2) 通信料金等請求書の送付先の変更
- 2 当社は、前項の通知の内容が第 18 条の 28 (第 5 種 I P電話契約申込の承諾) 第 2 項に該当するときは、第 18 条の 34 (その他の提供条件)の解除の通知があったものとして取り扱います。
 - (注) 当社は、第1項の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

(当社が行う第5種IP電話契約の解除)

- 第18条の33 当社は、次の場合には、その第5種IP電話契約を解除することがあります。
 - (1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
 - (2) 第 23 条 (利用停止) の規定により第5種 I P電話サービスの利用を停止された第5種 I P電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (3) 連続する12料金月の各料金月のいずれにおいても、この約款に定める料金その他の費用の負担がないとき。
 - (4) 当社が、第5種IP電話契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
 - (5) 第5種IP電話契約の申込時に第18条の28(第5種IP電話契約申込の承諾)第2項第5号に定める事由に該当していたとき。
- 2 前項第3号の場合において、第5種IP電話契約者に特別の事情のあるときは、さらに連続する 12 料金月を延長して 取り扱います。
- 3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、第 18 条の 24 (第 5 種 I P電話契約の締結に係る条件)を満たさなくなったときは、その第 5 種 I P電話契約を解除します。
- 4 当社は、前3項の規定により、その第5種IP電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第5種IP電話契約者にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(その他の提供条件)

- 第18条の34 第5種IP電話契約に基づく権利の譲渡の禁止の取扱いについては、第1種IP電話契約の場合に準ずるものとします。
- 2 第5種IP電話契約者が行う第5種IP電話契約の解除の取扱いについては、第3種IP電話契約の場合に準ずるもの とします
- 3 第5種IP電話契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第5節 第6種IP電話契約

(契約の単位)

第 18 条の 35 当社は、次の電気通信サービス(それぞれ IPv6 IPoE+IPv4 接続方式によるものに限り、以下「特定電気通信サービス」といいます。)において利用する1の特定利用契約者回線(当社が別に定める当社又は協定事業者の電気通信サービスに係るものに限ります。)ごとに1の第6種IP電話契約を締結します。この場合、第6種IP電話契約

者は、1の第6種IP電話契約につき1人に限ります。

電気通信サービスの種類	電気通信事業者
Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約に規定する	当社
Yahoo! BB 光 with フレッツサービス	
Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約に規定する	
Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス	
SoftBank 光サービス規約に規定する SoftBank 光サービ	
ス	
別に定める電気通信サービス	当社より電気通信役務の提供を受けて電気通信サービス
	を提供する電気通信事業者

(注) 本条に規定する別に定める当社又は協定事業者の電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社若しくは西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(「フレッツ 光ネクスト」として提供されるものに限ります。)、当該電気通信役務の提供を受けて他の電気通信事業者が提供する電気通信サービス又は当社のSoftBank 光サービス規約に規定するSoftBank 光サービスとします。以下第18条の36(第6種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)において同じとします。

(第6種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)

第18条の36 第6種IP電話契約の申込みを行うことができる者は、前条の表に規定する電気通信サービス(それぞれ当社が別に定める当社又は協定事業者の電気通信サービスを利用するものに限ります。)に係る利用契約を締結し、IPv6 IPoE+IPv4接続方式により同サービスの提供を受けている者に限ります。

(第6種IP電話契約申込の方法)

- 第18条の37 第6種IP電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をIP電話サービス取扱所に提出していただきます。
- (注) 本条の場合において、当社は、第6種 I P電話契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

(第6種IP電話契約申込の承諾)

- 第18条の38 当社は、第6種IP電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- **2** 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第6種IP電話契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 第6種 I P電話契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が第6種IP電話サービス又は特定電気通信サービスに係る料金その他の費用(第6種IP電話契約の特定利用契約者回線の料金又は工事に関する費用であって、この約款において設定するものを含みます。)の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 第42条 (利用に係るIP電話契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (4) 申込者に係る特定電気通信サービスが利用停止されている、又は同サービスの解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 申込者が、その申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - (6) IP電話サービスにおける音声通信の品質を安定的に確保することが困難となるおそれがあるとき。
 - (7) I P電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために当社が第6種IP電話契約の申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその第6種IP電話契約の申込みを承諾しない要請があったとき。
 - (8) その他 I P電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(第2種音声通信番号の付与)

- 第18条の39 当社は、第6種IP電話契約者に、その特定利用契約者回線について、第2種音声通信番号を料金表第1表 第1 (月額料金) に定めるところにより付与します。
- 2 当社は、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第2種音声通信番号を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により第2種音声通信番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめ第6種IP電話契約者にお知らせします。

(変更等の通知)

- 第18条の40 第6種IP電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、IP電話サービス 取扱所に通知していただきます。
 - (1) 第6種IP電話契約に係る特定電気通信サービスで利用する別に定める協定事業者の電気通信サービスの品目等の変更(変更後において、特定電気通信サービスを継続して利用する場合であって、第18条の36(第6種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)に規定する条件を満たさなくなるときに限ります。)
 - (2) 第6種 I P電話契約者の住所の変更
 - (3) 第6種 I P電話契約に係る特定利用契約者回線の移転
- 2 当社は、前項第1号の通知(以下この条において「変更通知」といいます。)があった場合に、変更通知があった日を含む暦月の翌月の末日までにその品目等の再変更の通知(再変更後の品目等が、第18条の36(第6種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)に規定する条件を満たす場合に限ります。以下この条において「再変更通知」といいます。)がないときは、第18条の42(その他の提供条件)に定める解除の通知があったものとして取り扱い、再変更通知があったときは、変更通知から起算して再変更通知までの期間について、同条に定める利用の一時中断の請求があったものとして取り扱います。
- 3 当社は、第43条(協定事業者等からの通知)第3項の通知があったときは、第18条の36(第6種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)に定める条件を満たさなくなった旨の通知又はその後再び満たすようになった旨の通知を、それぞれ前項に定める変更通知又は再変更通知とみなして取り扱います。
- 4 当社は、第1項第2号又は第3号の通知の内容が第18条の38(第6種IP電話契約申込の承諾)第2項に該当するときは、第18条の42(その他の提供条件)に定める解除の通知があったものとして取り扱います。
 - (注1) 当社は、第1項の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。
 - (注2) 当社は、第2項の変更通知又は再変更通知があったときは、第43条(協定事業者等からの通知)第3項の通知があったことを確認させて頂くことがあります。

(第6種IP電話サービス利用権の譲渡)

- 第18条の40の2 第6種IP電話サービス利用権(第6種IP電話契約者がその第6種IP電話契約に基づいて第6種IP電話サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
- 2 第6種IP電話サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりIP電話サービス取扱所に請求していただきます。
 - ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
- 3 当社は、前項の規定により第6種IP電話サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
 - (1) 第6種IP電話サービス利用権を譲り受けようとする者が第18条の36(第6種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)に規定する条件を満たさないとき。
 - (2) 第6種IP電話サービス利用権を譲り受けようとする者が第6種IP電話サービスの料金又は工事に関する費用 (特定利用契約者回線の料金又は工事に関する費用であって、この約款において設定するものを含みます。)の支払 いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 第6種 I P電話サービス利用権を譲り受けようとする者が第42条(利用に係る I P電話契約者の義務)の規定に 違反するおそれがあるとき。
 - (4) その他 I P電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 第6種IP電話サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、当社が別に定める日(以下「譲渡完了日」といいます。)をもって当社が別に定めるものを除き、第6種IP電話契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。
- 5 前項の場合において、譲受人は、譲渡完了日を含む料金月より、その I P電話サービスに係る料金を支払うことについて同意していただきます。
- 6 前項までの規定にかかわらず、第6種 I P電話契約 (別に定める特定電気通信サービスに係るものを除きます。) に係る第6種 I P電話サービス利用権は、譲渡することができません。
 - (注) 本条第6項に規定する別に定める特定電気通信サービスは、SoftBank 光サービス規約に規定する SoftBank 光サービスとします。

(当社が行う第6種IP電話契約の解除)

第 18 条の 41 当社は、次の場合には、その第 6 種 I P電話契約を解除することがあります。

- (1) この約款に定める料金その他の債務(第6種IP電話契約の特定利用契約者回線の料金又は工事に関する費用であって、この約款において設定するものを含みます。)について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき
- (2) 第 23 条 (利用停止) の規定により第6種 I P電話サービスの利用を停止された第6種 I P電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (3) 第6種IP電話契約者が第23条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- (4) 当社が、第6種IP電話契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
- (5) 第 26 条 (音声通信の品質) 第 2 項の規定に該当する場合であって、I P電話サービスにおける音声通信の品質を安定的に確保することが困難になるおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 第6種IP電話契約の申込時に第18条の38(第6種IP電話契約申込の承諾)第2項第7号に定める事由に該当していたとき。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第6種IP電話契約を解除します。
 - (1) 特定電気通信サービスについて、提供する電気通信事業者が変更となる種類の変更があったとき
 - (2) 第18条の36(第6種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)を満たさなくなったとき
- 3 当社は、前 2 項の規定により、その第 6 種 I P電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第 6 種 I P電話契約者 にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(その他の提供条件)

- 第18条の42 第6種IP電話サービスの利用の一時中断及び第6種IP電話サービスに係る利用限度額の取扱いについては、第1種IP電話契約の場合に準ずるものとします。
- 2 第2種音声通信番号の変更及び第6種 I P電話契約者が行う第6種 I P電話契約の解除の取扱いについては、第3種 I P電話契約の場合に進ずるものとします。
- 3 第6種 I P電話契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第6節 第7種IP電話契約

(第7種IP電話契約の細目)

第 18 条の 42 の2 第 7 種 I P 電話サービスには、料金表第 1 表第 1 (月額料金)に規定する細目があります。

(契約の単位)

第18条の43 当社は、第18条の43の2(第7種IP電話契約の種類)に定める1の指定回線ごとに1の第7種IP電話 契約を締結します。この場合、第7種IP電話契約者は、1の第7種IP電話契約につき1人に限ります。

(第7種IP電話契約の種類)

第18条の43の2 第7種IP電話契約には、次の種類があります。

I 型	オープンデータ通信網サービス契約約款に規定する第1種オープンデータ通信網契約(他社卸回線型に係るものに限ります。)に基づき設置された指定回線を利用するもの
Ⅱ型	データ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網契約 (IP通信網相当回線の音声利用型に係るものに限ります。)に基づき設置された指定回線を利用するもの
Ⅲ型	データ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網契約 (特定イーサ伝送相当回線の音声利用型に係るものに限ります。) に基づき設置された指定回線を利用するもの
IV型	第7種IP電話契約に基づき設置された指定回線(別紙2に定める特定他社接続回線に係るものとします。)を利用するもの

(第7種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)

第 18 条の 44 Ⅰ型、Ⅱ型又はⅢ型に係る第 7 種 I P電話契約の申込みを行うことができる者は、前条の表に規定する電気通信サービスに係る利用契約を締結している者に限ります。

2 Ⅰ型又はⅡ型に係る第7種IP電話契約の申込みを行うことができる者は、指定回線について東日本電信電話株式会社 又は西日本電信電話株式会社から符号優先伝送交換接続機能の提供を受けている者に限ります。

(端末設備の設置)

- 第18条の44の2 当社は、IV型に係る第7種IP電話契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に端末設備を設置します。
- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、IV型に係る第7種IP電話契約者と協議します。

(第7種IP電話契約申込の方法)

- 第18条の45 第7種IP電話契約の申込みをするときは、所属する指定回線群(同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内に終端がある1以上の指定回線(第7種IP電話契約者が同一のものに限ります。)により構成される回線群をいいます。以下同じとします。)を記載した当社所定の契約申込書をIP電話サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 IV型に係る第7種IP電話契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をIP 電話サービス取扱所に提出していただきます。
 - (1) 相互に接続する特定他社接続回線に係るサービスの種類及び細目
 - (2) 相互に接続する特定他社接続回線に係る区間
 - (3) 相互に接続する特定他社接続回線に係る電気通信事業者の氏名又は名称
 - (4) その他特定他社接続回線と接続する第7種 I P電話契約の申込みの内容を特定するための事項
- 3 前2項の場合において、第7種IP電話契約の申込者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類として当 社が別に定めるものを提出していただきます。

(第7種IP電話契約申込の承諾)

- 第18条の46 当社は、第7種IP電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第7種IP電話契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 第7種IP電話契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が、第7種IP電話サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの料金又は工事に関する 費用(指定回線の料金又は工事に関する費用であって、この約款において設定するものを含みます。)の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 第 18 条の 45 (第 7 種 I P電話契約申込の方法) に規定する契約申込書の提出若しくは契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものの提出がなかったとき、又はそれらに虚偽若しくは事実に反する記載があることが判明したとき。
 - (4) 申込者について、当社が別に定める方法により、契約者情報(氏名及び住所等の契約者等を特定する情報をいいます。以下同じとします。)の確認を行うことができないとき。
 - (5) 第42条(利用に係るIP電話契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (6) 申込者に係る第7種IP電話サービス若しくは当社と契約を締結している他の電気通信サービスが利用停止されている、又は同サービスの解除を受けたことがあるとき。
 - (7) IV型に係る第7種IP電話契約の申込みにあっては、その特定他社接続回線との相互接続に関してその特定他社接 続回線に係る電気通信事業者の承諾が得られないとき、又はその他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に 定める条件に適合しないとき。
 - (8) I P電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために当社が第7種IP電話契約の申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその第7種IP電話契約の申込みを承諾しない要請があったとき。
 - (9) その他IP電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(音声通信番号の付与)

- 第18条の47 当社は、第7種IP電話契約者に、その指定回線について、音声通信番号を料金表第1表第1(月額料金)に定めるところにより付与します。
- 2 当社は、IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更する ことがあります。
- 3 当社は、前項の規定により音声通信番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめ第7種 I P電話契約者にお知らせします。

(細目の変更)

- 第18条の48 第7種IP電話契約者は、料金表第1表第1(月額料金)に定めるところにより、第7種IP電話サービスの細目の変更の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第18条の46(第7種IP電話契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(変更等の通知)

- 第18条の49 第7種IP電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、IP電話サービス 取扱所に通知していただきます。
 - (1) Ⅰ型又はⅢ型に係る第7種ⅠP電話サービスの指定回線に係る東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の符号優先伝送交換接続機能の契約解除
 - (2) IV型に係る第7種 I P電話契約に係る特定他社接続回線の種類及び細目の変更
 - (3) 第7種 I P電話契約者の住所の変更
 - (4) IV型に係る第7種IP電話契約に係る特定他社接続回線の利用権の譲渡
 - (5) 通信料金等請求書の送付先の変更
- 2 当社は、前項の通知の内容が第 18 条の 46 (第7種 I P電話契約申込の承諾) 第2項に該当するときは、第 18 条の 52 (その他の提供条件) に定める解除の通知があったものとして取り扱います。
- **3** 第7種IP電話契約は、次の場合には、そのことを速やかにIP電話サービス取扱所に通知していただきます。
 - (1) Ⅳ型に係る第7種 I P電話契約に係る特定他社接続回線の契約解除
 - (2) IV型に係る第7種 I P電話契約に係る特定他社接続回線の利用休止
 - (3) 第7種 I P電話契約に係る指定回線の移転
- **4** 当社は、前項の通知があったときは、第 18 条の 52 (その他の提供条件) による解除の通知があったものとして取り扱います。
- (注1) 当社は、第1項又は第3項の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (注2) 当社は、第7種IP電話契約から第1項又は第3項の通知がないときは、第43条(協定事業者等からの通知)の 通知により、第1項又は第3項の通知があったものとみなすことがあります。

(第7種IP電話サービス利用権の譲渡)

- 第18条の50 第7種IP電話サービス利用権(第7種IP電話契約者がその第7種IP電話契約に基づいて第7種IP電話サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
- **2** 第7種IP電話サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりIP電話サービス取扱所に請求していただきます。
 - ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
- **3** 前項の場合において、第7種IP電話サービス利用権の譲渡の承認を受けようとする者は、契約者情報を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。
- 4 当社は、第2項の規定により第7種IP電話サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
 - (1) 第7種IP電話サービス利用権を譲り受けようとする者が第18条の44(第7種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)に規定する条件を満たさないとき。
 - (2) 第2項に規定する書面若しくは書類の提出がなかったとき、又はそれらに虚偽若しくは事実に反する記載があることが判明したとき。
 - (3) 第7種 I P電話サービス利用権の譲渡の承認を受けようとする者について、当社が別に定める方法により、契約者情報の確認を行うことができないとき。
 - (4) 第7種IP電話サービス利用権を譲り受けようとする者が第7種IP電話サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの料金又は工事に関する費用(指定回線の料金又は工事に関する費用であって、この約款において設定するものを含みます。)の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (5) 第7種IP電話サービス利用権を譲り受けようとする者が第42条(利用に係るIP電話契約者の義務)の規定に 違反するおそれがあるとき。
 - (6) IV型に係る第7種IP電話契約の第7種IP電話サービス利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその接続される特定他社接続回線に係る電気通信事業者の承諾を得られないとき、その他相互接続協定に基づき当社が別に定め

る条件に適合しないとき。

- (7) その他 I P電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 5 第7種IP電話サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、譲渡完了日をもって当社が別に定めるものを除き、 第7種IP電話契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。
- 6 前項の場合において、譲受人は、譲渡完了日を含む料金月より、そのIP電話サービスに係る料金を支払うことについて同意していただきます。

(当社が行う第7種IP電話契約の解除)

- 第18条の51 当社は、次の場合には、その第7種IP電話契約を解除することがあります。
 - (1) 第7種 I P電話サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに係る料金その他の債務について、 支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
 - (2) 第 23 条 (利用停止) の規定により第7種 I P電話サービスの利用を停止された第7種 I P電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (3) IV型に係る第7種 I P電話契約の特定他社接続回線の解除があったとき。
 - (4) 第7種IP電話契約者が第23条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
 - (5) IV型に係る第7種IP電話サービスの利用中断期間が1年を経過した後、IV型に係る第7種IP電話契約が新たに IV型に係る第7種IP電話サービスの利用の一時中断若しくは再利用又はIV型に係る第7種IP電話サービスの種類 の変更の請求を行わない場合において、その1年を経過した日から起算してさらに1年を経過したとき。
 - (6) 当社が、第7種IP電話契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
 - (7) 第7種IP電話契約の申込時に第18条の46(第7種IP電話契約申込の承諾)第2項第8号に定める事由に該当していたとき。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、第 18 条の 44 (第7種 I P電話契約申込を行うことができる者の条件)を満たさなくなった場合には、その第7種 I P電話契約を解除します。
- 3 当社は、前2項の規定により、その第7種IP電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第7種IP電話契約者にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(その他の提供条件)

- 第18条の52 第7種IP電話サービスの利用の一時中断及び第7種IP電話サービスに係る利用限度額の取扱いについては、第1種IP電話契約の場合に準ずるものとします。
- 2 第7種IP電話契約者が行う第7種IP電話契約の解除の取扱いについては、第3種IP電話契約の場合に準ずるものとします。
- 3 第7種IP電話契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第7節 緊急通報用IP電話契約

(契約の締結)

第 18 条の 53 当社は、緊急通報用 I P電話サービスの提供を受ける者と緊急通報用 I P電話サービスに係る契約(以下「緊急通報用 I P電話契約」といいます。)を締結します。

(電話サービス等契約約款の準用)

第 18 条の 54 緊急通報用 I P電話サービスに関する提供条件については、電話サービス等契約約款の緊急通報用電話サービス等の規定を準用します。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第19条 当社は、IP電話契約者から請求があったときは、そのIP電話契約について料金表により付加機能を提供します。

(付加機能の廃止)

- 第20条 当社は、次の場合には、付加機能を廃止します。
 - (1) その付加機能の提供を受けている I P電話契約者から廃止の申出があったとき。
 - (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

(付加機能の利用の一時中断)

第21条 当社は、付加機能を利用しているIP電話契約者(第4種IP電話契約者、第5種IP電話契約者及び第7種IP電話契約者を除きます。)から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第6章 端末設備の提供

(端末設備の提供)

第21条の1の1 当社は、IV型に係る第7種 I P電話サービスにおいて、第18条の44の2(端末設備の設置)に定めるところにより端末設備を提供します。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

- 第 21 条の1の2 IV型に係る第 7種 I P電話契約者は、その特定他社接続回線の終端において又は終端に接続されている 電気通信設備を介して、特定他社接続回線相互又は特定他社接続回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線(以下「他社回線」といいます。)との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を I P電話サービス取扱所に提出していただきます。
- **2** 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。
 - (1) その接続に関し、その接続する電気通信サービスに係る電気通信回線について規定する契約約款の規定により制限されているとき。
 - (2) その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られないとき。
 - (3) その接続により本邦を経由して外国相互間で行われる他人の通話等を本邦内の端末設備等において、業として内容を変更することなく媒介することとなるとき。
- 3 IV型に係る第7種IP電話契約者は、その接続について、第1項の規定によりIP電話サービス取扱所に提出した書面 に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- **4** IV型に係る第7種 I P電話契約者は、その接続を終了しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により I P電話サービス取扱所に通知していただきます。

(特定他社接続回線との相互接続)

第 21 条の1の3 当社は、IV型に係る第 7 種 I P電話契約申込を承諾したときは、その特定他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった特定他社接続回線と当社の電気通信設備との接続を行います。

(相互接続点の所在地の変更)

第21条の2 当社は、相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所内でその所在地を変更することがあります。

(他社接続回線接続変更)

- 第 21 条の3 当社は、第4種IP電話契約者又はIV型に係る第7種IP電話契約者から請求があったときは、その他社接 続回線と接続する相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接 続変更(以下「他社接続回線接続変更」といいます。)を行います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 18 条の 18 (第 4 種 I P電話契約申込の承諾) 又は第 18 条の 46 (第 7 種 I P 電話契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

第8章 利用中止等

(利用中止)

- **第22条** 当社は、次の場合には、IP電話サービス、基本機能又は付加機能の利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定の利用契約者回線、専用契約者回線等(専用契約者回線、特定端末回線等、特定利用契約者回線及び指定回線をいいます。以下同じとします。)及び端末回線から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第21条の2(相互接続点の所在地の変更)の規定により、相互接続点の所在地を変更するとき。
 - (4) 第27条(通信利用の制限)の規定により、音声通信の利用を中止するとき。
 - (5) I P電話契約に係るオープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網サービス、データ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービス又は特定電気通信サービスが利用中止になったとき。
- 2 当社は、前項の規定により I P電話サービス、基本機能又は付加機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことを I P電話契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(利用停止)

- 第23条 当社は、IP電話契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(第9号の規定に基づいて、警察機関からの要請を受けた場合、警察機関が定める期間とし、6か月を超えることがあります。)、そのIP電話サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 第42条 (利用に係るIP電話契約者の義務) の規定に違反したとき。
 - (2) 当社の承諾を得ずに、特定端末回線又は特定他社接続回線(第7種IP電話サービスに係るものに限ります。)に 自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したと き。
 - (3) 別記7若しくは別記9の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を特定端末回線から取りはずさなかったとき。
 - (4) 第27条(通信利用の制限)に規定する態様で国際通信を行ったとき。
 - (5) I P電話契約に係るオープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ通信網サービス、データ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービス又は特定電気通信サービスが利用停止になったとき。
 - (6) 第 15 条の 2 (第 1 種 I P電話サービスに係る利用限度額) 第 7 項、第 18 条の 15 (その他の提供条件)、第 18 条の 22 (その他の提供条件)、第 18 条の 42 (その他の提供条件)又は第 18 条の 52 (その他の提供条件)に基づき、当社が I P電話契約者本人であることを確認できないとき。
 - (7) I P電話契約者が、I P電話契約の申込、I P電話契約者の地位の承継の届出又は氏名等の変更の届出の際に、その者の氏名若しくは商号又は住所若しくは居所に関し事実に反する申出を行い、I P電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
 - (8) 当社が第43条(協定事業者等からの通知)により第18条の40(変更等の通知)第1項第2号若しくは第3号又は第18条の49(変更等の通知)第1項第3号若しくは第4号に規定する事由が生じたことを知った場合であって、その変更後の内容について当該IP電話契約者に確認できないとき。
 - (9) I P電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために I P電話サービスの利用を停止する必要があると警察機関が 判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその I P電話サービスの利用を停止する要請が あったとき。
- 2 当社は、この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第38条の4(債権の譲渡等)第1項の規定により譲渡する場合は、譲受人となった協定事業者又は電気通信事業者に支払わない場合であって、その協定事業者又は電気通信事業者から当社に要請があったときとします。)は、第17条(当社が行う第1種IP電話契約の解除)第1項第1号、第18条の14の3(当社が行う第3種IP電話契約の解除)第1項第1号、第18条の3(当社が行う第5種IP電話契約の解除)第1項第1号、第18条の31(当社が行う第5種IP電話契約の解除)第1項第1号、第18条の41(当社が行う第6種IP電話契約の解除)又は第18条の51(当社が行う第7種IP電話契約の解除)の催告にかえて、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのIP電話サービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、第7種IP電話契約者が、その第7種IP電話サービス以外の当社と契約を締結している若しくは締結していた他の第7種IP電話サービス若しくは他の電気通信サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過して

もなお支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、その第7種IP電話サービスの利用を停止することがあります。

- 4 当社は、IP電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために音声通信番号(当社がプラン2に係る第1種IP電話契約者、第5種IP電話契約者又は第7種IP電話契約者に付与したものに限ります。以下この項において同じとします。)の利用を停止する必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその音声通信番号の利用を停止する要請があったときは、警察機関が定める期間、その音声通信番号の利用を停止することがあります。
- 5 当社は、前4項の規定によりその I P電話サービス又は音声通信番号の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を I P電話契約者に通知します。

ただし、必要やむを得ない場合は、この限りでありません。

6 第1項第9号及び第4項の場合において、当社は、警察機関に対し当該IP電話契約者に係る情報を提供することがあります。

(接続休止)

- 第24条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、IP電話契約者が当社のIP電話サービス、基本機能又は付加機能を全く利用できなくなったときは、そのIP電話サービス、基本機能又は付加機能について接続休止(そのIP電話サービス、基本機能又は付加機能に係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのIP電話サービス、基本機能又は付加機能を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)とします。
- 2 当社は、前項の規定により接続休止しようとするときは、あらかじめ、その I P電話契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのIP電話契約は解除又は基本機能若しくは付加機能は廃止されたものとして取り扱います。この場合は、そのIP電話契約者にそのことを通知します。

第9章 音声通信

(音声通信の種類)

第25条 音声通信の種類は、料金表第1表第2 (通信料金) に定めるところによります。

(音声通信の品質)

- **第26条** 音声通信の品質については、そのIP電話サービスの利用形態等により変動する場合があります。
- 2 前項に規定するほか、第6種IP電話サービスについては、当社の電気通信設備の状況等により、音声通信の品質が著しく低下する場合があります。

(通信利用の制限)

- **第27条** 当社は、音声通信が著しくふくそうし、音声通信の全部を接続することができなくなったときは、次の措置を執ることがあります。
 - (1) 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする音声通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする音声通信を優先的に取り扱うため、利用契約者回線、専用契約者回線等又は端末回線に係る音声通信について、次に掲げる機関に設置されている利用契約者回線、専用契約者回線等又は端末回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる音声通信の利用を中止する措置(特定の相互接続点及び特定の地域の契約者回線等への音声通信を中止する措置を含みます。)

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記21に規定する基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

- (2) 特定の相互接続点及び特定の地域の契約者回線等への音声通信を中止する措置
- 2 当社は、本邦外の特定の地域(その地域の一部である場合を含みます。)への音声通信が第三者によって不正に行われていると判断したときは、IP電話契約者から限定通信機能の申込み又は国際通信機能の一時中断の請求があったものとみなして取扱い、本邦外への音声通信の利用を中止する措置を執ることがあります。
- 3 I P電話契約者は、次に掲げる態様で、国際通信を行ってはなりません。
 - (1) 本邦を経由して外国相互間で行われる他人の国際通信を本邦内の端末設備(利用契約者回線又は専用契約者回線等の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるものをいいます。)等において、業として内容を変更することなく媒介すること。
 - (2) 当社の電気通信回線設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のコールバックサービス(本邦から発信する国際通信を外国から発信する形態に振り替えることによって国際通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用し又は他人に利用させること。

方式の別	概 要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して国際通信の請求が行われ、IP電話契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッ ション方式	その提供に際し、当社が国際通信に係る I P電話サービスの通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(利用契約者回線による制約)

- 第28条 第1種IP電話契約者は、利用契約者回線に係る当社又は協定事業者の契約約款に規定するところにより、利用契約者回線を使用することができない場合においては、第1種IP電話サービスを利用することはできません。
- 2 前項に規定するほか、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するDSL方式に起因する事象により、利用契約者回線が全く利用できない状態となる場合(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)においては、第1種IP電話サービスを利用することができないことがあります。

(電気通信番号の利用に係る制約)

- 第29条 当社は、別に定める電気通信番号を利用して行う音声通信については提供しないものとします。
 - (注) 別に定める電気通信番号は、次のとおりとします。
 - ア 第1種IP電話サービスについて、協定事業者の緊急通報番号
 - (電気通信番号規則に規定する緊急通報番号 (110番、118番又は119番) をいいます。)
 - イ 電気通信番号規則に規定する事業者設備識別番号(当社が別に定めるものを除きます。)
 - ウ その他当社が別に定める電気通信番号

(発信電気通信番号通知)

- 第30条 利用契約者回線、専用契約者回線等又は端末回線からの音声通信(料金表に規定する国内通信に限るものとし、 別に定める方法により行う通信を除きます。)については、その音声通信番号を着信先の契約者回線等、利用契約者回 線、専用契約者回線等、端末回線又は別に定める電気通信事業者のIP電話サービスに係る電気通信回線へ通知します。 ただし、次の通信については、この限りでありません。
 - (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
 - (2) 料金表に定める発信電気通信番号非通知機能の提供を受けている通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。)
 - (3) その他当社が別に定める通信
- 2 当社は、音声通信番号を着信先の契約者回線等、利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線又は別に定める電気通信事業者のIP電話サービスに係る電気通信回線へ通知することに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
 - (注1) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイ

ヤルして行う通信とします。

(注2) 当社は、I P電話サービス(第1種 I P電話サービスを除きます。) においては、緊急通報用 I P電話サービス に係る電話番号等を利用して行う音声通信(第1項第1号に定める通信を除きます。) について、音声通信番号のほか、当該 I P電話契約者(第1種 I P電話契約者を除きます。) の氏名及び住所を通知することがあります。

(通信時間の測定等)

第31条 通信時間の測定等については、料金表第1表第2(通信料金)に定めるところによります。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

- 第32条 当社が提供するIP電話サービスに係る料金は、料金表第1表(料金)に規定する月額料金及び通信料金とします。
- 2 当社が提供する I P電話サービスに係る工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費、 線路設置費及び設備費とします。

第2節 料金の支払義務

(月額料金の支払義務)

第33条 第1種IP電話契約者又は第7種IP電話契約者は、その第1種IP電話契約又は第7種IP電話契約に基づいて当社がIP電話サービス、基本機能又は付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は基本機能若しくは付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第1(月額料金)に規定する料金のうち月額で規定されているもの(以下「月額料金」といいます。)の支払いを要します。

ただし、料金表第1表第1(月額料金)に別段の定めがある場合はその定めるところによります。

- 2 第3種IP電話契約者、第4種IP電話契約者又は第5種IP電話契約者は、その第3種IP電話契約、第4種IP電話契約又は第5種IP電話契約に基づいてIP電話サービス又は付加機能(第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス及び第5種IP電話サービス並びに同サービスに係る付加機能に限ります。)の提供を開始後の当社が別に定める日を含む暦月の翌月から起算して、その契約の解除又は付加機能の廃止について当社が承諾した日の属する暦月の末日までの期間について、月額料金の支払いを要します。
- 3 第6種IP電話契約者は、その第6種IP電話契約に基づいて当社がIP電話サービスの提供を開始した日から起算して、その契約の解除について当社が承諾した日の属する暦月の末日までの期間について、月額料金(付加機能使用料を除きます。)の支払いを要し、付加機能の提供を開始した日を含む暦月の翌月から起算して、その付加機能の廃止について当社が承諾した日の属する暦月の末日までの期間について、付加機能使用料の支払いを要します。

ただし、料金表第1表第1 (月額料金) に別段の定めがある場合はその定めるところによります。

- 4 前3項の期間において、利用の一時中断等により I P電話サービス又は基本機能若しくは付加機能を利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、IP電話契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
 - (2) 利用停止 (第 15 条の 2 (第 1 種 I P電話サービスに係る利用限度額) 第 4 項、第 18 条の 15 (その他の提供条件)、第 18 条の 22 (その他の提供条件)、第 18 条の 42 (その他の提供条件)又は第 18 条の 52 (その他の提供条件)に基づき、利用限度額を超えたことにより、I P電話サービスの提供を行わない場合を含みます。)があったときは、I P電話契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、IP電話契約者は、次の場合を除き、IP電話サービス、基本機能又は付加機能を利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区 別 支払いを要しない料金

1 I P電話契約者の責めによらない理由により、そのIP電話サービス、基本機能又は付加機能を全く利用できない状態(当該サービス又は機能に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄から4欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連続したとき

ただし、第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス、第5種IP電話サービス、第6種IP電話サービス及び第7種IP電話サービスにおいては、利用できない状態がIP電話契約者の都合により連続する場合を除きます。

区分	時間
第1種IP電話サービス又は第7種IP電話サービスの場合	24 時間
第3種 I P電話サービス、第4種 I P電話 サービス、第5種 I P電話サービス又は第 6種 I P電話サービスの場合	72 時間

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP電話サービス、基本機能又は付加機能についての月額料金(料金表第1表第1(月額料金)に定める第1種IP電話サービスのプラン1のコース2に係る基本料については、プラン1のコース1に係るものを準用します。以下この表において同じとします。)

2 当社の故意又は重大な過失により、そのIP電話サービス、 基本機能又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのIP電話サービス、基本機能又は付加機能についての月額料金

3 I P電話サービス、基本機能又は付加機能の接続休止をしたとき

I P電話サービス、基本機能又は付加機能の接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその I P電話サービス、基本機能又は付加機能についての月額料金

4 利用契約者回線、特定端末回線若しくは端末回線の移転又は相互接続点の変更等に伴って、IP電話サービス、基本機能又は付加機能を利用できなくなった期間が生じたとき(IP電話契約者の都合によりIP電話サービス、基本機能又は付加機能を利用しなかった場合であって、その設備等を保留したときを除きます。)

利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIP電話サービス、基本機能又は付加機能についての月額料金

- 5 第2項の期間において、第3種IP電話契約者が専用契約者回線を利用することができないため、当社の第3種IP電話サービス又は付加機能を全く利用できないときの月額料金の支払いは、次によります。
 - (1) 専用サービス契約約款の規定による利用の一時中断、利用停止又は I P接続専用サービスに係る契約の解除その 他第3種 I P電話契約者に帰する理由により、専用契約者回線を利用することができなかった場合であっても、その 期間中の月額料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、第3種IP電話契約者は、次の場合を除き、専用契約者回線を利用することができないため、第3種IP電話サービス又は付加機能を全く利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

	ため、第3種11種間ケービバスは自然限を主く利用と	ことは2~7に別的「1~7」(根件並~7文字)で安しより。
	区別	支払いを要しない料金
1	第3種IP電話契約者の責めによらない理由により、型約者回線を利用することができない状態(専用契約者による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表にて同じとします。)が生じたため、当社の第3種IP電子では大力が機能が全く利用できなくなった場合(2枚該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時から起算して、72時間以上その状態が連続したとき。	回線 ・・・)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその第3種IP電話サービス又は付加機能についての月額料金 欄に
2	2 当社の故意又は重大な過失により、当該専用契約者回線 利用することができないため、その第3種IP電話サービ 又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき	

6 第2項の期間において、第4種IP電話契約者が特定他社接続回線を利用することができないため、当社の第4種IP電話サービス又は付加機能を全く利用できないときの月額料金の支払いは、次によります。

- (1) 協定事業者による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他第4種IP電話契約者に帰する理由により、特定他社接続回線を利用することができなかった場合であっても、その期間中は月額料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、第4種IP電話契約者は、次の場合を除き、特定他社接続回線を利用することができないため、第4種IP電話サービス又は付加機能を全く利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

X 支払いを要しない料金 第4種IP電話契約者の責めによらない理由により、特定 そのことを当社が知った時刻以後の利用できなか 他社接続回線を利用することができない状態(特定他社接続 った時間(24時間の倍数である部分に限りま す。) について、24 時間ごとに日数を計算し、 回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できな その日数に対応するその第4種IP電話サービス い状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表に 又は付加機能についての月額料金 おいて同じとします。)が生じたため、当社の第4種 I P電 話サービス又は付加機能が全く利用できなくなった場合(2) 欄に該当する場合を除きます。) にそのことを当社が知った 時刻から起算して、72時間以上その状態が連続したとき。 2 特定他社接続回線に係る協定事業者の故意又は重大な過失 そのことを当社が知った時刻以後の利用できなか により、当該特定他社接続回線を利用することができないた った時間に対応するその第4種IP電話サービス め、その第4種IP電話サービス又は付加機能を全く利用で 又は付加機能についての月額料金 きない状態が生じたとき

- 7 第3項の期間において、第6種IP電話契約者が特定利用契約者回線(当社が別に定める当社又は協定事業者の電気通信サービスに係るものに限ります。以下この項において同じとします。)を利用することができないため、当社の第6種IP電話サービス又は付加機能を全く利用できないときの月額料金の支払いは、次によります。
 - (1) 当社若しくは協定事業者による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他第6種IP電話 契約者に帰する理由により、特定利用契約者回線を利用することができなかった場合であっても、その期間中は月額 料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、第6種IP電話契約者は、次の場合を除き、特定利用契約者回線を利用することができないため、第6種IP電話サービス又は付加機能を全く利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 第6種IP電話契約者の責めによらない理由により、特定 利用契約者回線を利用することができない状態(特定利用契 約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用で きない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この 表において同じとします。)が生じたため、当社の第6種I P電話サービス又は付加機能が全く利用できなくなった場合	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその第6種IP電話サービス又は付加機能についての月額料金
(2欄に該当する場合を除きます。) にそのことを当社が知った時刻から起算して、72 時間以上その状態が連続したとき。	
2 特定利用契約者回線に係る当社若しくは協定事業者の故意 又は重大な過失により、当該特定利用契約者回線を利用する ことができないため、その第6種IP電話サービス又は付加 機能を全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するその第6種IP電話サービス 又は付加機能についての月額料金

- 8 第1項の期間において、第7種IP電話契約者が指定回線を利用することができないため、当社の第7種IP電話サービス又は基本機能若しくは付加機能を全く利用できないときの月額料金の支払いは、次によります。
 - (1) 当社若しくは協定事業者による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他第7種IP電話 契約者に帰する理由により、指定回線を利用することができなかった場合であっても、その期間中は月額料金の支払 いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、第7種IP電話契約者は、次の場合を除き、指定回線を利用することができないため、 第7種IP電話サービス又は基本機能若しくは付加機能を全く利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要しま す。

	区	別	支払いを要しない料金
1 第7種I	P電話契約者の責	めによらない理由により、指定	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなか
回線を利用]することができない	ハ状態(指定回線による全ての	った時間(24 時間の倍数である部分に限りま
通信に著し	い支障が生じ、全	く利用できない状態と同程度の	す。)について、24 時間ごとに日数を計算し、
状態となる	場合を含みます。」	以下この表において同じとしま	その日数に対応するその第7種 I P電話サービス
す。) が生	じたため、当社の第	育7種ⅠP電話サービス又は基	又は基本機能若しくは付加機能についての月額料

本機能若しくは付加機能が全く利用できなくなった場合(2 欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。

2 指定回線に係る当社若しくは協定事業者の故意又は重大な 過失により、当該指定回線を利用することができないため、 その第7種IP電話サービス又は基本機能若しくは付加機能 を全く利用できない状態が生じたとき

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するその第7種IP電話サービス 又は基本機能若しくは付加機能についての月額料

- 9 当社は、料金表第1表第1 (月額料金) に定める第1種IP電話サービスのプラン1のコース2について、その利用契約者回線に係るオープンデータ通信網サービスが利用できない場合は、第4項第3号の表は適用しないものとします。
- 10 本条第4項第3号、第5項第2号及び第6項第2号、第7項第2号及び第8項第2号の表の適用にあたり、料金表第 1表第1(月額料金)に定めるユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、支払いを要しない料金の対象としません。
- 11 当社は、支払いを要しないこととされた月額料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
 - (注)本条第7項に規定する別に定める当社又は協定事業者の電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社若しくは西日本電信電話株式会社より電気通信役務の提供を受けて当社が提供するもの又はBBIX株式会社が提供するものとします。

(通信料金の支払義務)

- 第34条 IP電話契約者は、音声通信について、第31条(通信時間の測定等)及び料金表に定める規定に基づいて算定した通信料金の支払いを要します。
- 2 I P電話契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2(通信料金)に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、I P電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- 3 次の通信については、第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。
 - (1) 緊急通報用 I P電話サービスに係る電気通信回線(110番、118番又は119番)への通信
 - (2) 電気通信サービスに関する問い合わせ、申込み等当社の業務のために、それぞれの業務を行う I P電話サービス 取扱所等との通信であって、当社の指定したものへの通信

(工事費の支払義務)

第35条 I P電話契約者は、I P電話契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表 (工事に関する費用) に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその I P電話契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この節において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、解除等があったときまでに着手した工事の部分について別に算定した 額の費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当 額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第 35 条の2 I P電話契約者は、次条第1項の規定により設備費を支払っていただく場合を除いて、次の場合には料金表第2表(工事費に関する費用)に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、端末回線の設置工事等の着手前にその I P電話契約の解除があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

- (1) 端末回線の終端が区域外となる第5種IP電話契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
- (2) 移転後の端末回線の終端が区域外となる端末回線の移転の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 I P電話契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまで に着手した工事(区域外における端末回線の新設の工事に限ります。)の部分について、当社が別に算定した費用の額 に消費税相当を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第35条の3 I P電話契約者は、現在設置されている通常の電気通信設備以外の特別な電気通信設備の新設を要する第5種IP電話契約の申込み(端末回線の移転の請求を含みます。)をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事

に関する費用) に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、端末回線の設置工事等の着手前に解除等があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 I P電話契約者は工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに 着手した工事(前項に掲げる特別な電気通信設備の新設の工事に限ります。)の部分について、当社が別に算定した費 用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加 算した額とします。

第3節 料金の計算方法及び支払い等

(料金の計算方法及び支払い等)

第36条 料金の計算方法及び支払い等は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第37条 IP電話契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第38条 IP電話契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から10日以内に支払いがあったときは、この限りでありません。

第5節 特定他社接続回線の料金等

(特定他社接続回線の料金等)

- 第38条の2 第3種IP電話契約者は、その第3種IP電話契約に基づいて使用する専用契約者回線の料金等(第3種IP電話サービスに係る専用契約者回線の料金及び工事費に関する費用であって、当社がこの約款において設定するものをいいます。以下同じとします。)を当社に支払っていただきます。
- 2 第4種IP電話契約者又はIV型に係る第7種IP電話契約者は、その第4種IP電話契約又はIV型に係る第7種IP電話契約に基づいて使用する特定他社接続回線の料金等(第4種IP電話サービス又はIV型に係る第7種IP電話サービスに係る特定他社接続回線の料金及び工事費に関する費用であって、当社が設定するものをいいます。以下同じとします。)を当社に支払っていただきます。
- **3** 専用契約者回線の料金等及び特定他社接続回線の料金等に関するその他提供条件(責任の制限を含みます。)は、この 約款及び料金表に定めるところによります。

第6節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第 38 条の3 I P電話契約者(第 3 種 I P電話契約者、第 4 種 I P電話契約者、第 5 種 I P電話契約者、第 6 種 I P電話契約者又は第 7 種 I P電話契約者であって別に定める発信人である者(第 5 種 I P電話契約者の場合は、別に定める発信人が当該 I P電話契約者が提供する別に定める電気通信サービスの契約者であるときを含みます。)に限ります。以下この条において同じとします。)は、当社が次の債権を譲り受け、それを I P電話サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。

この場合において、債権譲受に係る当社及び協定事業者は、IP電話契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- (1) 別に定める協定事業者の雷報サービス契約約款に規定する雷報サービスの料金に係る債権
- 2 前項に規定する当社が譲り受けた債権の取扱いについては、当社が提供する I P電話サービスの料金の取扱いに準じるものとします。

(注)本条に規定する別に定める発信人は、別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する発信人をいいます。 以下同じとします。

第7節 債権の譲渡等

(債権の譲渡等)

- 第 38 条の4 第4種IP電話契約者は、第4種IP電話サービスに係る債権を当社がその特定他社接続回線に係る協定事業者又は特定端末回線に係る電気通信事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及びその協定事業者又は電気通信事業者は、第4種IP電話契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 2 第6種IP電話契約者は、第6種IP電話サービスに係る債権を当社がその第6種IP電話サービスに係る特定電気通信サービスを提供する電気通信事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及びその電気通信事業者は、第6種IP電話契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
 - ただし、料金表通則に定めるところにより第6種IP電話サービスに係る通信料金を随時に計算する場合のほか、当該電気通信事業者の承諾が得られない場合は、当社はその通信料金に係る債権の譲渡を行わないことがあります。
- 3 前2項の規定により譲渡する債権額は、料金表の規定に基づいて算定した額とし、その他の取扱いについては、その協 定事業者又は電気通信事業者の契約約款等に定めるところによります。

(IP電話契約者の維持責任)

第 38 条の5 I P電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(IP電話契約者の切分責任)

- 第 38 条の6 I P電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が特定端末回線又は特定他社接続回線(第7種IP 電話サービスに係るものに限ります。)に接続されている場合であって、当社のIP電話サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、IP電話契約者から要請があったときは、当社は、IP電話サービス取扱所において別に定める 方法により試験を行い、その結果をIP電話契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備(特定端末回線に係る電気通信設備を含みます。)に故障がないと判定した場合において、IP電話契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、IP電話契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
 - (注)本条は、当社が別に定めるところにより、当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。

第11章 保守

(修理又は復旧の順位)

第39条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第27条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる音声通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条第1項第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備	
1	気象機関との I P電話契約に係るもの	
	水防機関とのIP電話契約に係るもの	
	消防機関とのIP電話契約に係るもの	
	災害救助機関とのIP電話契約に係るもの	
	警察機関とのIP電話契約に係るもの	
	防衛機関とのIP電話契約に係るもの	
	輸送の確保に直接関係がある機関とのIP電話契約に係るもの	
	通信の確保に直接関係がある機関とのIP電話契約に係るもの	
	電力の供給の確保に直接関係がある機関とのIP電話契約に係るもの	
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との I P電話契約に係るもの	

水道の供給の確保に直接関係がある機関とのIP電話契約に係るもの 選挙管理機関とのIP電話契約に係るもの 別記21に規定する基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関とのIP電話契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関とのIP電話契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関とのIP電話契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。)

第1順位及び第2順位に該当しないもの

第12章 損害賠償

(責任の制限)

3

第40条 当社は、IP電話サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(その提供をしなかった原因が本邦のケーブル陸揚げ局又は固定衛星地球局より外国側における支障であるときを除きます。)は、そのIP電話サービスが全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての音声通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態をなる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、第33条(月額料金の支払義務)第4項第3号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、当該IP電話契約者の損害を賠償します。

ただし、次の場合についてはこの限りでありません。

- (1) 協定事業者が協定事業者の契約約款の定めにより損害賠償を行う場合
- (2) オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するDSL方式に起因する事象によりIP電話サービスが全く利用できない状態となる場合
- (3) 料金表第1表第1 (月額料金) に定める第1種IP電話サービスのプラン1のコース2について、その利用契約者 回線に係るオープンデータ通信網サービスが利用できない場合
- 2 前項の場合において、当社は、IP電話サービスが全く利用できない状態にあることを知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該IP電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - (1) 料金表に規定する月額料金(料金表第1表第1(月額料金)に定めるユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を除くものとし、第1種IP電話サービスのプラン1のコース2に係る基本料については、プラン1のコース1に係るものを準用します。)
 - (2) 料金表第1表第2 (通信料金) に規定する通信料金 (IP電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の 初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料金 (前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額) により算出します。)
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
- 4 当社の故意又は重大な過失により I P電話サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。
- 5 前項までの規定にかかわらず、電気通信設備の障害、業務上の過誤その他発信者の責めに帰することができない事由により、国際通信に中断等があったときは、発信者は、直ちにその旨を当社に申告していただきます。
- 6 当社は、前項の規定により中断等の申告を受けた国際通信の通信時間を、第 31 条 (通信時間の測定等) の規定に従って調整します。
- 7 第5項の場合において、発信者の責めに帰することができない事由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、 当社は、その国際通信に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じ、前項の調整すべき通信時間 に対応する通信料金を減額又は返還します。

(免責)

- 第 40 条の2 当社は、端末回線等又は第7種IP電話サービス(IV型に係るものに限ります。)に係る端末設備の設置、 撤去、修理又は復旧の工事にあたって、第4種IP電話契約者、第5種IP電話契約者又は第7種IP電話契約者に関 する工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 3 前項までの規定にかかわらず、当社又は外国の電気通信事業者が設置する国際通信に係る電気通信設備に、やむを得ない限度において技術的な条件(端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準を含みます。)の変更が行われる場合であって、端末設備等について改造又は変更が必要となったときは、第4種IP電話契約者、第5種IP電話契約者又は第7種IP電話契約者にその改造又は変更を行っていただきます。

第13章 雜則

(他の電気通信事業者との利用契約の締結)

第 40 条の3 I P電話契約(第1種 I P電話契約を除きます。以下この項において同じとします。)の申込みの承諾を受けた者は、別に定める電気通信事業者が定める契約約款の規定に基づいて、その電気通信事業者との利用契約を締結したことになります。

ただし、IP電話契約の申込みの承諾を受けた者から、その電気通信事業者との利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りでありません。

2 前項の規定により利用契約を締結した I P電話契約者(第1種 I P電話契約者を除きます。以下この項において同じとします。)は、サービスの利用があったときは、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要します。

ただし、そのIP電話契約者が、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

- 3 第6種IP電話契約若しくは第7種IP電話契約(I型又はⅡ型に係るものに限ります。)の申込みの承諾を受けた者、第6種IP電話サービス利用権若しくは第7種IP電話サービス利用権(I型又はⅢ型に係るものに限ります。)の譲渡の承認を受けた者又は第6種IP電話契約者若しくは第7種IP電話契約者(I型又はⅢ型に係るものに限ります。)の地位を承継した者は、別に定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約を締結したことになります。この場合、当該サービスに係る料金は第6種IP電話サービス又は第7種IP電話サービス(I型又はⅢ型に係るものに限ります。)に係る料金に含むものとし、当該サービスに係るその他の提供条件は、この約款に定めるところによるものとします。
- (注1) 本条第1項及び第2項において、当社が利用契約を締結したこととする電気通信事業者は、別紙1に定めるところによります。
- (注2) 本条第3項に規定する別に定める協定事業者はBBIX株式会社とし、別に定める電気通信サービスは、同社の IPv6 インターネット接続サービス利用規約に規定する IPv6 インターネット接続サービス (IPv6 による接続に係る部分に限ります。) に相当するものであって、第6種IP電話契約者及び第7種IP電話契約者向けに提供するサービスとします。

(承諾の限界)

第41条 当社は、IP電話契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき 又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき(特定他社接続回線を使用する場合におい て、当社の電気通信設備と特定他社接続回線との接続に関し、その特定他社接続回線に係る電気通信事業者の承諾が得 られない場合その他その請求内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しない場合を含みます。)は、 その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(書面等の提出等)

第41条の2 I P電話契約者又は I P電話契約の申込みをする者(承継等の手続きをする者を含みます。)は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法(電磁的方法やインターネットを経由して当社所定の書式を I P電話サービス取扱所等へ送信する方法を含みます。)により提出等をすることができます。

(利用に係るIP電話契約者の義務)

- 第42条 I P電話契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 当社又は当社以外の電気通信事業者が I P電話契約に基づき設置した端末回線等を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその端末回線等に線状その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護の必要があるときは、この限りでありません。

- (2) I P電話契約者は、故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他音声通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社又は当社以外の電気通信事業者が I P電話契約に基づき設置した端末回線等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (5) 当社又は当社以外の電気通信事業者が I P電話契約に基づき設置した端末回線等を善良な管理者の注意をもって保管すること。

- (6) 第1種IP電話契約者、第5種IP電話契約者又は第7種IP電話契約者が当該サービスを電気通信事業の用に供する場合、電気通信番号計画に規定する電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。
- (7) 電気通信事業者(電気通信事業を営もうとする者を含みます。)に該当する第1種IP電話契約者、第5種IP電話契約者又は第7種IP電話契約者は、当該サービスを電気通信事業の用に供する旨及び電気通信番号使用計画の認定を受け、又は受けようとしている旨を当社に申し出ること。
- (8) 第4種 I P電話サービスをその I P電話契約者の電気通信事業の用に供しないこと。
- 2 I P電話契約者は、前項の規定に違反して端末回線等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(IP電話契約者からの端末回線等の設置場所の提供等)

第42条の2 IP電話契約者からの端末回線等の設置場所の提供等については、別記13に定めるところによります。

(協定事業者等からの通知)

- 第43条 当社は、第4種IP電話契約者又は第7種IP電話契約者が第18条の20(変更等の通知)第1項若しくは第3項又は第18条の49(変更等の通知)第1項若しくは第3項による届出を行わなかった場合は、当社と協定事業者との相互接続協定に基づき、協定事業者から、IP電話契約者と協定事業者との別に定める電気通信サービスに関する契約に係る氏名及び住所等について、通知を受けることがあります。
- 2 当社は、第6種IP電話契約者が第18条の36(第6種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)に定める条件を満たさなくなった場合、第18条の40(変更等の通知)第1項第2号若しくは第3号による通知を行わなかった場合又は第18条の42(その他の提供条件)に定める解除の通知を行わなかった場合は、当社と別に定める協定事業者との相互接続協定等に基づき、その協定事業者から、第6種IP電話契約者と協定事業者との別に定める電気通信サービスに関する契約(同社より当該電気通信役務の提供を受けて他の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係るものを含みます。)に係る氏名及び住所等について、通知を受けること(第40条の3(他の電気通信事業者との利用契約の締結)第3項に規定する協定事業者を介して行われる場合を含みます。)があります。
- 3 当社は、第6種IP電話契約者が第18条の36(第6種IP電話契約申込を行うことができる者の条件)に定める条件 を満たさなくなった場合又はその後再び満たすようになった場合は、当社と別に定める協定事業者との相互接続協定等 に基づき、その協定事業者から、その事実について通知を受けることに同意していただきます。
- 4 当社は、第3種IP電話契約者、第4種IP電話契約者、第5種IP電話契約者又は第7種IP電話契約者がそれぞれ 第18条の14の2(第3種IP電話契約者が行う第3者IP電話契約の解除)、第18条の22(その他の提供条件)、第 18条の34(その他の提供条件)又は第18条の52(その他の提供条件)に定める解除の通知を行わなかった場合は、別 に定める協定事業者から、第2種音声通信番号に係る第3種IP電話契約者、第4種IP電話契約者、第5種IP電話 契約者又は第7種IP電話契約者の氏名及び住所等について、通知を受けることがあります。
 - (注)本条第2項に規定する別に定める協定事業者の電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービスとします。

(協定事業者への通知)

第43条の2 当社は、第40条の3 (他の電気通信事業者との利用契約の締結) 第1項に規定する電気通信事業者から請求があったときは、その電気通信事業者と当該規定に定める利用契約を締結している第3種IP電話契約者、第4種IP電話契約者、第5種IP電話契約者、第6種IP電話契約者又は第7種IP電話契約者の氏名、住所、及び第2種音声通信番号を通知することがあります。

(別に定める電気通信事業者への通知)

第43条の2の2 第6種IP電話契約者は、第6種IP電話サービスに係る特定電気通信サービスを提供する電気通信事業者からの請求に基づき、料金表第1表第2(通信料金)に定める通信料金の取扱いの適用に規定するところにより、当該取扱いに係るIP電話契約者の氏名及び住所等を当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

第43条の2の3 削除

第43条の2の4 削除

第43条の2の5 削除

(郵送等によるIP電話契約者への通知)

- 第 43 条の2の6 当社は、当社から I P電話契約者へ個別に郵送等の通知を行う場合において、届出のあった I P電話契約者の住所若しくは居所又は請求書送付先等への送付をもって、その通知を行ったものとします。
- 2 当社は、前項の場合において、当社の故意又は重過失がある場合を除き、通常到達すべき時に通知がなされたものとします。

(電話帳)

第 43 条の3 当社は、IP電話契約者(第1種IP電話契約者を除きます。から請求があったときは、別記4に定めるところにより、当社が付与した第2種音声通信番号を電話帳(別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。)に掲載します。

(電話番号案内)

第 43 条の4 当社は、I P電話契約者(第1種I P電話契約者を除きます。)から請求があったときは、当社が付与した 第2種音声通信番号について、第 43 条の5 (当社電話番号案内)及び別に定める協定事業者の契約約款に定める電話番 号案内において案内を行います。

(当社電話番号案内)

- 第 43 条の5 当社は、I P電話サービス(第1種 I P電話サービスを除きます。)について、当社又は別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内(以下「当社電話番号案内」といいます。)を行います。
- 2 前項に規定するほか、当社電話番号案内に係る料金その他の提供条件は、電話サービス等契約約款に規定するものを準 用することとします。

(番号情報の提供)

- 第43条の6 当社は、当社の番号情報(電話帳掲載、電話番号案内又は当社電話番号案内に必要な情報(第43条の3(電話帳)及び第43条の4(電話番号案内)の規定により電話帳掲載、電話番号案内及び当社電話番号案内を行うこととなった第2種音声通信番号に係る情報に限ります。)をいいます。以下この条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために当社が別に定める協定事業者が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。)に登録します。
- 2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する協定事業者が、電話帳発行、電話番号案内又は当社電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限ります。)に提供します。
 - (注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。
 - (注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。
- (注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。
- (注4) 本条第2項について、電話番号案内のみを行うものとした場合は、その番号情報を電話番号案内の目的に限定して電気通信事業者等が利用する場合に限り提供するものとします。

(別に定める電気通信事業者によるIP電話サービスに関する料金の回収代行)

- 第 43 条の7 当社は、I P電話契約者(第 6 種 I P電話契約者に限ります。以下この条において同じとします。)から請求があったときは、当社がこの約款の規定によりその I P電話契約者に請求することとした料金(第 38 条の 3 (協定事業者に係る債権の譲受等)に規定する電報サービス又は料金表に規定する他社音声通信又は当社の移動体電話設備への通信(当社が別に定めるものに限ります。)に係るものを含みます。以下この条において同じとします。)又は工事に関する費用について、次の場合を除いて、当社の代理人として別に定める電気通信事業者が請求し回収する取扱いを行います。
 - (1) そのIP電話契約者が、当社が請求することとした料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) その I P電話契約者への料金又は工事に関する費用の請求について、当該電気通信事業者が承諾しないとき。
 - (3) その他 I P電話サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 前項の規定により当該電気通信事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、そのIP電話契約者が、当該電 気通信事業者が定める支払期日を経過してもなおその電気通信事業者に支払わないときは、そのIP電話契約者に係る 前項の取扱いを廃止します。

(注) 第1項に規定する別に定める電気通信事業者は、ヤフー株式会社とします。

(特約条項等)

第 43 条の8 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、IP電話契約者に対して別に定める提供条件(以下「特約条項等」といいます。)で、IP電話サービスの提供をすることがあります。

この場合、当社とIP電話契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

ただし、事業法第7条に規定する基礎的電気通信役務に関するものについては、この限りでありません。

(法令に規定する事項)

第44条 I P電話サービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。 (注) 法令に定めのある事項については、別記6から12までに定めるところによります。

(閲覧)

第45条 第3種IP電話サービスにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

2 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、閲覧に供します。

第 14 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第46条 IP電話サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記14から20に定めるところによります。

1 IP電話サービスの提供区間

- (1) 当社が提供する第1種IP電話サービスの提供区間は、次のとおりとします。
 - ア 相互接続点相互間(同一の相互接続点に終始する場合を含みます。)のもの
 - イ オープンデータ通信網サービス契約約款に規定する業務区域内の契約者回線の終端(以下この別記1において「契約者回線の終端」といいます。)相互間(同一の契約者回線の終端に終始する場合を含みます。)のもの
 - ウ 相互接続点又は契約者回線の終端相互間のもの
 - エ 相互接続点又は契約者回線の終端から端末回線等の終端又はサービス接続点 (IP電話サービスに係る電気通信 設備と別に定める当社の電気通信サービスとの接続点をいいます。以下同じとします。) 間のもの
 - オ 相互接続点又は契約者回線の終端から本邦外の別紙3に定める地域(以下「取扱地域」といいます。)間のもの
- (2) 当社が提供する第3種IP電話サービス、第6種IP電話サービス及び第7種IP電話サービスの提供区間は、次のとおりとします。
 - ア 相互接続点(第6種IP電話サービスについては、別に定める接続点を含みます。以下この(2)において同じとします。)又はサービス接続点相互間(同一の相互接続点又はサービス接続点に終始する場合を含みます。)のもの
 - イ 相互接続点又はサービス接続点から端末回線等の終端間のもの
 - ウ 相互接続点又はサービス接続点から取扱地域間のもの
- (3) 当社が提供する第4種IP電話サービスの提供区間は、次のとおりとします。
 - ア 相互接続点又は特定端末回線の終端相互間のもの
 - イ 相互接続点又は特定端末回線の終端からサービス接続点又は端末回線の終端間のもの
 - ウ 相互接続点又は特定端末回線の終端から取扱地域間のもの
- (4) 当社が提供する第5種IP電話サービスの提供区間は、次のとおりとします。
 - ア 端末回線の終端相互間のもの
 - イ 端末回線の終端から相互接続点、サービス接続点又は特定端末回線の終端間のもの
 - ウ 端末回線の終端から取扱地域間のもの

2 IP電話契約者の氏名の変更

- (1) I P電話契約者は、その氏名の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、I P電話サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 IP電話契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により I P電話契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する 法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを 証明する書類を添えて I P電話サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定めこれを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 電話帳

- (1) 当社は、IP電話契約者(第1種IP電話契約者を除きます。以下この4において同じとします。)から請求があったときは、IP電話契約者の氏名、住所及び第2種音声通信番号等を電話帳に掲載します。
- (2) 電話帳の普通掲載、掲載省略及び重複掲載その他の取扱いについては、電話サービス等契約約款の規定を準用するものとします。

5 緊急通報用IP電話サービスの電気通信番号

緊急通報用IP電話サービスに係る電気通信番号は次のとおりとします。

711 = 111111		
区別	電気通信番号	
警察機関に提供されるもの	1 1 0	
海上保安機関に提供されるもの	1 1 8	
消防機関に提供されるもの	1 1 9	

6 自営端末設備の接続

(1) I P電話契約者は、その特定端末回線若しくは特定他社接続回線(第7種IP電話サービスに係るものに限ります。以下別記9までにおいて同じとします。)の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介し

- て、その特定端末回線又は特定他社接続回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31 条で定める場合に該当するとき。
 - ウ その接続により本邦を経由して外国相互間で行われる他人の音声通信を本邦内の端末設備等において、業として 内容を変更することなく媒介することとなるとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) I P電話契約者は、工事担任者規則 (昭和60年郵政省令第28号) 第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。 ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りでありません。
- (6) IP電話契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) I P電話契約者は、その特定端末回線又は特定他社接続回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、特定端末回線又は特定他社接続回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、IP電話契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、IP電話契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、IP電話契約者は、 その自営端末設備を特定端末回線又は特定他社接続回線から取りはずしていただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- (1) I P電話契約者は、その特定端末回線又は特定他社接続回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その特定端末回線又は特定他社接続回線に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
 - ウ その接続により本邦を経由して外国相互間で行われる他人の音声通信を本邦内の端末設備等において、業として 内容を変更することなく媒介することとなるとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) I P電話契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。 ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りでありません。
- (6) IP電話契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) I P電話契約者は、その特定端末回線又は特定他社接続回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

特定端末回線又は特定他社接続回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの 円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

11 IP電話契約者に係るパーソナルデータの利用

- (1) 当社は、IP電話契約者に係るパーソナルデータ(個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下同じとします。)の取扱いに関する指針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- (2) パーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。

12 電気通信番号の利用

IP電話契約者は、第30条(発信電気通信番号通知)の規定等により通知を受けた音声通信番号の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

13 IP電話契約者からの端末回線等の設置場所の提供等

- (1) 端末回線等の終端のある構内 (これに準ずる区域内を含みます。以下この13において同じとします。) 又は建物内において、当社又は当社以外の電気通信事業者が端末回線等を設置するために必要な場所は、そのIP電話契約者から提供していただきます。
- (2) 当社は、端末回線等の終端のある構内又は建物内において、IP電話契約者から管路等の特別な設備を使用して端末回線等を設置することを求められたときはIP電話契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- (3) 当社又は当社以外の電気通信事業者が I P電話契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、I P電話契約者から提供していただくことがあります。

14 通信料金明細書の送付

(1) 当社は、IP電話契約者(第1種IP電話契約者、第3種IP電話契約者又は第7種IP電話契約者に限ります。 以下この14において同じとします。)から請求があったときは、そのIP電話契約者の支払いに係る音声通信の通 信料金明細書を送付します。

この場合、通信料金明細書には、次の種類があり、IP電話契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。

- ア 第1種IP電話契約のオフネット通信及び国際通信並びに第3種IP電話契約及び第7種IP電話契約の区域内 通信、隣接区域内通信、区域外通信及び国際通信に係る通信料金明細を記録しているもの
- イ 第1種IP電話契約の国際通信並びに第3種IP電話契約及び第7種IP電話契約の隣接区域内通信、区域外通信及び国際通信に係る通信料金明細を記録しているもの
- (2) (1)の場合に、第3種IP電話契約及び第7種IP電話契約における移動体電話設備及び特定IP電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則に規定する特定IP電話番号により識別される電気通信設備に限ります。以下同じとします。)への着信に係る国内通信については、区域外通信とみなして取り扱います。
- (3) I P電話契約者は、(1)アに規定する通信料金明細書の送付の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3 (附帯サービスに関する料金) に規定する明細書発行手数料を、当社が別に定める方法により、支払っていただきます。
- (4) I P電話契約者は、(1)の請求をしその承諾を受けたときは、当社が別に定めるところにより、郵送料(実費)の 支払いを要します。
- (5) (1)の請求をし、その承諾を受けた I P電話契約者が、その通信料金明細書において電話サービス等契約約款に規定する電話等契約の通話等に係る通話等料金明細の提供を受ける場合は、(1)ア及びイをそれぞれ次のとおり読み替えて適用することがあります。
 - ア 第1種IP電話契約のオフネット通信及び国際通信並びに第3種IP電話契約及び第7種IP電話契約の区域内 通信、隣接区域内通信、区域外通信及び国際通信並びに電話サービス等契約約款に規定する電話等契約の区域内通 話等、隣接区域内通話等、区域外通話等及び国際通話等に係る通信料金明細を記録しているもの
 - イ 第1種IP電話契約の国際通信並びに第3種IP電話契約及び第7種IP電話契約の隣接区域内通信、区域外通信及び国際通信並びに電話サービス等契約約款に規定する電話等契約の隣接区域内通話等、区域外通話等及び国際通話等に係る通信料金明細を記録しているもの

15 電子媒体による請求額情報の通知等

- (1) 当社は、IP電話サービス(プラン2に係る第1種IP電話サービス及び第5種IP電話サービスを除きます。以下 この15において同じとします。)について、そのIP電話サービスの料金等の請求額情報(そのIP電話契約者に係る IP電話サービスの料金等の請求額及びその内訳をいいます。以下同じとします。)を、請求額情報蓄積装置(請求額 情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、請求額情報等を通知する取扱いを行います。
- (2) 当社は、(1)に規定する請求額情報蓄積装置に、そのIP電話契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報をIP電話契約者に通知したものとします。

16 電子媒体による通信料金明細情報の提供

- (1) 当社は、第三者課金機能の提供を受けている I P電話契約者から請求があったときは、その I P電話契約者が登録した移動体電話設備から発信された音声通信の通信料金明細情報を通信料金明細情報蓄積装置(通信料金明細情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。) に登録した電子媒体により、通信料金明細情報を提供する取扱い(以下「電子媒体による通信料金明細情報の提供」といいます。) を行います。
- (2) 前項に定めるほか、電子媒体による通信料金明細情報の提供に係る事項については、当社が別に定めるところによります。

17 IP電話料金等請求書の発行

- (1) 当社は、別に定める場合を除き、IP電話サービス(第4種IP電話サービスを除きます。)の料金及び工事に関する費用の請求にあたり、IP電話料金等請求書(請求書又は請求額通知書とします。以下同じとします。)を発行します
- (2) (1)のほか、当社は、IP電話契約者(第4種IP電話契約者を除きます。)が、この約款に定める料金その他の 債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合(支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社 がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)は、電話料金等請求書(請求書に限ります。)を発行しま す。
- (3) 第7種IP電話契約者は、(1)又は(2)に規定するIP電話料金等請求書の発行を受けたときは、料金表第1表第3 (附帯サービスに関する料金)に規定する請求書等発行手数料の支払いを要します。 ただし、当社が別に定める場合は、この限りでありません。
- (4) プラン1に係る第1種IP電話契約者又は第6種IP電話契約者は、(1)又は(2)に規定するIP電話料金等請求書の発行を受けたときは、それぞれオープンデータ通信網サービス契約約款又は特定電気通信サービスに係る契約に規定する請求書等発行手数料の支払いを要します。 ただし、当社が別に定める場合は、この限りでありません。

18 支払証明書の発行

- (1) 当社はIP電話契約者(第1種IP電話契約者、第3種IP電話契約者又は第7種IP電話契約者に限ります。) から請求があったときは、この約款に定める料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書(以下「支払証明書」といいます。)を発行します。
- (2) 第7種IP電話契約者は、(1)に規定する支払証明書の発行を受けたときは、料金表第1表第3(附帯サービスに関する料金)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要します。

ただし、当社が別に定める場合は、この限りでありません。

(3) プラン1に係る第1種IP電話契約者は、(1)に規定するIP電話料金等請求書の発行を受けたときは、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要します。 ただし、当社が別に定める場合は、この限りでありません。

19 天気予報サービス等

当社は、次により天気予報サービス、時報サービス、災害用伝言ダイヤルサービス及び電報受付機能を提供します。

-E-MOCH MARIE CARENTO ON 7 6		
区別	内容	電気通信番号
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する情報 を通知するサービス	177
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	1 1 7
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、当社が別に定める音声通信 について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	171
電報受付機能	別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定 する電報サービスへ接続するサービス	1 1 5

備考

第3種IP電話サービスの専用契約者回線、第4種IP電話サービスの特定端末回線等、第5種IP電話サービスの端末回線、第6種IP電話サービスの特定利用契約者回線又は第7種IP電話サービスの指定回線に限り提供します。

20 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、IV型に係る第7種IP電話契約の申込みをする者又はIV型に係る第7種IP電話契約者から要請があったときは、当社のIV型に係る第7種IP電話サービスと一体的に利用する協定事業者の専用サービスの利用に係る協定事業者に対する請求その他当社が別に定める事項について手続きの代行を行います。

21 新聞社等の基準

区分	基	準	
----	---	---	--

1	新聞社	次の基準すべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8000部以上であること。
2	放送事業者	放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者及び同条第 24 号に 規定する基幹放送局提供事業者
3	通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は 放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供 給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(特定他社接続回線等の料金等)

- 1 特定他社接続回線の料金等については、当社が設定するものとします。
- 2 専用契約者回線の料金等(第3種IP電話サービスに係る専用契約者回線の料金及び工事に関する費用をいいます。以下同じとします。)については、この約款において設定するものとします。

(料金の計算方法)

- 3 当社は、IP電話契約者がそのIP電話契約に基づき支払う月額料金は暦月に従って計算します。
- 4 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。 ただし、第1表第1 (月額料金) に特段の定めがある場合は、その定めによるものとし、第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス及び第5種IP電話サービスに係るものについては、(1)から(3)の適用は行わないものとし、第6種IP電話サービスに係るものについては、(2)及び(3)の適用は行わないものとします。
 - (1) 暦月の初日以外の日にIP電話サービス、基本機能又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日にIP電話サービスの解除又は基本機能若しくは付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 暦月の初日にIP電話サービス又は基本機能若しくは付加機能の提供を開始し、その日にそのIP電話サービスの 解除又は基本機能若しくは付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日に月額料金の額の改定があったとき。この場合改定後の月額料金は、その改定があった日から 適用します。
 - (5) 第33条(月額料金の支払義務)第4項第3号、第5項第2号、第6項第2号、第7項第2号及び第8項第2号の表の規定に該当するとき。
- 5 4の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第33条(月額料金の支払義務)第4項第3号の表の1欄、第5項第2号の表の1欄、第6項第2号、第7項第2号及び第8項第2号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 6 当社は、IP電話契約者がそのIP電話契約に基づき支払う通信料金は、料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。約款及び以下料金表において同じとします。)に従って計算します。ただし、IP電話契約者から請求があったとき、その他当社が必要と認めるときは、その音声通信(当社が別に定めるものに限ります。)に係る通信料金について、随時に計算することがあります。
- 7 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、6の規定の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。 この場合において、第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(料金の支払い)

9 I P電話契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関又は I P電話サービス取扱所等において支払っていただきます。

(料金の一括払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、9の規定にかかわらず、IP電話契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- 11 当社は、IP電話契約者の1月の支払額(この約款に定める料金(IP電話契約者が、電話サービス等契約約款に定める電話等契約者又はオープンデータ通信網サービス契約約款に定めるオープンデータ通信網契約者である場合は、当該約款に定める料金を含みます。)のうち、当社が別に定める料金に係るものに限ります。)が5,000円に満たないときは、2又は3月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめ I P電話契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りでありません。

(前受金)

- **12** 当社は、料金又は工事に関する費用について、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
- (注) 当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

(消費税相当額の加算)

13 第33条(月額料金の支払義務)から第35条(工事費の支払義務)の規定その他この約款の規定により支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)とします。)に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については当社が別に定めるところによります。

この場合において、当社は、消費税法第63条に定めるところにより、必要に応じて税込価額(税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)を併記します。

- (注) 当社は、税込価額を併記する場合、括弧内にその額を記載するものとします。
- 14 13 の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、IP電話契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。
- 15 13 の規定にかかわらず、国際通信に係るものについては消費税相当額を加算しないものとします。

(料金等の臨時減免)

- **16** 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
- (注)当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の I P電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金

第1 月額料金

1 適用

月額料金(専用契約者回線及び特定他社接続回線に関するものを含みます。)の適用については、第33条(月額 料金の支払義務)及び第38条の2(特定他社接続回線の料金等)の規定によるほか、次のとおりとします。

額 料 金 \mathcal{O} 滴 用

適用

(1) 細目に係る料金の | ア 当社は、第1種IP電話サービスについて料金表を適用するにあたって、次表のとおり 設備の態様による細目を定めます。

種類	内 容
プラン1	オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するタイプ1 (プラ
(商品名: ODN	ン1、プラン3及びプラン4に係るものを除きます。)、タイプ3
IP フォン)	(コース6の通常型又は特定利用限定型に係るものに限ります。)
	又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約に基づき設置
	された1の利用契約者回線を利用するもの
プラン2	オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するオープンデータ
(商品名: IP-	通信網契約(第1種オープンデータ通信網契約又は第4種オープン
One IPフォン B	データ通信網契約であって、別に定めるものに限ります。) に基づ
プラン)	き設置された1の利用契約者回線を利用するもの

イ 当社は、第1種IP電話サービスのプラン1について月額料金を適用するにあたり、次表 のとおり、料金の適用の態様による細目を定めます。

種 類	内容
コース 1	コース2以外のもの
コース 2	基本料について、利用契約者回線に係る基本料(オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。)と併せて設定する もの

備考

- 1 コース1は、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース 6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網契約に基づき設置された1の利用契約 者回線を利用するものに限り提供します。
- 2 コース2は、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するタイプ3のコース 6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網契約に基づき設置された1の利用契約 者回線を利用するものを除き提供します。
- 当社は、第7種IP電話サービスについて料金表を適用するにあたって、次表のとおり 設備の態様による細目1を定めます。

種類	内 容
メニュー1	(ア) Ⅰ型及びⅡ型に係るものについては、同時に30チャ
(商品名:スタンダー	ネルまでの通信が可能なもの
ドプラン)	(イ) Ⅲ型に係るものについては、同時に100チャネルま
	での通信が可能なもの
	(ウ) IV型に係るものについては、同時に1,000チャネル
	までの通信が可能なもの
メニュー2	同時に2チャネルまでの通信が可能なものであってメニュー
(商品名:Aプラン)	3以外のもの
メニュー3	同時に2チャネルまでの通信が可能なものであって、基本機
(商品名:Bプラン)	能として、2 (料金額) (9) (付加機能使用料) に規定する発
	信電気通信番号表示機能、迷惑通信おことわり機能、発信電
	気通信番号通知要請機能及び着信情報送信機能に相当する機
	能を有するもの
メニュー4	同時に8チャネルまでの通信が可能なもの
(商品名:Cプラン)	
メニュー5	同時に32チャネルまでの通信が可能なものであって、基本
(商品名:Dプラン)	機能として、2 (料金額) (9) (付加機能使用料) に規定する
	発信電気通信番号表示機能、迷惑通信おことわり機能及び発

備考

- 1 メニュー2、メニュー3、メニュー4及びメニュー5は、 I 型及び I 型に係るものに限り提供します。
- 2 基本機能として、メニュー1、メニュー2、メニュー3及びメニュー5は1チャネル、メニュー4は3チャネルによる通信が可能です。
- 3 メニュー3は、音声通信の料金明細内訳を記録している第7種IP電話契約者の指 定回線に限り、提供を受けることができます。
- 4 メニュー3に係るIP電話契約者は、第2 (通信料金) に定めるところにより、基本通信料の支払いを要します。
- 5 メニュー2、メニュー3、メニュー4及びメニュー5は1の指定回線群に所属することができる指定回線の数を1とします。
- 6 指定回線群を構成する指定回線が2以上である場合、オープンデータ通信網サービス契約約款に規定する第1種オープンデータ通信網契約又は別に定める当社の端末機器に係る契約の当社が指定する保守の提供を受ける契約に係る指定回線に限り、指定回線群を構成することができます。
- 7 第7種IP電話契約者は、第18条の48 (細目の変更)の規定にかかわらず、メニュー2、メニュー3、メニュー4又はメニュー5からメニュー1への細目の変更に限り、請求することができます。この場合、その請求を当社が承諾した日の属する暦月の翌月から、変更後の細目を適用します。
- 8 当社は、メニュー3又はメニュー5からメニュー1への細目の変更があったときは、基本機能として有する機能について、第7種IP電話契約者から廃止の申出があったものを除き、付加機能として提供を継続します。
 - この場合、細目の変更を適用した日から、その付加機能について、2(料金額)(9)付加機能使用料に規定する料金額を適用します。
- エ 当社は、IV型に係る第7種IP電話サービスについて指定回線使用料を適用するにあたって、次表のとおり設備の態様による細目2を定めます。

種 類	内 容
タイプ1	同時に400チャネルまでの通信が可能な
(商品名:ボイスアクセスタイプ1)	もの
タイプ 2	同時に1,000チャネルまでの通信が可
(商品名:ボイスアクセスタイプ2)	能なもの

備考

IV型に係る第7種 I P電話契約者は、第 18 条の 48 (細目の変更) の規定にかかわらず、設備の態様による細目 2 の変更を請求することはできません。

- オ ウ及び工に定めるほか、1の指定回線群において同時に通信できるチャネルの数は、1,000チャネルまでとします。
- (2) 音声通信番号の付 与に係る料金の適用
- ア 音声通信番号の付与については、次のとおりとします。
 - (ア) 第1種IP電話サービスに係るもの

() / / / / / / / / / / / / / / / / / /	. 11.90
区 分	適用
プラン1に係るもの	利用契約者回線ごとに1の音声通信番号を付与するもの
プラン2に係るもの	利用契約者回線ごとに100又は500の音声通信番号(「音声
	通信番号群」といいます。以下同じとします。) を付与するもの

(イ) 第3種IP電話サービスに係るもの

区 分	適用
第3種IP電話サー	専用契約者回線について1の音声通信番号を付与するもの
ビスに係るもの	

(ウ) 第4種IP電話サービスに係るもの

区分	適用
第4種IP電話サー	特定端末回線等について1の音声通信番号を付与するもの
ビスに係るもの	

(エ) 第5種IP電話サービスに係るもの

区 分	適用
第5種IP電話サー	端末回線について 20,000 の音声通信番号を付与するもの
ビスに係るもの	

(オ) 第6種 I P電話サービスに係るもの

区 分	適用
第6種IP電話サー	特定利用契約者回線について1の音声通信番号を付与するもの
ビスに係るもの	

(カ) 第7種IP電話サービスに係るもの

区 分	適用
第7種IP電話サー	指定回線について1の第2種音声通信番号を付与するもの
ビスに係るもの	

- イ 第7種IP電話契約者は、その指定回線に係る1の第2種音声通信番号について、2 (料金額)に規定する(3)基本番号使用料の支払いを要するものとします。
- ウ プラン2に係る第1種IP電話契約者、第5種IP電話契約者又は第7種IP電話契約者は、その利用契約者回線、端末回線又は指定回線群についてそれぞれ、音声通信番号群又は音声通信番号を追加する請求を行うことができます。この場合に、1の指定回線群に付与することができる音声通信番号の数は、メニュー1又はメニュー5のものにあっては9,000まで、メニュー2又はメニュー3のものにあっては5まで、メニュー4のものにあっては32までとし、I型及びII型に係る第7種IP電話サービスについては、第18条の47(音声通信番号の付与)の規定にかかわらず、第2種音声通信番号に限ります。
- エ 第1種音声通信番号が付与されている指定回線群については、I型及びⅡ型に係る指定回線をその指定回線群を構成する指定回線とすることはできません。
- オ 当社は、ウに定める音声通信番号群又は音声通信番号の追加の請求があったときは、次 の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (ア) I P電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために当社が音声通信番号の追加 の請求を承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から 当社に対して所定の方法によりその音声通信番号の追加の請求を承諾しない要請が あったとき。
 - (イ) その他 I P電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるとき。
- カ ウの請求をし承諾を受けた I P電話契約者は、追加した音声通信番号群又は音声通信番号について 2 (料金額) に規定する(4) 追加番号使用料の支払いを要するものとします。
- キ その他音声通信番号群及び音声通信番号の付与に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

(3) 基本料に関する減 額の適用

オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するタイプ 3 のコース 6 (通常型に係るものに限ります。)に係る第 4 種オープンデータ通信網契約に基づき設置された利用契約者回線を利用するものについては、その I P 電話契約に係る基本料について 1 の利用契約者回線ごとに 1 0 0 円(税込 1 1 0 円)を減額して適用します。

(4) 特定サービスの契 約の締結を条件とす る第3種IP電話サ ービスの基本料に関 する取扱いの適用

- ア 当社は、第3種IP電話契約者からの申出により、特定サービスの契約の締結を条件とする第3種IP電話サービスの基本料に関する取扱い(以下「シティセイバー」といいます。)を行います。
- イ シティセイバーとは、第3種IP電話契約者が、特定サービス (Yahoo! BB 光シティサービス規約に定めるYahoo! BB 光シティサービスのサービス契約をいいます。以下この欄において同じとします。)の契約を締結することを条件に、1の専用契約者回線ごとに、基本料から450円(税込495円)を減額して適用することをいいます。
- ウ シティセイバーは、その第3種IP電話サービスの提供を開始後(その開始日に特定サービスの提供が開始されていない場合は、その開始後とします。)の当社が別に定める日を含む暦月の翌月から適用を開始することとし、その次暦月以降においても第3種IP電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。終了の申込みがあった場合は、その終了日を含む暦月の末日まで、シティセイバーを適用するものとします。
- エ 当社は、次の場合にはシティセイバーの適用は終了したものとして取り扱います。
 - (ア) シティセイバーの適用を受けている専用契約者回線に係る第3種IP電話契約の 解除があったとき

(5) 端末回線の終端が 加入区域外にある場 合の料金の適用

端末回線の終端が加入区域外にある場合の加算額は、その端末回線の終端が収容されている収容 I P電話サービス取扱所の加入区域を超える地点から引込柱(端末回線の終端に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について適用します。

(6) ユニバーサルサービス料の適用	(料金額) に規定する(6)ユニバーサの提供の確保のための負担金に充てび負担金算定等規則(平成14年6月で当社が定める料金をいいます。以てユニバーサルサービス料は、暦月音声通信番号に限り適用します。	6音声通信番号について、1の音声通信番号ごとに2 サルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務 るために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及 19日総務省令第64号)により算出された額に基づい 下同じとします。)を適用します。 の末日において当社がIP電話契約者に付与している の、通則4に規定する日割を行いません。	
(6) の2 電話リレーサービス料の適用	(料金額) に規定する(7)電話リレー化に関する法律(令和2年法律第53の負担金に充てるために、聴覚障害(令和2年省令第110号) により算以下同じとします。) を適用します。イ 電話リレーサービス料は、別に定している音声通信番号に限り適用して(注)別に定める暦月は、当社ホー	める暦月の末日において当社が I P電話契約者に付与 ます。	
(7) 最低利用期間に係	ア 第1種IP電話サービスの最低利力	用期間は、次のとおりとします。	
る料金の適用	区分	最低利用期間	
		スの提供を開始した日から起算して1月間	
	もの	スの提供を開始した日から起算して1年間	
	期日までに、残余の期間に対応する (4)追加番号使用料に消費税相当額を 払っていただきます。この場合、第 基本料については、プラン1のコー		
(8) 複数の付加機能を 同時に利用している 場合の付加機能使用 料の適用	ア 当社は、1の専用契約者回線等ごとに第3種IP電話契約者又は第4種IP電話契約者 から複数の付加機能(当社が次表において指定するものに限り、以下「指定付加機能」と いいます。)について同時に申出があった場合に、2 料金額(9)付加機能使用料に定める それぞれの料金額に代えて、次表に定める料金額(指定付加機能に係る付加機能使用料の 合計額とします。)を適用します。		
	指定付加機能の組合せ	料 金 額 (専用契約者回線等1回線ごとに月額)	
	(ア) 発信電気通信番号表示機能、 通信中着信機能、自動着信転送 機能、迷惑通信おことわり機能 及び発信電気通信番号通知要請 機能 (商品名 :付加サービスパック1)	900円(税込990円)	
	(イ) 通信中着信機能、自動着信転 送機能及び迷惑通信おことわり 機能 (商品名 : 付加サービスパック2)	630円(税込693円)	
	(ウ) 発信電気通信番号表示機能、 通信中着信機能、迷惑通信おこ とわり機能及び発信電気通信番 号通知要請機能 (商品名 :付加サービスパック3)	800円(税込880円)	
	(エ) 通信中着信機能及び迷惑通信 おことわり機能 (商品名	530円(税込583円)	

:付加サービスパック4)

備考

- 1 (7)及び(4)に係る指定付加機能の組合せは、当社が別に定める方法により、IP電話契約者の契約者情報の確認を行うことができないときは、提供しません。
- 2 (ウ)及び(エ)に係る指定付加機能の組合せは、第4種IP電話契約者に限り提供します。
- 3 当社は、第3種IP電話契約者又は第4種IP電話契約者が指定付加機能のうち全て或いは一部の付加機能を廃止した場合は、その廃止を当社が承諾した日の属する暦月の末日においてこの適用の取扱いを終了するものとします。
- イ 当社は、1の音声通信番号ごとに第5種IP電話契約者から指定付加機能について同時に申出があった場合は、アの規定(第4種IP電話契約者に係るものに限ります。)を準用するものとします。この場合において、「1の専用契約者回線等ごとに」及び「専用契約者回線等1回線ごとに」は「1の音声通信番号ごとに」と読み替えるものとします。
- (9) 通信料金の特別課金機能を利用している場合の付加機能使用料の適用
- ア 当社は、第6種IP電話契約者が第2(通信料金)に規定するフィックスパック又はエブリパックを選択した場合には、次に定める付加機能使用料について申出があったものとみなします。

この場合、2 (料金額) (9)付加機能使用料の規定にかかわらず、その付加機能使用料については、フィックスパック又はエブリパックに係る定額料金に含むものとします。

- (ア) 発信電気通信番号表示機能
- (イ) 通信中着信機能
- (ウ) 自動着信転送機能
- (エ) 迷惑通信おことわり機能
- (才) 発信電気通信番号通知要請機能
- イ 当社は、フィックスパック又はエブリパックの適用を終了した場合(IP電話契約の解除があった場合を除きます。)は、アに規定する付加機能について、IP電話契約者から廃止の申出があったものを除き、その提供を継続します。

この場合、フィックスパック又はエブリパックの終了の申込日を含む料金月の翌料金月から、その付加機能について、2(料金額)(9)付加機能使用料に規定する料金額を適用します。

(10) 特定利用契約者 回線に係る移転の場 合の月額料金に関す る減額の適用 当社は、第6種 I P電話契約(別に定める特定電気通信サービスに係るものに限ります。)に係る特定利用契約者回線の移転があったときは、2(料金額)の規定にかかわらず、移転先の特定利用契約者回線が利用できる状態となった日(その日までに I P電話契約者から移転の通知を受けていない場合は、移転の通知を受けた日とします。)を含む1料金月について、その第6種 I P電話契約に係る月額料金の額を減額して適用します。

2 料金額

(1) 基本料

ア 第1種 I P電話サービスに係るもの

区	分	単 位	料金額(月額)
プラン1に係るもの	コース1に係るもの	1の利用契約者回線ごとに	200円 (税込220円)
	コース2に係るもの	オープンデータ通信網サービス	ス契約約款に定めるところによります。
プラン 2 に係るもの	100の音声通信番号 を付与するもの 500の音声通信番号 を付与するもの	1の利用契約者回線ごとに	30,000円 (税込33,000円) 150,000円 (税込165,000円)

イ 第3種IP電話サービスに係るもの

区分	単位	料金額(月額)
第3種IP電話サービスに係るもの	1の専用契約者回線ごとに	950円 (税込1,045円)

ウ 第4種 I P電話サービスに係るもの

区分	単 位	料金額(月額)
第4種 I P電話サービスに係るもの	1の特定端末回線等ごとに	1,290円 (税込1,419円)

エ 第5種 I P電話サービスに係るもの

区分	単 位	料金額(月額)
第5種IP電話サービスに係るもの	1の端末回線ごとに	20,000,000円(税込22,000,000円)

オ 第6種 I P電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額(月額)
第6種IP電話サービスに係るもの	1の特定利用契約者回線ごとに	467円 (税込513.7円)

カ 第7種 I P電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額(月額)
メニュー1に係るもの	1の指定回線ごとに	1,400円 (税込1,540円)
メニュー2に係るもの	1の指定回線ごとに	400円 (税込440円)
メニュー3に係るもの	1の指定回線ごとに	920円 (税込1,012円)
メニュー4に係るもの	1の指定回線ごとに	1,200円 (税込1,320円)
メニュー5に係るもの	1の指定回線ごとに	1,000円 (税込1,100円)

(2) 指定回線使用料

料 金 種 別	単 位	料金額(月額)
タイプ1に係るもの	1の指定回線ごとに	5,000円(税込5,500円)
タイプ2に係るもの	1の指定回線ごとに	20,000円(税込22,000円)

(3) 基本番号使用料

区 分	単位	料金額(月額)
第7種IP電話サービスに係るもの	1の指定回線ごとに	100円(税込110円)

(4) 追加番号使用料

ア 第1種 I P電話サービスに係るもの

区 分	単 位	料金額(月額)
プラン 2 に係るもの	100の音声通信番号ごとに	30,000円 (税込33,000円)
フ / マ Z (C床の もの)	500の音声通信番号ごとに	150,000円 (税込165,000円)

イ 第5種 I P電話サービスに係るもの

区分	単 位	料金額(月額)
第5種 I P電話サービスに係るもの	1の音声通信番号ごとに	1,000円 (税込1,100円)

ウ 第7種IP電話サービスに係るもの

区分	単 位	料金額(月額)
----	-----	---------

第7種IP電話サービスに係るもの	1の音声通信番号ごとに	100円 (税込110円)
------------------	-------------	---------------

(5) 加算額

料 金 種 別	単位	料金額(月額)
区域外線路端末回線料	1の端末回線ごとに	当社が別に算定する額

(6) ユニバーサルサービス料

区分	単 位	料金額(月額)
ユニバーサルサービス料	1の音声通信番号ごとに	2円(税込2.2円)

(7) 電話リレーサービス料

区分	単位	料金額(月額)
電話リレーサービス料	1の音声通信番号ごとに	1円(税込1.1円)

(8) 基本機能使用料

	区 分	単 位	料金額(月額)
1	利用者があらかじめ指定した音声通信番号に着信する通信を自動的に他の利用契約者回線、専用契約者回線等、	1の音声通信番号ごとに	第7種IP電話サービスの メニュー1、メニュー2又
多	端末回線又は契約者回線等へ転送する機能をいいます。 (商品名:多機能転送サービス)		はメニュー4に係るもの 500円
機能			(税込550円) 第7種IP電話サービスの
転送			メニュー3又はメニュー5 に係るもの
機能			_

- (1) 第7種 I P電話サービスの I P電話契約者に限り提供します。
- (2) 当社は、利用の一時中断中の音声通信番号については、この機能を提供しません。 ただし、災害又は設備上の都合により I P電話契約者がこの機能を利用することが止むを得ない場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りでありません。
- (3) この機能に係る音声通信については、発信者からこの機能を利用している指定回線への通信と、その指定回線から転送先の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線又は契約者回線等への通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態となった時刻に双方の通信ができる状態になったものとして測定することとします。
- (4) 当社は、この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証しないことがあります。
- (5) この機能を利用する場合、転送元の音声通信番号を転送先に通知することがあります。
- (6) 当社は、この機能に係る転送先からその転送される通信について、間違い通信であるため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。
- (7) 転送方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

(9) 付加機能使用料

	区 分	単 位	料金額(月額)
1 番号情報	I P電話契約者が指定した2以上の音声通信番号のいずれかに着信する音声通信があった場合に、着信に係る音声通信番号の情報を、その利用契約者回線に接続される指定設備(当社が別に定める電気通信設備であって、音声通信を可能とするための制御装置をいいます。以下この表において同じとします。) に送出する機能をいいます。	_	_

送出機能	備考	(1) プラン2に係る第1種IP電話契約者に限り提供 (2) 指定設備の指定方法等当該機能に係る細目事項は	· ·	によります。
2 限定通信機能	者用備考	日者があらかじめ指定した利用契約者回線、専用契約回線等又は端末回線について、その音声通信番号を利して行う本邦外への発信を規制する機能をいいます。 (1) I P電話契約者が、当該 I P電話契約において、ン1に係るものを除きます。)、専用契約者回線等(2) 当社は、第3種 I P電話サービス、第4種 I P電の専用契約者回線等ごとに、第1種 I P電話サービスについては1の音声通信番号ごとに、1の機能(3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項についてはるものを準用することとします。	を又は端末回線を指定すると 電話サービス又は第6種 I ビス、第5種 I P電話サービ を提供します。	さきに限り提供します。 P電話サービスについては1 ビス又は第7種 I P電話サー
3 国際通信機能	そと 備 考	日者があらかじめ指定した利用契約者回線について、 の音声通信番号を利用して行う本邦外への発信を可能 する機能をいいます。 (1) IP電話契約者が、当該IP電話契約において、 ン1に係るものに限ります。)を指定するときに随 (2) 当社は、1の音声通信番号ごとに、1の機能を携	見り提供します。	ー 種 I P電話サービスのプラ
4 発着信専用機能	いて	Sかじめ指定した専用契約者回線等又は端末回線につて発信専用又は着信専用とする機能をいいます。 商品名:発着信専用サービス) (1) I P電話契約者が、当該 I P電話契約において、限り提供します。 (2) 当社は、第3種 I P電話サービス、第4種 I P電話サービスについては1の専用契約者回線等ごと号ごとに、1の機能を提供します (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項についてにるものを準用することとします。	電話サービス、第6種ⅠP1 に、第5種IP電話サービ	電話サービス又は第7種IP スについては1の音声通信番
5 発信電気通信	又りを線、	らかじめ指定した利用契約者回線、専用契約者回線等 は端末回線から行う通信(当社が別に定める方法によ 行う通信を除きます。)について、その音声通信番号 皆信先の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回 契約者回線等又はその他の電気通信回線へ通知しな ようにする機能をいいます。	_	_
番号非通知機能	備考	 (1) I P電話契約者が、当該 I P電話契約において、を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、第1種 I P電話サービスについては1の4種 I P電話サービス、第6種 I P電話サービス又回線等ごとに、第5種 I P電話サービスについては (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については機能に規定するものを準用することとします。 	の利用契約者回線ごとに、第 は第7種IP電話サービス 1の音声通信番号ごとに、	第3種IP電話サービス、第 については1の専用契約者 1の機能を提供します。
6 発信電気通	第 P 等 以 定	3種IP電話契約者、第4種IP電話契約者若しくは 6種IP電話契約者の専用契約者回線等又は第5種I 電話契約者の端末回線へ通知される発信電気通信番号 (発信に係る電話番号等(音声通信番号を含みます。 下同じとします。)その他当社及び協定事業者が別に める番号をいいます。以下同じとします。)を受信す ことができる機能をいいます。	1の専用契約者回線等 又は第5種 I P電話サ ービスに係る音声通信 番号ごとに	第3種IP電話サービス、 第4種IP電話サービス、 第5種IP電話サービス若 しくは第6種IP電話サー ビスに係るもの又は第7種 IP電話サービスのメニュ ー2に係るもの

信	(译	所品名:番号表示サービス)		400円
番 号				(税込440円)
表				第7種IP電話サービスの
示				メニュー1又はメニュー4 に係るもの
機能				1,200円
HE				(税込1,320円)
				第7種 I P電話サービスの
				メニュー3又はメニュー5
				に係るもの
		(1) IP電話契約者(第1種IP電話契約者を除きる	 	-
	備	(2) 当社は、第3種IP電話サービス、第4種IP電		電話サービス又は第7種ⅠP
	VIII	電話サービスについては1の専用契約者回線等ごと		
		番号ごとに、1の機能を提供します。		
	考	(3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については	は、電話サービス等契約約款	次の発信電気通信番号表示機
		能に規定するものを準用することとします。		
7	,	引者があらかじめ指定した専用契約者回線等又は端末 駅について、その回線が通信中である場合に他から着	1の専用契約者回線等 又は第5種IP電話サ	300円 (税込330円)
'		RC-2011 (、その回線が通信中である場合に他から看 ぶあることを知らせ、その専用契約者回線等又は端末	又は弟5種1F电話リ 一ビスに係る音声通信	(枕丛330円)
通		に接続されている端末設備のフックボタン等の操作	番号ごとに	
信		り、通信中の通信を保留にし、その着信に応答して	ш у ч с (-	
中着	通信	言を行った後再び保留中の通信を行うことができるよ		
信		こする機能をいいます。		
機	()	5日名:キャッチ電話サービス) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	in 然后任工力研究证 ,	シュマル佐の任工の母子リ
能		(1) 第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。	ころ、第5種IP電話サート	ご人又は第6種IP電話サー
	備	(2) 当社は、第3種IP電話サービス、第4種IP電	『話サービス又は第6種 LI	P電話サービスについては1
	MII	の専用契約者回線等ごとに、第5種IP電話サービ		
	考	供します。		
		(3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については	は、電話サービス等契約約款	の通話中着信機能に規定す
	石山田	るものを準用することとします。	1 の実用初始者同始故	5.00 M
8		引者があらかじめ指定した専用契約者回線等又は端末 線について、その回線に着信する通信を自動的に端末	Iの専用契約有回線等 又は第5種IP電話サ	500円 (税込550円)
		前のフックボタン等の操作により、他の利用契約者回		(NEC 0 0 0 1 1)
自		専用契約者回線等、端末回線又は契約者回線等へ転		
動着	. — /	てる機能をいいます。		
信	(]	所品名:着信転送サービス)		
転		(1) IP電話契約者(第1種IP電話契約者及び第7	7種IP電話契約者を除きる	ます。 以下この欄において同
送		じとします。) に提供します。 (2) I P電話契約者は、この機能の提供の請求にあた	~ N 契約者情報を確認する	スための聿粨レーで当社が別
機能		に定めるものを提出していただくものとし、当社は		
1 110		約者情報の確認を行うことができないときは、この		
	備	(3) 当社は、利用の一時中断中の音声通信番号につい		
	VIII	ただし、災害又は設備上の都合によりIP電話契		ことが止むを得ない場合で
		あって、当社の業務の遂行上支障がないときは、こ (4) 当社は、第3種IP電話サービス、第4種IP電	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0毎千井、ビッにへいては1
		の専用契約者回線等ごとに、第5種IP電話サービ		
	考	供します。		
		(5) この機能に係る音声通信については、発信者から	っこの機能を利用している専	用契約者回線等又は端末回
		線への通信と、その専用契約者回線等又は端末回線		
		回線又は契約者回線等への通信の2の通信として取		
		送して通信ができる状態となった時刻に双方の通信	ができる状態になったもの	として測定することとしま
		す。 (6) 当社は この機能を利用する場合において 転送	がり同じ上にわたる笙通告	ン異かる利田能糕とかると
	(6) 当社は、この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となる きは、通信品質を保証しないことがあります。			した。よらればこれでは、アングロ
		(7) この機能を利用する場合、転送元の音声通信番号	号を転送先に通知すること な	があります。

	(8) 当社は、この機能に係る転送先からその転送され 行われないようにしてほしい旨の申出がある場合で		•
	ことがあります。	めつてヨ牡州必安と恥めるで	とさは、その転送を中止する
	(9) 転送方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別	に定めるところに上ります	
	利用者があらかじめ指定した専用契約者回線等又は端末		。 第3種IP電話サービス、
9	回線について、迷惑通信を防止したい旨の申出があった	又は第5種IP電話サ	第4種IP電話サービス又
	場合に、登録応答装置(その専用契約者回線等の第3種	ービスに係る音声通信	は第5種IP電話サービス
迷	IP電話契約者、第4種IP電話契約者、第6種IP電	番号ごとに	に係るもの
惑	話契約者若しくは第7種IP電話契約者又はその端末回		600円
通信	線の第5種IP電話契約者が指定した電話番号等(当社		(税込660円)
おお	が別に定めるものに限ります。)を登録し、その登録さ		第6種IP電話サービスに
(Y	れた電話番号等からの以後の着信に対しておことわりす		係るもの
と	る旨の案内を自動的に行うために、IP電話サービス取		200円
わ	扱所に設置される装置をいいます。) を利用して提供する		(税込220円)
b)	機能をいいます。	1の登録応答装置ごと	第7種IP電話サービスの
機能	(商品名:着信お断りサービス)	K	メニュー1、メニュー2又
月七			はメニュー4に係るもの
			200円
			(税込220円)
			第7種IP電話サービスの
			メニュー3又はメニュー5
			に係るもの
	(1) - Tartin (1 de 16te 187 - Tartin (1 de 188)))	_
	(1) IP電話契約者(第1種IP電話契約者を除き		(最子は、18カ)とのいずはす
	(2) 当社は、第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス、第4種IP電話サービス、第4種IP電話サービス		
	話サービスについては1の指定回線群ごとに、10		番々ことに、粉/煙1F电
	(3) 第7種IP電話サービスについては、50までの		录応答装置を複数利用するこ
	考とができます。	PHAM A 4 C MAN 4 C G MAN	
	(4) 前2項のほか当該機能に係る細目事項についてに	は、電話サービス等契約約款	の迷惑通話等おことわり機
	能に規定するものを準用することとします。		
	利用者があらかじめ指定した専用契約者回線等又は端末	1の専用契約者回線等又	// III
10	回線について、その回線へ発信電気通信番号等が通知さ	は第5種IP電話サービ	
≯ &	れない通信(通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルし	スに係る音声通信番号ご	
発信	て行う通信又は発信電気通信番号非通知機能の提供を受	とに	ービス又は第6種IP電
電	けている契約者回線等又はその他の電気通信回線から行		話サービスに係るもの
気	う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。)この他が信念がこのが信念を行う通信を除されている。		200円
通	す。) その他発信者がその発信電気通信番号等を通知しない通信に限ります。) に対して、その発信電気通信番		(税込220円)
信	場所に関すます。 一般では、その発信電気通信番 号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的	1の指定回線群ごとに	第7種IP電話サービス
番			(a) (b)
			のメニュー1又はメニュ
号通	に応答する機能をいいます。		ー4に係るもの
通			-4に係るもの 600円
通 知	に応答する機能をいいます。		-4に係るもの 600円 (税込660円)
通知要請	に応答する機能をいいます。		ー4に係るもの600円(税込660円)第7種IP電話サービス
通知要請機	に応答する機能をいいます。		一4に係るもの600円(税込660円)第7種IP電話サービスのメニュー2に係るもの
通知要請	に応答する機能をいいます。		-4に係るもの600円(税込660円)第7種IP電話サービスのメニュー2に係るもの200円
通知要請機	に応答する機能をいいます。		-4に係るもの600円(税込660円)第7種IP電話サービスのメニュー2に係るもの200円(税込220円)
通知要請機	に応答する機能をいいます。		-4に係るもの600円(税込660円)第7種IP電話サービスのメニュー2に係るもの200円(税込220円)第7種IP電話サービス
通知要請機	に応答する機能をいいます。		-4に係るもの600円(税込660円)第7種IP電話サービスのメニュー2に係るもの200円(税込220円)
通知要請機	に応答する機能をいいます。		-4に係るもの600円(税込660円)第7種IP電話サービスのメニュー2に係るもの200円(税込220円)第7種IP電話サービスのメニュー3又はメニュ

(8) 当社は、この機能に係る転送先からその転送される通信について、間違い通信であるため、その転送が

			_			
	(1) I P電話契約者(第1種IP電話契約者を除きる (2) 当社は、第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス	電話サービス又は第6種ⅠP				
	の専用契約者回線等ごとに、第5種IP電話サービ		番号ごとに、第7種IP電			
	者 話サービスについては1の指定回線群ごとに、1の機能を提供します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の発信電気通信番号通知要					
	請機能に規定するものを準用することとします。					
1.1	利用者があらかじめ指定した専用契約者回線等又は端末	1の専用契約者回線等又	500円			
11	回線について、その回線が通信中に、その専用契約者回	は第5種IP電話サービ	(税込550円)			
簡	線等又は端末回線に接続されている端末設備のフックボ タン等の操作を行うことにより、通信中以外の利用契約	スに係る音声通信番号ご とに				
易	者回線、専用契約者回線等、端末回線又は契約者回線等					
会議	に接続して同時に3者間で通信ができるようにする機能					
通	をいいます。					
信機	(1) 第3種 I P電話サービス、第4種 I P電話サービス	ごス又は第5種IP電話サー	ビスの I P電話契約者に限			
機能	備 り提供します。 (2) 当社は、第3種IP電話サービス又は第4種II	0電託サービスについては1/	の東田却約老同線笙デレ			
1,,_	に、第5種IP電話サービスについては1の音声通					
	考 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項について		· ·			
	る規定を準用することとします。)44-1-1-7-1-0-7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	West and an extension			
12	1の指定回線において同時に通信できるチャネルの数を 追加することができる機能をいいます。	追加する1のチャネルご とに	第7種IP電話サービス のメニュー1 又はメニュ			
	(商品名:追加チャネル)		一5に係るもの			
同			1,000円			
時通			(税込1, 100円)			
信			第7種IP電話サービス			
機			のメニュー2又はメニュ ー3に係るもの			
能			200円			
			(税込220円)			
			第7種 I P電話サービス			
			のメニュー4に係るもの			
			400円 (税込440円)			
	備 (1) 第7種 I P電話契約者に限り提供します。		(忧丛440円)			
	(2) 当社は、1の指定回線ごとに、1の機能を提供し	ます。				
	考 (3) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めると	ころによります。				
10	利用者があらかじめ指定した条件に基づき、その音声通	1の音声通信番号ごとに	300円			
13	信番号に着信する国内通信を、利用者があらかじめ指定 した音声案内による不在等の案内又は他の電話番号等に		(税込330円)			
ス	した 自 戸 条 的による か 任 寺 の 条 的 又 は 他 の 电 前 番 方 寺 に 転送 す る 機能 を い います。					
ケ	(商品名:スケジューリング転送)					

第7種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。 当社は、1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 (2)ユ (3) 当社は、利用の一時中断中の音声通信番号については、この機能を提供しません。 IJ ただし、災害又は設備上の都合によりIP電話契約者がこの機能を利用することが止むを得ない場合であ ン って、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りでありません。 ガ (4) この機能に係る音声通信(他の契約者回線等又はその他の電気通信回線等へ転送するものに限りま 転 す。) については、発信者からこの機能を利用している雷気通信番号への通信と、その雷気通信番号から転 送先の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線、指定回線又は契約者回線等への通信の2の通信とし 送 備 機 て取扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態となった時刻に双方の 能 通信ができる状態になったものとして測定することとします。 (5) 当社は、この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となると きは、通信品質を保証しないことがあります。 (6) この機能を利用する場合、転送元の音声通信番号を転送先に通知することがあります。 (7) 当社は、この機能に係る転送先からその転送される通信について、間違い通信であるため、その転送が 行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止する ことがあります。 (8) 当社は、利用者があらかじめ指定した音声案内による不在等の案内を行う通信について、着信した時刻 から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 (9) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。 音声通信番号に着信する通信を、一括して操作を行うこ
 1の指定回線群ごとに
 3,000円 (税込3, 300円) 14 とにより、利用者があらかじめ指定した他の電話番号等 に転送する機能をいいます。 着 (商品名:一括転送) (1) 第7種 I P電話サービス (メニュー1又はメニュー5に係るものに限ります。)の I P電話契約者に限 信 り提供します。 括 (2) 当社は、1の指定回線群ごとに、1の機能を提供します。 転 (3) 当社は、利用の一時中断中の音声通信番号については、この機能を提供しません。 送 ただし、災害又は設備上の都合によりIP電話契約者がこの機能を利用することが止むを得ない場合であ 機 って、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りでありません。 (4) この機能に係る音声通信については、発信者からこの機能を利用している電気通信番号への通信と、そ 能 備 の電気通信番号から転送先の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線、指定回線又は契約者回線等へ の通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態 となった時刻に双方の通信ができる状態になったものとして測定することとします。 (5) 当社は、この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となると きは、通信品質を保証しないことがあります。 (6) この機能を利用する場合、転送元の音声通信番号を転送先に通知することがあります。 (7) 当社は、この機能に係る転送先からその転送される通信について、間違い通信であるため、その転送が ことがあります。

- 行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止する
- (8) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

1の指定回線ごとに 3,000円 I P電話サービス取扱所内に設置される監視装置から、 (税込3, 300円) 15 I P電話契約者の指定する1の音声通信番号(以下「監 視対象番号」といいます。) に監視信号を送信し、その 監視対象番号に係る自営端末設備が稼動していない状態 腤 にあると当社が判断した場合に、その旨を記載した電子 情 メールをIP電話契約者が指定するメールアドレスへ送 報 信する機能及び自営端末設備が稼動していないと判断さ 通 れる間、着信一括転送機能に係る転送を行うことができ る機能をいいます。 機 (商品名:故障お知らせメール) 能

第7種IP電話サービス(メニュー1又はメニュー5に係るものに限ります。)のIP電話契約者に限 り提供します。 (2) 当社は、1の指定回線ごとに、1の機能を提供します。 (3) 自営端末設備が稼動していないと判断される間、着信一括転送機能に係る転送を行うことができる機能 は着信一括転送機能の提供を受けているIP電話契約者に限り提供します。 (4) 当社は、故障情報通知機能の提供に当たっては、1の監視対象番号ごとに1のチャネルを使用します。 備 (5) 故障情報通知機能において、次の場合には、自営端末設備の状態について、正しく判断できないことが あります。 ア 監視対象番号に係る指定回線において、故障情報通知機能に係る通信以外の通信がチャネル数の上限ま 老 で行われているとき。 イ その他監視対象番号に係る自営端末設備の種類等により技術上やむを得ないとき。 (6) IP電話契約者に電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについ て、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認める ときは、その送信を中止することがあります。 (7) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。 その音声通信番号に着信があった場合、その着信する通 1の音声通信番号ごとに 第7種 I P電話サービス 信、着信する通信のうち利用者があらかじめ登録した番 のメニュー1、メニュー 2、メニュー4又はメニ 号からのもの又は着信する通信が無応答であったものに ュー5に係るもの ついて、着信があった旨を記載した電子メールを利用者 信 100円 が指定するメールアドレスへ送信することができる機能 情 (税込110円) をいいます。 報 第7種 [P電話サービス (商品名:着信お知らせメール) 送 のメニュー3に係るもの 信 機 第7種 I P電話サービスの I P電話契約者に限り提供します。 能 (2) 当社は、1の音声通信番号ごとに、1の機能を提供します。 備 (3) 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電気通信番号等、着信があった 音声通信番号、着信に対する応答状況及び呼び出し時間等を記載します。 (4) IP電話契約者に着信があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送 信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合で あって当社が必要と認めるときは、その送信を中止することがあります。 (5) 当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。 利用者にあらかじめ指定された指定回線から行う国内通 17 信について、当該指定回線に係る音声通信番号に替え て、電話サービス等契約約款に規定する登録番号を着信 登 先の他の利用契約者回線、専用契約者回線等、端末回線 録 又は契約者回線等へ通知する機能をいいます。 番 (商品名:フリーコール番号通知サービス) 묽 诵 第7種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。 知 備 (2)当社は、1の指定回線群ごとに1の機能を提供します。 機 (3)当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。 考 能 250円 内線相互通信回線群(利用者番号(音声通信番号又は契 1のチャネルごとに 18 (税込275円) 約者回線等の電話番号等に代わり利用できる短縮数字 で、利用に先立ってダイヤルする必要のあるものをいい 内 ます。以下同じとします。) を利用して相互に音声通信 線 を行うことができる、指定回線により構成される回線 相 群)ごとにIP電話契約者に指定された利用者番号を利 互 用して行われた音声通信を、あらかじめ登録された音声 通 通信番号に接続させる機能をいいます。 信 (商品名:ボイスネット) 機

当社は、1の指定回線群ごとに、1の機能を提供します。 (2)(3) この機能を利用する I P電話契約者は、1の内線相互通信回線群を特定してその内線相互通信回線群へ の所属を申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに内線相互通信回線群を設ける申出で あるときは、その内線相互通信回線群に所属するIP電話契約者の中から、手続き等を代表できるIP電話 契約者(以下「代表者」といいます。)を指定して、当社に申し出ていただきます。 (4) (3)の申出があったときは、当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。 ア 所属の申出のあった内線相互通信回線群の代表者の承認が得られないとき。 イ 所属の申出のあった内線相互通信回線群に係る利用者番号(付加機能の利用者番号等を含みます。)の 数が、当社が別に定める数を超えるとき。 (5) この機能を利用している I P電話契約者は、現に所属する内線相互通信回線群から他の内線相互通信回 線群へ、その所属先を変更する請求を行うことができます。この場合、当社は(4)に準じて取り扱います。 (6) この機能を利用している I P電話契約者は、内線相互通信回線群の代表者を、その内線相互通信回線群 備 に所属する I P電話契約者の承認が得られない場合を除き、同一の内線相互通信回線群に所属する他の I P 電話契約者に変更することができます。 (7) この機能を利用している I P電話契約者は、所属する内線相互通信回線群の代表者の承認がある場合に 老 限り、1の指定回線ごとに1の利用者番号を、当社に指定することができます。これを変更するときも同様 とします。 (8) この機能を利用して行う音声通信は、同一の内線相互通信回線群に所属する指定回線から行う場合に限 り利用することができます。 (9) 内線相互通信回線群は電話サービス等契約約款に規定する1の内線相互通話等回線群(タイプ1に係る ものに限ります。)と併せて1の回線群とすることができます。この場合、(3)及び(6)の規定における代表 者に係るIP電話契約者又は内線相互通信回線群に所属するIP電話契約者は、IP電話契約者又は電話サ ービス等契約約款に規定する電話等契約者とし、(8)の規定における指定回線は、指定回線又は契約者回線 等とします。 当社は、次の場合には、この機能を廃止することがあります。 ア 連続する 12 料金月の各料金月のいずれにおいても、この機能又はサブナンバー通信機能を利用して 行う通信に係る料金の負担がないとき。 (10)の規定によりこの機能を廃止する場合には、あらかじめ I P電話契約者にそのことを通知します。 (12) 当該機能に係るその他細目事項は、当社が別に定めるところによります。 利用者にあらかじめ指定された利用者番号(別に定める 19 電気通信番号に替えて利用できるものを含みます。以下 この欄において同じとします。)を利用して行った国内通 + 信を、あらかじめ利用者が登録した利用者が所属する内 線相互通信回線群以外の電話番号等(電気通信番号規則 ナ に規定する固定電話番号又は音声伝送携帯電話番号と し、以下この欄において「登録電話番号」といいま バ す。) に着信させる機能をいいます。 (商品名:サブネット通信) 通 第7種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。 信 備 (2)当社は、1の指定回線ごとに、1の機能を提供します。 機 この機能を利用して行う音声通信は、同一の内線相互通信回線群に所属する指定回線(内線相互通信回 能 線群を電話サービス等契約約款に規定する1の内線相互通話等回線群と併せて1の回線群とする場合は、指 定回線又は契約者回線等とします。) から行う場合に限り利用することができます。 (4) 登録電話番号の登録方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。 100円 1の利用者番号又は追加 利用者の指定回線に着信した国内通信において、その指 20 (税込110円) 定回線の利用者番号又は追加番号(その指定回線に付与 番号ごとに した、あらかじめ利用者に指定された利用者番号以外の 什 番号をいいます。以下この欄において同じとします。) 加 の情報を、その指定回線に接続される端末設備又は自営 番 電気通信設備に送出する機能をいいます。 묶 (商品名:付加番号ダイヤルイン) 情 報

第7種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。

能

送 第7種 I P電話サービスの I P電話契約者に限り提供します。 出 (2)当社は、1の指定回線ごとに、1の機能を提供します。 備 機 (3)この機能を利用する指定回線へこの機能を利用して行う通信は、同一の内線相互通信回線群に所属する 能 指定回線(内線相互通信回線群を電話サービス等契約約款に規定する1の内線相互通話等回線群と併せて1 の回線群とする場合は、指定回線又は契約者回線等とします。) から内線相互通信機能を利用して行う場合 考 に限り利用することができます。 あらかじめ利用者ごとに登録された利用者以外の電話番 21 号等(以下この欄において「登録電話番号」といいま す。) から当社が別に定める電気通信番号を利用して行 第 った音声通信について、その音声通信の通信料金をその 利用者に課金する機能をいいます。 者 (商品名:0063 自動第三者課金サービス、 課 0063 携帯電話使い分けサービス) 余 第7種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。 機 能 (2) 当社は、1の指定回線ごとに、1の機能を提供します。 (3) 利用者は当社に登録電話番号を登録していただきます。この場合において、登録する登録電話番号の数 は、1の第三者課金機能ごとに5以上とします。 (4) 移動体電話設備に係る電話番号等を登録電話番号として登録を行う場合は、その移動体電話設備につい て、当社と電話サービス等契約約款に定める移動体電話等利用契約を締結する必要があります。 (5) すでに登録電話番号として登録を行っている電話番号等については、重複して登録を行うことはできま せん。 この機能を利用して行う音声通信の通信料金の支払いを要する者は、この機能の提供を受けている第7 備 (6) 種 I P電話契約者とします。 この機能を利用して行う音声通信の通信料金について、1円未満の端数が生じた場合は、1の通話等 考 ごとにその端数を切り捨てます。 この機能が廃止されたにもかかわらず、第三者課金機能に係る音声通信として行われた音声通信につい ては、その音声通信を第三者課金機能に係る音声通信とみなして取扱うことがあります。 (9) 当社は、次の場合には、その登録電話番号の登録を消去することがあります。 登録電話番号として登録を行っている電話番号等が、この機能に係る音声通信を利用できないものであ ると当社が認めたとき。 イ 連続する12料金月の各料金月のいずれにおいても、この機能を利用して行う音声通信の通信料金の負 担がないとき。 (10) 当該機能に係るその他細目事項は、当社が別に定めるところによります。 第三者課金機能の提供を受けている者が登録した移動体 22 電話設備に係る電話番号から発信した音声通信(第三者 課金機能を利用して行うものに限ります。以下この欄に 発 おいて同じとします。) につき、当社が別に定める取扱 信 地域に限り音声通信を行うことができる機能をいいま 制 す。 限 (1) 第三者課金機能の提供を受けている I P電話契約者に限り提供します。 機 備 この機能を利用している場合に、音声通信を行うことができる取扱地域は、アジア地方17、アジア地方 能

第2 通信料金

考

19及びアジア地方20とします。

1 適用

通信料金の適用については、第34条(通信料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

		通信料金の適用
(1)	料金額の設定	ア 通信料金の料金額は、当社の提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区
		間を併せて、当社が1のものとして定めます。
		ただし、IP電話サービス(第1種IP電話サービスを除きます。)から当社の移動体
		電話設備への通信(当社が別に定めるものに限ります。)の取扱いについては、当社の携
		帯電話サービスに係る契約約款に定めるものとします。
		イ アの規定にかかわらず、IP電話サービス(第1種IP電話サービスを除きます。)に
		係る音声通信のうち他社音声通信(別に定める協定事業者の電気通信サービスに係るもの
		をいいます。以下同じとします。) に係る料金額は当該協定事業者が1のものとして定め

	ます。		
	この場合において、当該他社音声通信の取扱いについては、その協定事業者の契約約款		
	に定めるものとします。		
(2) 音声通信の種類	ア 音声通信には次の種	類があります。	
	(1) 国内通信	(2)以外の音声通信	
	(2) 国際通信	ア 本邦から外国への音声通信	
		イ 本邦から発信し、特定衛星携帯端末(インマルサットシス	
		テムに係る移動地球局及び当社が別に定める衛星電話システ	
		ムに係る衛星携帯端末をいいます。以下同じとします。)に	
		着信する音声通信	
	備考		
		種IP電話サービスに係る国際通信は、国際通信機能を利用する	
	場合に限り行うことが	· ·	
	イ 国内通信には次の種		
	(1) オンネット通信	ア 利用契約者回線相互間の音声通信	
		イ 削除	
		ウ 専用契約者回線等(指定回線を除きます。)又は端末回線	
		相互間の音声通信	
		エ 利用契約者回線、専用契約者回線等(指定回線を除きます。)又は端末回線から発信し、当社の契約者回線等(電気	
		通信番号規則に規定する特定IP電話番号により識別される	
		ものに限ります。)に着信する音声通信	
		オ 専用契約者回線等(指定回線を除きます。)又は端末回線	
		から発信し、当社の契約者回線等(無線利用型IP電話サー	
		ビス契約約款に規定する無線利用回線であって電気通信番号	
		規則に規定する固定電話番号により識別されるものに限りま	
		す。) に着信する音声通信	
		カ 指定回線相互間の音声通信	
		+ 指定回線から発信し、利用契約者回線に着信する音声通信	
		ク利用契約者回線から発信し、指定回線(電気通信番号規則	
		に規定する特定IP電話番号により識別されるものに限りま	
		す。)に着信する音声通信	
	(0) 十つウェル学	和田初始老同館 東田初始老同館然立は聖土同館かと歌信よっ	
	(2) オフネット通信	利用契約者回線、専用契約者回線等又は端末回線から発信する (1)以外の音声通信	
	備考		
		種IP電話サービスに係るオンネット通信は、(1)アに限り行うこ	
	とができます。		
(3) 区域内通信、隣接 区域内通信及び区	ア 当社は、IP電話サ ついて、次のとおり区	ービス(第1種IP電話サービスを除きます。)に係る国内通信に 分します。	
域外通信の適用	区域内通信	同一の単位料金区域(電話サービス等契約約款に規定する単位	
	C-Xr 1.世旧	料金区域をいいます。以下同じとします。)内に終始する通信	
	 隣接区域内通信	1の単位料金区域内から、その単位料金区域と隣接する単位料	
	19年1女区73人17起1日	金区域への通信	
	区域外通信	区域内通信及び隣接区域内通信以外の通信	
	- 第7種IP電話サー ます。	-ビスに係る隣接区域内通信及び区域外通信には、次の種類があり	
		同一の都道府県の区域(日本電信電話株式会社等に関する法律	
		第2条第3項第1号の区域を定める省令(平成 11 年郵政省令	
		第24号。以下同じとします。)に定める区域を含みます。以	
	(H HH-1-) (1) -> 1-	下同じとします。)に終始する通信	
	県間市外通信	県内市外通信以外の通信	

· T	
(4) 通信時間の測定等	ア 通信時間は、着信者が発信者の呼び出し信号に対して応答したことを示す応答信号を受信した時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了信号を受信した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。
	イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。
	(ア) 回線の故障等音声通信の発信者又は着信者の責めによらない理由により、音声通
	信の途中に一時音声通信ができなかった時間
	(イ) 回線の故障等音声通信の発信者又は着信者の責めによらない理由により、音声通 信を打ち切ったときは、その音声通信ごとに適用される料金表に規定する秒数に満
	たない端数の通信時間
	ウ 当社は、アの規定にかかわらず、オンネット通信に係る通信時間については測定しない ものとします。
(5) 当社の機器の故障	I P電話契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することがで
により通信時間が正	きなかった場合は、次の方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合におい
しく算定できなかっ た場合の料金の取扱	て、特別の事情があるときは、IP電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
()	ア 過去1年間の実績を把握することができる場合
	機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できない
	ときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)
	の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、
	算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
	イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料金が
	最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
(6) 通信料金の計算方	ア 当社は、国内通信(イに規定するものを除きます。)及び国際通信に係る通信料金につ
法	いては、通信時間に基づいて計算します。
	イ 当社は、第7種IP電話サービスの国内通信に係る通信料金については、通信地域間距
	離に応じて計算します。
(7) 通信地域間距離の	通信地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。
測定	ア 当社は、別に定めるところにより、全国の区域を一辺2キロメートルの正方形に区分
	し、その区分した区画(以下「方形区画」といいます。)にそれぞれ縦軸の番号及び横軸 の番号を付します。
	の番を作します。 イ 通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は、測定に係る単位料金区域内に
	あって当社が別に指定するものとし、契約事務を行うIP電話サービス取扱所において、
	その方形区画の番号(以下「方形区画番号」といいます。)を閲覧に供します。
	ウ 通信地域間距離は、双方の通信地域間距離測定のための起算点となる方形区画番号に基
	づき、次の算式により算出します。この場合、算出した結果に1キロメートル未満の端数
	が生じたときは、その端数は切り捨てます。
	/ 「縦軸の方形 2 横軸の方形 2 ※/示はは19間
(8) 離島に関する通信	V 離島(本州、北海道、四国及び九州以外をいいます。以下この欄において同じとしま
料金の特例	す。) との間の通信に関する料金については、1 (適用) (3)ア及び(7)並びに2 (料金
1122 11474	額)の規定にかかわらず、次のとおりとします。
	ア 離島にあって当社が指定する単位料金区域とその離島とそれぞれ社会的経済的諸条件
	及び通信の交流上密接な関係にあるとして当社が指定する単位料金区域との間の通信に
	ついては、隣接区域内通信に係る料金額を適用します。 イ 沖縄県内及び沖縄県と鹿児島県にあって当社が指定する単位料金区域相互間の通信に
	ついては、隣接区域内通信に係る料金額を適用します。
	ウ 沖縄県にある単位料金区域とそれ以外の単位料金区域との間の通信については、沖縄
	果にある単位料金区域の通信地域間距離測定のための起算点となる方形区画を、鹿児島
	県にあって当社が指定する単位料金区域の通信地域間距離測定のための起算点となる方 形区画とみなして算出した通信地域間距離の料金を適用します。
	水区画とみなして昇出した理信地域间距離の枠金を適用します。 エ 当社はア、イ又はウにおいて指定する単位料金区域名を、契約事務を行う I P電話サ
	ービス取扱所において、閲覧に供します。

(9) 「オフィスタイ ム」・「ファミリー タイム」及び「スー パーファミリータイ ム」の料金額の適用 ア 「オフィスタイム」・「ファミリータイム」及び「スーパーファミリータイム」とは、 次の時間帯をいいます。

区 分	時 間 帯
オフィスタイム	平日の午前8時から午後7時までの間
ファミリータイム	オフィスタイム及びスーパーファミリータイムを除く全 時間帯
スーパーファミリー タイム	午前 0 時から午前 8 時及び午後 11 時から午後 12 時までの間

- イ 平日とは、土曜日・日曜日及び祝日以外の日をいいます。
- ウ 祝日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。
- エ 当社が定める国際通信に係る通信料金において、祝日、曜日又は時間帯によって通信 料金が異なる場合は、本邦の暦によります。
- オ 前項において、通話等料金が異なる祝日、曜日又は時間帯にわたる通話等については、その通話等が開始された祝日、曜日又は時刻における通話等料金を適用します。

(10) 削除

削除

(11) 第7種IP電話 サービスの通信料 金の適用

ア メニュー1及びメニュー5に係る第7種IP電話サービスに係る通信料金については、2 (料金額)に規定する複数のプランがあり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。この場合、IP電話契約者(第7種IP電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。)が選択できるプランは下表の通りとし、同一の指定回線群に所属するIP電話契約者は同一のプランを選択していただきます。

区分	選択できるプラン	
メニュー1に係るもの	プラン1又はプラン2	
メニュー5に係るもの	プラン2又はプラン3	

- イ メニュー2、メニュー3及びメニュー4に係る第7種IP電話サービスの通信料金については、2(料金額)に規定するプラン2の料金を適用します。
- ウ 当社は、プラン1を選択した I P電話契約者の指定回線により構成される1の回線群 (以下この欄において「割引取扱回線群」といいます。)について、県内市外通信、県間 市外通信及び国際通信の区分ごとに、全時間帯における割引取扱回線群を構成する全ての 指定回線に係る音声通信の通信料金を料金月単位に累計し、その累計した通信料金額(以 下この欄において「通信料金の区分別月間累計額」といいます。)にそれぞれ下表に規定 する割引率を乗じて得た額を割引きます。ただし、その指定回線について、フィックスパ ック2の適用を受けている音声通信の通信料金については、その適用を受けている期間に おいて、この通信料金の区分別月間累計額には含まないものとします

区 分	割引率
県内市外通信に係るもの	55.0%
県間市外通信に係るもの	55.0%
国際通信に係るもの	15.0%

- エ 次に定める音声通信については、ウの割引の対象としません。
 - (ア) 国内通信について、移動体電話設備及び特定 I P電話設備への着信に係る音声通信
- オ ウの割引の対象となる音声通信は、次の付加機能を利用した音声通信以外のものに限ります。
 - (ア) 第三者課金機能を利用した音声通信
- カ プラン1を選択した I P電話契約者は、1 の割引取扱回線群を特定して、その割引取扱回線群への構成を申し出ていただきます。当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。この場合において、その申出が新たに割引取扱回線群を構成する申出であるときは、I P電話契約者は、割引取扱回線群を構成する指定回線の中から、ウの割引適用後の割引取扱回線群に係る通信料金その他の債務の請求先となる指定回線(以下この欄において「代表契約者回線」といいます。)を指定していただきます。

- (ア) その申出のあった指定回線の割引取扱回線群への申出について、代表契約者回線 のIP電話契約者の承認が得られないとき。
- (イ) その申出のあった指定回線が代表契約者回線と異なる割引取扱回線群に属すると き。
- (ウ) 代表契約者回線のIP電話契約者が、ウの割引適用後の割引取扱回線群に係る通信料金その他の債務について、一括して支払うことを怠り又は怠るおそれがあるとき。
- キ 当社は、カの申出があった場合には、IP電話契約者から、その事実を証明できる書類を提出していただくことがあります。
- ク ウの割引適用後の割引取扱回線群に係る通信料金その他の債務については、割引取扱回 線群ごとに一括して請求します。

ただし、IP電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、 当社が別に定めるところにより、代表契約者回線のIP電話契約者があらかじめ指定した 割引取扱回線群を構成する指定回線のIP電話契約者に請求します。

- ケ ウの割引適用を開始する場合においては、プラン1の申込日(申込日にIP電話サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月(IP電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日)から開始することとし、プラン2又はプラン3へのプラン変更の申込みがあった場合には、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、ウの割引を適用します。
- コ 代表契約者回線の I P電話契約者は、当社に申し出た代表契約者回線を、割引取扱回線 群を構成する代表契約者回線以外の他の1の指定回線に変更することができます。当社 は、この申出があったときは、カ(ウ)の規定に該当する場合を除き、その申出を承諾しま す。この場合、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から新たに代表契約者回線と して取り扱います。
- サ 当社は、ウの割引適用を受けている I P電話契約者の指定回線について、次のいずれかに該当する場合は、ウの割引適用は終了したものとして取り扱います。この場合において、その適用を終了した契約者回線等が代表契約者回線であるときは、その割引取扱回線群を構成する全ての契約者回線等について、ウの割引適用は終了したものとして取り扱います。
 - (ア) ウの割引適用を受けている I P電話契約者の I P電話契約の解除があったとき。
 - (イ) ウの割引適用を受けている I P電話契約者について、カに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- シ 通信料金の区分別月間累計額に一定の比率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則8(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
- ス メニュー1又はメニュー5に係る第7種IP電話契約者からプランの変更の申込みがあったときは、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。
- ア 当社は、IP電話契約者の申出により、全時間帯における指定音声通信に係る通信料金 の取扱い(以下「クロスセイバー」といいます。)を行います。
- イ クロスセイバーとは、次に定める要件を満たすことを条件に、1の特定端末回線等ごとに、全時間帯における当社の第1種移動体電話設備に着信する国内通信(以下この欄において「指定音声通信」といいます。)について、2(料金額)の規定にかかわらず、その通信料金の支払いを要しないこととすることをいいます。
 - (ア) IP電話契約者又はその親族等(当社が別に定める基準を満たすものに限ります。以下同じとします。)が、当社の携帯電話サービスに係る契約(旧ワイモバイル株式会社に係るものを除きます。)を締結し、別に定める割引の適用を受けること。
 - (イ) I P電話契約者又はその親族等が、1の特定端末回線等について(ア)の規定を満たす当社の携帯電話サービスに係る契約者回線(旧ワイモバイル株式会社に係るものを除きます。)を、1以上登録すること。
- ウ クロスセイバーは、音声通信の料金明細内訳を記録している I P電話契約者(第4種 I P電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。)の特定端末回線等に限り、提供を受けることができます。
- (12) 全時間帯におけ る指定音声通信に 係る通信料金の取 扱いの適用 (商品名 : ホワイトコール 24)

- エ クロスセイバーの適用の対象となる音声通信は、次の付加機能を利用した音声通信以外 のものに限ります。
 - (ア) 自動着信転送機能を利用して行った特定端末回線等から転送先への音声通信
- オ クロスセイバーの適用を開始する場合においては、その申込の承諾を受けた日(申込の 承諾を受けた日にIP電話サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日の 前日とします。)を含む料金月の翌料金月(IP電話契約者から特に要請があり、当社の 業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する 日)から開始することとし、その次料金月以降においてもIP電話契約者から終了の申込 みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。クロスセイバーの終了 の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日(IP電話契約者から特 に要請があり、当社の業務上支障がないときは、その請求のあった日)まで、そのクロス セイバーを適用します。
- カ I P電話契約者は、イ(イ)の規定により登録した契約者回線を、イに規定する要件を 満たす場合において変更することができます。
- キ 次の場合にはそのクロスセイバーは終了したものとして取り扱います。
 - (ア) クロスセイバーの取扱いを受けているIP電話契約者のIP電話契約の解除があったとき。
 - (イ) イに規定する要件を満たさなくなったとき。
- 3) 全時間帯におけ ア 当社は、IP電話契約者の申出により、全時間帯における指定音声通信に係る通信料金 る指定音声通信に の取扱いの2(以下「クロスセイバー2」といいます。)を行います。
 - イ クロスセイバー2とは、次に定める要件を満たすことを条件に、1の特定利用契約者回線ごとに、全時間帯における当社の第1種移動体電話設備に着信する国内通信(当社の電気通信サービスに係る契約者回線等に着信するものに限ります。以下この欄において「指定音声通信」といいます。)について、2(料金額)の規定にかかわらず、その通信料金の支払いを要しないこととすることをいいます。
 - (ア) I P電話契約者又はその親族等(当社が別に定める基準を満たすものに限ります。以下同じとします。)が、当社の携帯電話サービスに係る契約(旧ワイモバイル株式会社に係るものを除きます。)を締結し、別に定める割引の適用を受けること。
 - (イ) IP電話契約者又はその親族等が、1の特定利用契約者回線について(ア)の規定を満たす当社の携帯電話サービスに係る契約者回線(旧ワイモバイル株式会社に係るものを除きます。)を、1以上登録すること。

ただし、その特定利用契約者回線について、(16) に規定するエブリパックの適用を受けているときは、指定音声通信に係る通信料金の取扱いは、この欄の規定にかかわらず、エブリパックの規定によるものとします。

- ウ クロスセイバー2は、音声通信の料金明細内訳を記録しているIP電話契約者(第6種IP電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。)の特定利用契約者回線に限り、提供を受けることができます。
- エ クロスセイバー2の適用の対象となる音声通信は、次の付加機能を利用した音声通信以外のものに限ります。
- (ア) 自動着信転送機能を利用して行った特定利用契約者回線から転送先への音声通信オクロスセイバー2の適用を開始する場合においては、その申込の承諾を受けた日(申込の承諾を受けた日にIP電話サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日の前日とします。)を含む料金月の翌料金月(IP電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日)から開始することとし、その次料金月以降においてもIP電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。クロスセイバー2の終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日(IP電話契約者から特に要請があり、当社の業務上支障がないときは、その請求のあった日)まで、そのクロスセイバー2を適用します。
- カ クロスセイバー2の適用を受けるIP電話契約者は、IP電話サービスの利用において、次の行為は禁止します。
 - (ア) 不特定または多数の第三者の需要に応じて、事業法に定める電気通信役務を反復継続して提供すること。

(13) 全時間帯におけ る指定音声通信に 係る通信料金の取 扱いの2の適用 (商品名 : ホワイトコール

24)

- (イ) クロスセイバー2に係る特定利用契約者回線の終端において、他の機械を接続すること((ア)に規定する禁止行為を行っていないことを当社が確認できないときに限ります。)。
- キ I P電話契約者は、イ (イ) の規定により登録した契約者回線を、イに規定する要件を満たす場合において変更することができます。
- ク 次の場合にはそのクロスセイバー2は終了したものとして取り扱います。この場合、
 - (エ)の規定に基づき終了したときは、オの規定にかかわらず、その終了日が属する料金 月の初日からクロスセイバー2の適用がなかったものとして取り扱います。
 - (ア) クロスセイバー2の取扱いを受けているIP電話契約者のIP電話契約の解除があったとき。
 - (イ) I P電話契約者がイに規定する要件を満たさなくなったとき。
 - (ウ) 第6種 I P電話サービス利用権の譲渡があったとき。
 - (エ) I P電話契約者がカに規定する禁止行為を行ったと当社が認めたとき。
- ケ ク (エ) の規定に基づきクロスセイバー2を終了した場合に、第6種IP電話サービス に係る特定電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対して当社が当該IP電話契約 者に係る氏名及び住所等を通知することについて、IP電話契約者はあらかじめ同意して いただきます。
- コ 当社は、クロスセイバー2の適用を受けるIP電話契約者が、カに規定する禁止行為を 行っていないことを確認するため、当社が必要と判断する場合には、クロスセイバー2に 係る特定利用契約者回線について、調査および検査等を行う場合があります。この場合、 IP電話契約者は、当社の求めに応じ、当該調査および検査等に必要な協力をするものと します。
- (14) 全時間帯における特定利用契約者回線からの一定時間内に係る通信料金の特別課金機能の適用
- ア 全時間帯における特定利用契約者回線からの一定時間内に係る通信料金の特別課金機能 (以下「フィックスパック」といいます。)とは、IP電話契約者の選択により、1の特 定利用契約者回線ごとに、2(料金額)に定める一定の料金額(以下この欄において「定 額料金」といいます。)の支払いがあることを条件に、全時間帯における国内通信の通信 料金を、料金月単位に累計し、その累計した通信料金額(以下この欄において「通信料金 の月間累計額」といいます。)から、エに定める料金額(以下この欄において「割引額」 といいます。)を減額して適用することをいいます。
- イ フィックスパックは、音声通信の料金明細内訳を記録している I P電話契約者 (第6種 I P電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。) の特定利用契約者回線 に限り、選択することができます。

ただし、当社が別に定める方法により、IP電話契約者の契約者情報の確認を行うことができないとき及びその特定利用契約者回線について、(17)に規定するエブリパックの適用を受けているときは、フィックスパックの適用を受けることはできないものとします。

- ウ 次に定める音声通信については、フィックスパックの対象としません。
 - (ア) 国内通信について、移動体電話設備への着信に係るもの
- エ フィックスパックを選択した I P電話契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容

定額料金の支払いがあることを条件に、通信料金の月間累計額から下表に定める割引額を減額して適用します。

割引額 480円 (税込528円)

- オ 定額料金には、第1 (月額料金) 1 (適用) (9) に規定する付加機能に係る付加機能使用料を含むものとします。
- カ フィックスパックの適用を受けている特定利用契約者回線の移転があったときは、当社 はそのフィックスパックに係る定額料金を第1(月額料金)1(適用)(10)の規定に準じ て取り扱います。
- キ フィックスパックの適用を開始する場合においては、その申込の承諾を受けた日を含む料金月の翌料金月から開始することとし、その次料金月においても I P電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。フィックスパックの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのフィックスパックを適用します。

ただし、第6種IP電話サービスの申込みと同時にフィックスパックの申込みがあったときは、そのIP電話サービスの提供を開始した日からフィックスパックを適用します。

ク フィックスパックを選択した I P電話契約者は、1の料金月を通じて国内通信を全く行 わなかった場合においても、その料金月におけるフィックスパックに係る定額料金は支払 っていただきます。

- ケ 当社は、通信料金の月間累計額が割引額に満たない場合は、当該料金月の通信料金の月間累計額を減額して適用し、割引額から通信料金の月間累計額を差し引いた残額(以下この欄において「繰越額」といいます。)を、翌料金月の通信料金の月間累計額から控除します。この場合において、繰越額の控除は、割引額の控除の前に行います。
- コ 次の場合には、そのフィックスパックは終了したものとして取り扱います。
 - (ア) フィックスパックの取扱いを受けている I P電話契約者の I P電話契約の解除があったとき。
 - (イ) フィックスパックの取扱いを受けている I P電話契約者からフィックスパックの 終了の申込みがあったとき。
 - (ウ) フィックスパックの取扱いを受けている I P電話契約者が、その特定利用契約者 回線について、(17) に規定するエブリパックの適用を申し出たとき。
- サ フィックスパックを選択した I P電話契約者は、フィックスパックが適用される料金月 については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、フィックスパックに係る定額料金を支払っていただきます。
- シ フィックスパックの適用部分においては、1 (適用)(5)中「通信料金」とあるのは 「通信時間」に、「料金額の支払い」とあるのは、「通信時間に基づく料金額の支払い」 に、「得た額」とあるのは、「得た時間」と読み替えて適用するものとし、読み替え適用 後の同規定により得た通信時間を、当社の機器の故障等により正しく算定することができ なかった時までのフィックスパックの適用を受けた通信時間に加え、フィックスパックに 係る通信時間として通信料金の月間累計額を算定するものとします。

ただし、通信時間について、当社の機器等により正しく算定することができなかった日の属する料金月において、フィックスパックの取扱いを受けていなかったIP電話契約者が、その料金月の前にフィックスパックの取扱いを受けているときは、同規定の適用に当たっては、フィックスパックに係る部分については、フィックスパックの取扱いを行わなかったものとし、2(料金額)(1)の料金額を適用します。

- ス フィックスパックの適用される部分において、第40条(責任の制限)中「その日数に対応する当該IP電話サービスに係る次の料金の合計額」とあるのは、「その日数に対応するそのフィックスパックに係る定額料金」と読み替えます。
- セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を 返還します。
- ソ 当社は、暦月の初日以外の日にフィックスパックの提供の開始があったときは、フィックスパックに係る定額料金及び割引額をその利用日数に応じて日割します。この場合、定額料金に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、割引額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。

(15) メニュー3に係る第7種IP電話サービスの通信料金の適用

ア メニュー3に係る第7種IP電話サービスの基本通信料は、次表のとおりとします。

区 分	単 位	料 金 額
基本通信料	1の指定回線ごとに	480円 (税込528円)

イ 当社は、IP電話契約者(メニュー3に係る第7種IP電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。)に、1の指定回線ごとに、全時間帯における国内通信の通信料金を、料金月単位に累計し、その累計した通信料金額(以下この欄において「通信料金の月間累計額」といいます。)から、次表に定める料金額(以下この欄において「割引額」といいます。)を減額して適用します。ただし、その指定回線について、モバイルパックの適用を受けている音声通信及びフィックスパック2の適用を受けている音声通信の通信料金については、その適用を受けている期間において、この通信料金の月間累計額には含まないものとします。

割引額 480円 (税込528円)

- ウ イの減額の適用の対象となる国内通信は、次の付加機能を利用した国内通信以外のもの に限ります。
 - (ア) 第三者課金機能を利用した国内通信
- エ I P電話契約者は、1の料金月を通じて国内通信を全く行わなかった場合においても、 その料金月における基本通信料は支払っていただきます。
- オ 当社は、通信料金の月間累計額が割引額に満たない場合は、当該料金月の通信料金の月間累計額を減額して適用し、割引額から通信料金の月間累計額を差し引いた残額(以下この欄において「繰越額」といいます。)を、翌料金月の通信料金の月間累計額から控除します。この場合において、繰越額の控除は、割引額の控除の前に行います。
- カ イの減額の適用は、IP電話契約者のメニュー3に係る第7種IP電話サービスの提供 開始日から開始することとし、その次料金月以降においても従前と同様の条件により継続 するものとします。イの減額の適用を受けているIP電話契約の解除又は細目の変更があった場合は、解除の前日又は変更の日までイを適用します。

- キ I P電話契約者は、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合において も、アに規定する基本通信料を支払っていただきます。
- ク イの減額の適用部分においては、1 (適用) (5) 中「通信料金」とあるのは「通信時間」に、「料金額の支払い」とあるのは、「通信時間に基づく料金額の支払い」に、「得た額」とあるのは、「得た時間」と読み替えて適用するものとし、読み替え適用後の同規定により得た通信時間を、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった時までのイの減額の適用を受けた通信時間に加え、イの減額に係る通信時間として通信料金の月間累計額を算定するものとします。

ただし、通信時間について、当社の機器等により正しく算定することができなかった日の属する料金月において、イの減額の適用を受けていなかった I P電話契約者が、その料金月の前にイの減額の適用を受けているときは、同規定の適用に当たっては、イの減額の適用に係る部分については、イの減額の適用を行わなかったものとし、2(料金額)(1)の料金額を適用します。

- ケ I P電話契約者の責めによらない理由により、I P電話契約者がI P電話サービスを全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本通信料の支払いを要しません。
- コ イの減額が適用される部分において、第40条(責任の制限)中「その日数に対応する当該IP電話サービスに係る次の料金の合計額」とあるのは、「その日数に対応する基本通信料」と読み替えます。
- サ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を 返還します。
- シ 当社は、暦月の初日以外の日にメニュー3に係る第7種IP電話サービスの提供の開始があったとき又は暦月の末日以外の日にメニュー3に係る第7種IP電話サービスの終了があったときは、基本通信料及び割引額をその利用日数に応じて日割します。この場合、基本通信料に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、割引額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。
- (16) 全時間帯における特定音声通信に 係る通信料金の特別課金機能の適用
- ア 全時間帯における特定音声通信に係る通信料金の特別課金機能(以下「エブリパック」といいます。)とは、IP電話契約者の選択により、1の特定利用契約者回線ごとに、2(料金額)に定める一定の料金額(以下この欄において「定額料金」といいます。)の支払いがあることを条件に、全時間帯における音声通信(国内通信に限ります。以下この欄において「特定音声通信」といいます。)について、料金月単位に通信時間の終了した順に500の音声通信まで、2(料金額)の規定にかかわらず、その通信料金の一部について支払いを要しないことをいいます。
- イ エブリパックは、音声通信の料金明細内訳を記録している I P電話契約者 (第6種 I P電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。) の特定利用契約者回線に限り、選択することができます。

ただし、当社が別に定める方法により、IP電話契約者の契約者情報の確認を行うことができないとき及びその特定利用契約者回線等について、フィックスパックの適用を受けているときは、エブリパックの適用を受けることはできないものとします。

- ウ 次に定める音声通信については、エブリパックの対象としません。
 - (ア) 国内通信について、オンネット通信に係るもの
- エ エブリパックを選択した I P電話契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容

定額料金の支払いがあることを条件に、料金月単位に通信時間の終了した順に 500 の特定音声通信まで、1 の特定音声通信ごとに 10 分までその通信料金の支払いを要しないこととします。

- オ 定額料金には、第1 (月額料金) 1 (適用) (9) に規定する付加機能に係る付加機能使 用料を含むものとします。
- カ エブリパックの適用を受けている特定利用契約者回線の移転があったときは、当社はそのエブリパックに係る定額料金を第1(月額料金)1(適用)(10)の規定に準じて取り扱います。
- キ エブリパックの適用を開始する場合においては、その申込の承諾を受けた日を含む料金 月の翌料金月から開始することとし、その次料金月においても I P電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。エブリパックの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日まで、そのエブリパックを適用します。

ただし、第6種IP電話サービスの申込みと同時にエブリパックを申込みがあったときは、そのIP電話サービスの提供を開始した日からエブリパックを適用します。

- ク エブリパックを選択した I P電話契約者は、1の料金月を通じて国内通信を全く行わなかった場合においても、その料金月におけるエブリパックに係る定額料金は支払っていただきます。
- ケー次の場合には、そのエブリパックは終了したものとして取り扱います。
 - (ア) エブリパックの取扱いを受けている I P電話契約者の I P電話契約の解除があったとき。
 - (イ) エブリパックの取扱いを受けている I P電話契約者からエブリパックの終了の申 込みがあったとき。
 - (ウ) エブリパックの取扱いを受けている I P電話契約者が、その特定利用契約者回線 について、フィックスパックの適用を申し出たとき。
- コ エブリパックを選択した I P電話契約者は、エブリパックが適用される料金月について は、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、エブリパックに 係る定額料金を支払っていただきます。
- サ エブリパックの適用部分においては、1 (適用) (5)中「通信料金」とあるのは「通信時間」に、「料金額の支払い」とあるのは、「通信時間に基づく料金額の支払い」に、「得た額」とあるのは、「得た時間」と読み替えて適用するものとし、読み替え適用後の同規定により得た通信時間を、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった時までのエブリパックの適用を受けた通信時間に加え、エブリパックに係る通信時間として通信料金の月間累計額を算定するものとします。

ただし、通信時間について、当社の機器等により正しく算定することができなかった日の属する料金月において、エブリパックの取扱いを受けていなかった I P電話契約者が、その料金月の前にエブリパックの取扱いを受けているときは、同規定の適用に当たっては、エブリパックに係る部分については、エブリパックの取扱いを行わなかったものとし、2(料金額)(1)の料金額を適用します。

- シ エブリパックの適用される部分において、第40条(責任の制限)中「その日数に対応する当該IP電話サービスに係る次の料金の合計額」とあるのは、「その日数に対応するそのエブリパックに係る定額料金」と読み替えます。
- ス 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を 返還します。
- セ 当社は、暦月の初日以外の日にエブリパックの提供の開始があったときは、エブリパックに係る定額料金及びエに規定する支払いを要しない音声通信の数をその利用日数に応じて日割します。この場合、定額料金に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、音声通信の数に1未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。
- ア 全時間帯における指定音声通信に係る通信料金の特別課金機能(以下「モバイルパック」といいます。)とは、IP電話契約者の選択により、1の指定回線ごとに、全時間帯における当社の移動体電話設備に着信する国内通信(以下この欄において「指定音声通信」といいます。)について、料金月単位に2(料金額)に定める一定の料金額(以下この欄において「定額料金」といいます。)を適用することをいいます。
- イ モバイルパックは音声通信の料金明細内訳を記録している I P電話契約者(第7種IP電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。)の指定回線に限り、選択することができます。
- ウ モバイルパックを選択した I P電話契約者は、次表に規定する内容のサービスを受ける ことができます。

サービスの内容

指定音声通信について、2(料金額)(3)に規定する定額料金を適用するもの

- エ モバイルパックの適用の対象となる通信は、次の付加機能を利用した通信以外のものに 限ります。
 - (ア) 多機能転送機能を利用して行った指定回線から転送先への通信
 - (イ) 第三者課金機能を利用した通信
 - (ウ) スケジューリング転送機能を利用して行った指定回線から転送先への通信
 - (エ) 着信一括転送機能を利用して行った指定回線から転送先への通信
- オ モバイルパックの適用を開始する場合においては、その申込日(申込日にIP電話サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月(IP電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日)から開始することとし、その次料金月以降においてもIP電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。モバイルパックの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の前月の末日(IP電話契約者から特に要請があり、当社の業務上支障がないときは、その請求のあった日)まで、そのモバイルパックを適用します。

- (17) 全時間帯におけ る指定音声通信に 係る通信料金の特 別課金機能の適用 (商品名
 - :モバイル通話定額)

- カ モバイルパックの適用を受ける I P電話契約者は、I P電話サービスの利用において、 次の行為は禁止します。
 - (ア) 不特定または多数の第三者の需要に応じて、事業法に定める電気通信役務を反復 継続して提供すること。
 - (イ) モバイルパックに係る指定回線の終端において、他の機械を接続すること ((ア)に規定する禁止行為を行っていないことを当社が確認できないときに限ります。)
- キ 当社は、モバイルパックの適用を受けるIP電話契約者が、カに規定する禁止行為を行っていないことを確認するため、当社が必要と判断する場合には、モバイルパックに係る指定回線について、調査および検査等を行う場合があります。この場合、IP電話契約者は、当社の求めに応じ、当該調査および検査等に必要な協力をするものとします。
- ク I P電話契約者が、モバイルパックを選択している場合であって、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月(変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。)については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりモバイルパックを適用します。

ただし、そのIP電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件によりモバイルパックを適用します。

ケ モバイルパックを選択した I P電話契約者は、1の料金月を通じてモバイルパックに係る指定音声通信を行わなかった場合においても、その料金月におけるモバイルパックに係る定額料金は支払っていただきます。

ただし、約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

- コ 次の場合にはそのモバイルパックは終了したものとして取り扱います。
 - (ア) モバイルパックの取扱いを受けている I P電話契約者の I P電話契約の解除があったとき。
 - (イ) I P電話契約者がカに規定する禁止行為を行ったと当社が認めたとき。
- サ モバイルパックを選択した I P電話契約者は、モバイルパックが適用される料金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、モバイルパックに係る定額料金を支払っていただきます。

ただし、1の料金月を通じて通信を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった1の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月におけるモバイルパックの取扱いは行いません。

シ 前項ただし書の規定にかかわらず、IP電話契約者から特に要請があり、当社の業務の 遂行上支障がないときは、モバイルパックを継続して適用します。

なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりモバイルパックを適用します。

- ス I P電話契約者の責めによらない理由により、I P電話契約者が I P電話サービスを全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに、そのことを当社が知った時刻以後の利用てきなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するモバイルパックの定額料金の支払いを要しません。
- セ モバイルパックの適用される部分において、第40条(責任の制限)中「その日数に対応する当該IP電話サービスに係る次の料金の合計額」とあるのは、「その日数に対応するそのモバイルパックに係る定額料金」と読み替えます。
- ソ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- タ 当社は、次の場合が生じたときは、モバイルパックに係る定額料金をその暦月に係る日 数により日割します。
 - (ア) 暦月の初日以外の日にモバイルパックの適用の開始があったとき。
 - (イ) 暦月の末日以外の日にモバイルパックの適用の終了があったとき。
 - (ウ) 暦月の初日以外の日にモバイルパックに係る定額料金の改定があったとき。この場合、改定後の定額料金は、その改定があった日から適用します。
 - (エ) スの規定に該当するとき。この場合、料金の算定に当たっては、その日数の計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

- (18) 全時間帯における特定加入通信に係る通信料金の特別課金機能の適用 (商品名
 - : おとくライン通 話定額)
- ア 全時間帯における特定加入通信に係る通信料金の特別課金機能(以下「フィックスパック2」といいます。)とは、IP電話契約者の選択により、1の指定回線ごとに、全時間帯における電話サービス等契約約款に定める加入契約者回線、指定加入契約者回線等及び主として会議に係る通信のために使用する電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。)に着信した国内通信(以下この欄において「特定加入通信」といいます。)について、料金月単位に2(料金額)に定める一定の料金額(以下この欄において「定額料金」といいます。)を適用することをいいます。
- イ フィックスパック 2 は音声通信の料金明細内訳を記録している I P電話契約者 (第7種 I P電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。)の指定回線に限り、選択することができます。
- ウ フィックスパック 2 を選択した I P電話契約者は、次表に規定する内容のサービスを受けることができます。

サービスの内容

特定加入通信について、2(料金額)(3)に規定する定額料金を適用するもの

- エ フィックスパック2の適用の対象となる通信は、次の付加機能を利用した通信以外のものに限ります。
 - (ア) 多機能転送機能を利用して行った指定回線から転送先への通信
 - (イ) 第三者課金機能を利用した通信
 - (ウ) スケジューリング転送機能を利用して行った指定回線から転送先への通信
 - (エ) 着信一括転送機能を利用して行った指定回線から転送先への通信
- オ フィックスパック2の適用を開始する場合においては、その申込日(申込日にIP電話 サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。)を含む料金月の 翌料金月(IP電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、 その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日)から開始することとし、その次 料金月以降においてもIP電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件に より、継続するものとします。フィックスパック2の終了の申込みがあった場合は、その 終了の申込日を含む料金月の前月の末日(IP電話契約者から特に要請があり、当社の業 務上支障がないときは、その請求のあった日)まで、そのフィックスパック2を適用します。
- カ フィックスパック 2 の適用を受ける I P電話契約者は、I P電話サービスの利用において、次の行為は禁止します。
 - (ア) 不特定または多数の第三者の需要に応じて、事業法に定める電気通信役務を反復 継続して提供すること。
 - (イ) フィックスパック2に係る指定回線の終端において、他の機械を接続すること ((ア)に規定する禁止行為を行っていないことを当社が確認できないときに限り ます。)
- キ I P電話契約者が、フィックスパック2を選択している場合であって、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月(変更となった起算日を含む料金月をいいます。以下この欄において同じとします。)については、その適用を中止するものとし、その料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりフィックスパック2を適用します。

ただし、そのIP電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月において、従前と同様の条件によりフィックスパック2を適用します。

ク フィックスパック2を選択したIP電話契約者は、1の料金月を通じてフィックスパック2に係る特定加入通信を行わなかった場合においても、その料金月におけるフィックスパック2に係る定額料金は支払っていただきます。

ただし、約款において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

- ケー次の場合にはそのフィックスパック2は終了したものとして取り扱います。
 - (ア) フィックスパック2の取扱いを受けているIP電話契約者のIP電話契約の解除があったとき。
 - (イ) I P電話契約者がカに規定する禁止行為を行ったと当社が認めたとき。
- コ 当社は、フィックスパック2の適用を受けるIP電話契約者が、カに規定する禁止行為を行っていないことを確認するため、当社が必要と判断する場合には、フィックスパック2に係る指定回線について、調査および検査等を行う場合があります。この場合、IP電話契約者は、当社の求めに応じ、当該調査および検査等に必要な協力をするものとします。
- サ フィックスパック 2 を選択した I P電話契約者は、フィックスパック 2 が適用される料 金月については、利用の一時中断をした場合、又は利用停止があった場合においても、フィックスパック 2 に係る定額料金を支払っていただきます。

ただし、1の料金月を通じて通信を全く行うことができなかったとき、又は全く行うことができなかった1の料金月に続く料金月であって、その料金月の途中でその事由が解消したときは、その料金月におけるフィックスパック2の取扱いは行いません。

- シ 前項ただし書の規定にかかわらず、IP電話契約者から特に要請があり、当社の業務の 遂行上支障がないときは、フィックスパック2を継続して適用します。
 - なお、利用の一時中断又は利用停止が解消したときは、その解消した日の属する料金月の翌料金月から、従前と同様の条件によりフィックスパック2を適用します。
- ス I P電話契約者の責めによらない理由により、I P電話契約者が I P電話サービスを全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに、そのことを当社が知った時刻以後の利用てきなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するフィックスパック2の定額料金の支払いを要しません。
- セ フィックスパック 2 の適用される部分において、第40条(責任の制限)中「その日数に 対応する当該 I P電話サービスに係る次の料金の合計額」とあるのは、「その日数に対応 するそのフィックスパック 2 に係る定額料金」と読み替えます。
- ソ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を 返還します。
- タ 当社は、次の場合が生じたときは、フィックスパック2に係る定額料金をその暦月に係る日数により日割します。
 - (ア) 暦月の初日以外の日にフィックスパック2の適用の開始があったとき。
 - (イ) 暦月の末日以外の日にフィックスパック2の適用の終了があったとき。
 - (ウ) 暦月の初日以外の日にフィックスパック2に係る定額料金の改定があったとき。 この場合、改定後の定額料金は、その改定があった日から適用します。
 - (エ) サの規定に該当するとき。この場合、料金の算定に当たっては、その日数の計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

2 料金額

- (1) 国内通信に係るもの
 - ア オフネット通信に係るもの
 - (ア) (イ) 及び(ウ) 以外のもの
 - ① ②以外のもの

区	分	料 金 額 (180.0秒までごとに)	
第1種IP電話サービスに係るもの		8円(税込8.8円)	
第3種IP電話サービ	区域内通信		
ス、第4種 I P電話サ ービス、第5種 I P電	隣接区域内通信		
話サービス及び第6種 IP電話サービスに係 るもの	区域外通信	7.99円(税込8.789円)	

② 第7種 I P電話サービスに係るもの

②-1 プラン1に係るもの

区分		料 金 額 (次の秒数までごとに 10 円 (税込 11 円)。 ただし、区域内通信に ついては、次の秒数までごとに 8.5 円 (税込 9.35 円) と読み替えて 適用するものとします。)			
			オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリー タイム
区均	区域内通信		180.0秒	180.0秒	240.0秒
隣接区域内通信 県内市外通信及び県間市外 通信		90.0秒	90.0秒	120.0秒	
区		20 キロメートルまで	90.0秒	90.0秒	120.0秒
域	県内市外 通信	60 キロメートルまで	60.0秒	75.0秒	90.0秒
外		60 キロメートルを超えるもの	45.0秒	60.0秒	90.0秒

通	信県間市外通信	20 キロメートルまで	90.0秒	90.0秒	120.0秒
		30 キロメートルまで	60.0秒	60.0秒	75.0秒
1音		60 キロメートルまで	45.0秒	60.0秒	75.0秒
		100 キロメートルまで	30.0秒	45.0秒	60.0秒
		170 キロメートルまで	22.5秒	30.0秒	45.0秒
		170 キロメートルを超えるもの	22.5秒	26.0秒	45.0秒

②-2 プラン2に係るもの

	料金額(180.0 秒までごとに)		
区分	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリー タイム
区域内通信に係るもの		7 (9円(税込8.69円)
隣接区域内通信及び区域外通信に係るもの		7. 8	7円 (死处6. 09円)

②-3 プラン3に係るもの

		料金額 (180.0 秒までごとに)		
区 分		オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリー タイム
区域内通信		5. 9円(税込6. 49円)		
隣接区域内通	県内市外通信	5. 9円(焼込6. 49)		7円 (枕込0.49円)
信及び区域外 通信	県間市外通信		9. 9	月(税込10.89円)

(イ) 移動体電話設備への着信に係るもの

① 第1種移動体電話設備への着信に係るもの

①-1 ①-2以外のもの

	料 金 額 (60.0 秒までごとに)		
区分	午前8時から午後11時まで	午前 0 時から午前 8 時まで及び 午後 11 時から午後 12 時まで	
第1種IP電話サービスに係るもの	18円 (税込19.8円)		
第3種IP電話サービス、第4種IP電話サービス及び第5種IP電話サービスに係るもの	25円(税込27.5円) 20円(税込22円)		
第6種 I P電話サービスに係るもの		16円(税込17.6円)	
備考			

別に定める電気通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより特定 I P電話設備に着信する通信については、この欄に規定する通信料金を適用します。

①-2 第7種IP電話サービスに係るもの

		料金額 (60.0 秒までごとに)		
	区 分	オフィスタイム	ファミリータイム	スーパーファミリー タイム
プラン1に係る	もの		2 5	5円 (税込27.5円)
プラン2及び プラン3に係 るもの	当社が提供する第1種移動体電 話設備への着信に係るもの		15.5円] (税込17.05円)
	上記以外のもの		1 6	円 (税込17.6円)

備考

別に定める電気通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより特定 I P電話設備に着信する通信については、この欄に規定する通信料金を適用します。

(ウ) 特定 I P電話設備への着信に係るもの

区分	料 金 額 (180.0 秒までごとに)
第1種IP電話サービス及び第7種IP電話サービスに係るもの	8円 (税込8.8円)
第3種IP電話サービスに係るもの、第4種I P電話サービス、第5種IP電話サービス及び 第6種IP電話サービスに係るもの	7. 99円 (税込8. 789円)

備老

当社が別に定める特定 I P電話設備への着信(別に定める電気通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより着信するものを除きます。)に限ります。

(2) 国際通信に係るもの ア イ及びウ以外のもの

(単位:円)

地域区分	料 金 額 (1分までごとに)
アイスランド共和国	90
アイルランド	90
アゼルバイジャン共和国	100
アセンション島	255
アゾレス諸島	90
アフガニスタン・イスラム共和国	210
アメリカ合衆国	9
アラブ首長国連邦	110
アルジェリア民主人民共和国	255
アルゼンチン共和国	115
アルバ	150
アルバニア共和国	240
アルメニア共和国	225
アンギラ	260
アンゴラ共和国	145
アンティグア・バーブーダ	260
アンドラ公国	150
イエメン共和国	245
イスラエル国	110
イタリア共和国	90
イラク共和国	245
イラン・イスラム共和国	225
インド	100
インドネシア共和国	60
ウガンダ共和国	125
ウクライナ	100
ウズベキスタン共和国	240
ウルグアイ東方共和国	120
英領バージン諸島	260

エクアドル共和国	170
エジプト・アラブ共和国	125
エストニア共和国	240
エスワティニ王国	150
エチオピア連邦民主共和国	255
エリトリア国	255
エルサルバドル共和国	140
オーストラリア連邦	20
オーストリア共和国	90
オマーン国	245
オランダ王国	90
オランダ領アンティル	260
オランダ領セント・マーティン	260
ガーナ共和国	150
カーボベルデ共和国	255
ガイアナ協同共和国	170
カザフスタン共和国	210
カタール国	130
カナダ	15
カナリー諸島	90
ガボン共和国	255
カメルーン共和国	225
ガンビア共和国	255
カンボジア王国	170
ギニア共和国	255
ギニアビサウ共和国	255
キプロス共和国	110
キューバ共和国	260
ギリシャ共和国	90
キリバス共和国	220
キルギス共和国	240
グアテマラ共和国	135
グアドループ島	110
グアム	55
クウェート国	110
クック諸島	220
グリーンランド	90
クリスマス島	70
グレートブリテン・北アイルランド連合王国	20
グレナダ	260
クロアチア共和国	240
ケイマン諸島	260

ケニア共和国	175
コートジボワール共和国	255
ココス諸島	70
コスタリカ共和国	140
コソボ共和国	240
コモロ連合	225
コロンビア共和国	115
コンゴ共和国	255
コンゴ民主共和国	255
サイパン	55
サウジアラビア王国	175
サモア独立国	220
サントメ・プリンシペ民主共和国	255
ザンビア共和国	185
サンピエール島・ミクロン島	110
サンマリノ共和国	90
シエラレオネ共和国	180
ジブチ共和国	230
ジブラルタル	90
ジャマイカ	230
ジョージア	240
シリア・アラブ共和国	185
シンガポール共和国	30
ジンバブエ共和国	125
スイス連邦	90
スウェーデン王国	90
スーダン共和国	230
スペイン	90
スペイン領北アフリカ	90
スリナム共和国	170
スリランカ民主社会主義共和国	105
スロバキア共和国	165
スロベニア共和国	125
セーシェル共和国	255
赤道ギニア共和国	255
セネガル共和国	255
セルビア共和国	240
セントクリストファー・ネービス	260
セントビンセント・グレナディーン諸島	230
セントヘレナ島	255
セントルシア	260
ソマリア民主共和国	255

ソロモン諸島	220
タークス・カイコス諸島	260
タイ王国	55
大韓民国	30
台湾	30
タジキスタン共和国	240
タンザニア連合共和国	135
チェコ共和国	100
チャド共和国	255
中央アフリカ共和国	255
中華人民共和国	30
チュニジア共和国	255
朝鮮民主主義人民共和国	140
チリ共和国	115
ツバル	220
ディエゴ・ガルシア	255
デンマーク王国	90
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	255
トケラウ諸島	220
ドミニカ共和国	230
ドミニカ国	260
トリニダード・トバゴ共和国	260
トルクメニスタン	240
トルコ共和国	90
トンガ王国	220
ナイジェリア連邦共和国	125
ナウル共和国	220
ナミビア共和国	235
ニウエ	220
ニカラグア共和国	140
ニジェール共和国	225
ニューカレドニア	220
ニュージーランド	70
ネパール連邦民主共和国	105
ノーフォーク島	80
ノルウェー王国	90
バーレーン王国	110
ハイチ共和国	260
パキスタン・イスラム共和国	105
バチカン市国	90
パナマ共和国	115

バヌアツ共和国	220
バハマ国	260
パプアニューギニア独立国	220
バミューダ島	155
パラオ共和国	220
パラグアイ共和国	170
バルバドス	260
ハワイ	9
ハンガリー共和国	100
バングラディシュ人民共和国	105
東ティモール民主共和国	60
フィジー諸島共和国	220
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	90
ブータン王国	210
プエルトリコ	110
フェロー諸島	90
フォークランド諸島	170
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	115
フランス領ポリネシア	220
ブルガリア共和国	120
ブルキナファソ	185
ブルネイ・ダルサラーム国	60
ブルンジ共和国	225
米領サモア	220
米領バージン諸島	110
ベトナム社会主義共和国	115
ベナン共和国	230
ベネズエラ・ボリバル共和国	115
ベラルーシ共和国	155
ベリーズ	140
ペルー共和国	55
ベルギー王国	90
ポーランド共和国	100
ボスニア・ヘルツェゴビナ	240
ボツワナ共和国	145
ボリビア共和国	170
ポルトガル共和国	90
香港特別行政区	30
ホンジュラス共和国	115

マーシャル諸島共和国	220
マイヨット島	225
マカオ特別行政区	70
北マケドニア共和国	230
マダガスカル共和国	255
マディラ諸島	90
マラウイ共和国	230
マリ共和国	255
マルタ共和国	90
マルチニーク島	110
マレーシア	60
ミクロネシア連邦	185
南アフリカ共和国	125
南スーダン共和国	230
ミャンマー連邦	170
メキシコ合衆国	75
モーリシャス共和国	140
モーリタニア・イスラム共和国	255
モザンビーク共和国	230
モナコ公国	150
モルディブ共和国	210
モルドバ共和国	240
モロッコ王国	185
モンゴル国	135
モンセラット	260
モンテネグロ	240
ヨルダン	125
ラオス人民民主共和国	135
ラトビア共和国	240
リトアニア共和国	230
リビア	255
リヒテンシュタイン公国	90
リベリア共和国	255
ルーマニア	100
ルクセンブルク大公国	90
ルワンダ共和国	255
レソト王国	235
レバノン共和国	245
レユニオン	125
ロシア連邦	100
ワリス・フテュナ諸島	220
特定衛星携帯 3	430

特定衛星携帯 4	290
特定衛星携帯 5	270
特定衛星携帯 6	530

イ 第3種 I P電話サービス、第4種 I P電話サービス、第5種 I P電話サービス及び第6種 I P電話サービスに係るもの

(単位:円)

	(単位:円)
地域区分	料 金 額 (1分までごとに。ただし、アメリカ合衆国及びハワイ については、3分までごとと読み替えて適用します。)
アイスランド共和国	31
アイルランド	23
アゼルバイジャン共和国	72
アセンション島	80
アゾレス諸島	39
アフガニスタン・イスラム共和国	76
アメリカ合衆国	7.99
アラブ首長国連邦	55
アルジェリア民主人民共和国	47
アルゼンチン共和国	55
アルバ	64
アルバニア共和国	47
アルメニア共和国	71
アンギラ	84
アンゴラ共和国	48
アンティグア・バーブーダ	80
アンドラ公国	24
イエメン共和国	84
イスラエル国	31
イタリア共和国	23
イラク共和国	84
イラン・イスラム共和国	84
インド	84
インドネシア共和国	48
ウガンダ共和国	55
ウクライナ	55
ウズベキスタン共和国	71
ウルグアイ東方共和国	63
英領バージン諸島	56
エクアドル共和国	63
エジプト・アラブ共和国	80
エストニア共和国	39
エスワティニ王国	47
エチオピア連邦民主共和国	80
·	•

エリトリア国	80
エルサルバドル共和国	47
オーストラリア連邦	23
オーストリア共和国	31
オマーン国	84
オランダ王国	23
オランダ領アンティル	39
オランダ領セント・マーティン	39
ガーナ共和国	72
カーボベルデ共和国	80
ガイアナ協同共和国	84
カザフスタン共和国	72
カタール国	84
カナダ	12
カナリー諸島	31
ガボン共和国	72
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	71
カンボジア王国	48
ギニア共和国	72
ギニアビサウ共和国	72
キプロス共和国	47
キューバ共和国	84
ギリシャ共和国	39
キリバス共和国	52
キルギス共和国	72
グアテマラ共和国	55
グアドループ島	80
グアム	20
クウェート国	84
クック諸島	52
グリーンランド	55
クリスマス島	44
グレートブリテン・北アイルランド連合王国	23
グレナダ	84
クロアチア共和国	55
ケイマン諸島	72
ケニア共和国	79
コートジボワール共和国	80
ココス諸島	44
コスタリカ共和国	39
コソボ共和国	55

コモロ連合	80
コロンビア共和国	47
コンゴ共和国	71
コンゴ民主共和国	80
サイパン	31
サウジアラビア王国	84
サモア独立国	52
サントメ・プリンシペ民主共和国	80
ザンビア共和国	71
サンピエール島・ミクロン島	52
サンマリノ共和国	64
シエラレオネ共和国	80
ジブチ共和国	80
ジブラルタル	47
ジャマイカ	79
ジョージア	71
シリア・アラブ共和国	84
シンガポール共和国	31
ジンバブエ共和国	72
スイス連邦	23
スウェーデン王国	23
スーダン共和国	71
スペイン	31
スペイン領北アフリカ	31
スリナム共和国	84
スリランカ民主社会主義共和国	76
スロバキア共和国	47
スロベニア共和国	47
セーシェル共和国	96
赤道ギニア共和国	72
セネガル共和国	80
セルビア共和国	55
セントクリストファー・ネービス	80
セントビンセント・グレナディーン諸島	84
セントヘレナ島	80
セントルシア	84
ソマリア民主共和国	72
ソロモン諸島	52
タークス・カイコス諸島	56
タイ王国	48
大韓民国	31
台湾	31

タジキスタン共和国	63
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	47
チャド共和国	72
中央アフリカ共和国	72
中華人民共和国	32
チュニジア共和国	71
朝鮮民主主義人民共和国	44
チリ共和国	39
ツバル	52
ディエゴ・ガルシア	48
デンマーク王国	31
ドイツ連邦共和国	23
トーゴ共和国	79
トケラウ諸島	52
ドミニカ共和国	39
ドミニカ国	71
トリニダード・トバゴ共和国	56
トルクメニスタン	64
トルコ共和国	47
トンガ王国	52
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	52
ナミビア共和国	80
ニウエ	52
ニカラグア共和国	56
ニジェール共和国	71
ニューカレドニア	52
ニュージーランド	28
ネパール連邦民主共和国	76
ノーフォーク島	52
ノルウェー王国	23
バーレーン王国	80
ハイチ共和国	79
パキスタン・イスラム共和国	72
バチカン市国	23
パナマ共和国	56
バヌアツ共和国	52
バハマ国	39
パプアニューギニア独立国	52
バミューダ島	52
パラオ共和国	47

パラグアイ共和国	63
バルバドス	80
ハワイ	7. 99
ハンガリー共和国	39
バングラディシュ人民共和国	72
東ティモール民主共和国	48
フィジー諸島共和国	52
フィリピン共和国	40
フィンランド共和国	23
ブータン王国	72
プエルトリコ	40
フェロー諸島	64
フォークランド諸島	56
ブラジル連邦共和国	32
フランス共和国	23
フランス領ギアナ	55
フランス領ポリネシア	52
ブルガリア共和国	55
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	48
ブルンジ共和国	71
米領サモア	52
米領バージン諸島	22
ベトナム社会主義共和国	48
ベナン共和国	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	55
ベラルーシ共和国	64
ベリーズ	56
ペルー共和国	56
ベルギー王国	23
ポーランド共和国	44
ボスニア・ヘルツェゴビナ	64
ボツワナ共和国	80
ボリビア共和国	56
ポルトガル共和国	39
香港特別行政区	31
ホンジュラス共和国	56
マーシャル諸島共和国	52
マイヨット島	80
マカオ特別行政区	40
北マケドニア共和国	64
マダガスカル共和国	

マディラ諸島	39
マラウイ共和国	71
マリ共和国	47
マルタ共和国	48
マルチニーク島	56
マレーシア	31
ミクロネシア連邦	52
南アフリカ共和国	76
南スーダン共和国	71
ミャンマー連邦	48
メキシコ合衆国	39
モーリシャス共和国	72
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	80
モナコ公国	24
モルディブ共和国	72
モルドバ共和国	64
モロッコ王国	72
モンゴル国	48
モンセラット	80
モンテネグロ	55
ヨルダン	79
ラオス人民民主共和国	48
ラトビア共和国	64
リトアニア共和国	64
リビア	72
リヒテンシュタイン公国	31
リベリア共和国	79
ルーマニア	63
ルクセンブルク大公国	39
ルワンダ共和国	80
レソト王国	72
レバノン共和国	80
レユニオン	72
ロシア連邦	47
ワリス・フテュナ諸島	220
特定衛星携帯 3	380
特定衛星携帯 4	280
特定衛星携帯 5	270
特定衛星携帯 6	530

ウ 第7種IP電話サービスに係るもの

① プラン1に係るもの

地域区分	(単位:円 料 金 額						
地域区分 最初の1分 最初の1分 最初の1分 最初の1分 最初の1分 まで6秒ま 軽温後6秒 まで6秒ま まで6秒ま まで6秒ま まで6秒ま まで6秒ま まで6秒ま まで6秒ま までごとに でごとに までごとに までごとに までごとに までごとに までごとに でごとに までごとに までごとに までごとに でごとに までごとに までごとい までごとに までごとい までいといには までいといには		オフィブ	スタイム		-	スーパーフ	ァミリータイム
まで6秒ま 経過後6秒 まで6秒ま 存亡とに までごとに まで までは まで までは まで までは まで までは までは まで までは までは	地域区分						最初の1分
アジア地方2 17 16 13 11 8 8 アジア地方3 18 18 15 13 14 13 アジア地方4 20 19 15 13 14 12 アジア地方5 27 25 24 21 24 20 アジア地方6 37 31 30 25 26 21 アジア地方7 27 19 22 15 20 12 アジア地方7 27 19 22 15 20 12 アジ市地方8 27 20 22 16 20 13 アジア地方9 27 24 24 20 24 19 アジア地方10 17 16 13 11 11 10 アジア地方11 18 17 15 13 11 11 アジア地方12 26 25 23 21 23 20 アジア地方13 17 16 13 11 11 10 アジア地方16 35 27 28 22 26 21 北アメリカ地方15 18 16 18 13 11 10 アジア地方16 35 27 28<		まで6秒ま	経過後6秒	まで6秒ま	経過後6秒	まで6秒ま	経過後6秒
アジア地方2 17 16 13 11 8 8 アジア地方3 18 18 15 13 14 13 アジア地方4 20 19 15 13 14 12 アジア地方5 27 25 24 21 24 20 アジア地方6 37 31 30 25 26 21 アジア地方7 27 19 22 15 20 12 アジア地方8 27 20 22 16 20 13 アジア地方9 27 24 24 20 24 19 アジア地方10 17 16 13 11 11 10 アジア地方11 18 17 15 13 11 11 アジア地方12 26 25 23 21 23 20 アジア地方13 17 16 13 11 11 10 アジア地方14 23 17 20 13 17 10 アジア地方15 18 16 18 13 11 10 アジア地方16 35 27 28 22 26 21 北アメリカ地方1 6 6 5 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>までごとに</td>							までごとに
アジア地方3 18 18 16 13 14 13 アジア地方4 20 19 15 13 14 12 アジア地方5 27 25 24 21 24 20 アジア地方6 37 31 30 25 26 21 アジア地方7 27 19 22 15 20 12 アジア地方8 27 20 22 16 20 13 アジア地方9 27 24 24 20 24 19 アジア地方10 17 16 13 11 11 10 アジア地方11 18 17 16 13 11 11 10 アジア地方12 26 25 23 21 23 20 アジア地方13 17 16 13 11 11 10 アジア地方14 23 17 20 13 17 10 アジア地方15 18 16 18 13 11 10 アジア地方16 35 27 28 22 26 21 北アメリカ地方1 6 6 5 5 4 4 北アメリカ地方2 19 12 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>							
アジア地方5 20 19 15 13 14 12 アジア地方5 27 25 24 21 24 20 アジア地方6 37 31 30 25 26 21 アジア地方7 27 19 22 15 20 12 アジア地方8 27 20 22 16 20 13 アジア地方9 27 24 24 20 24 19 アジア地方10 17 16 13 11 11 10 アジア地方10 17 16 13 11 11 11 10 アジア地方12 26 25 23 21 23 20 アジア地方13 17 16 13 11 11 10 アジア地方14 23 17 20 13 17 10 アジア地方15 18 16 18 13 11 10 アジア地方16 35 27 28 22 26 21 北アメリカ地方2 19 12							
アジア地方6 27 25 24 21 24 20 アジア地方6 37 31 30 25 26 21 アジア地方7 27 19 22 15 20 12 アジア地方8 27 20 22 16 20 13 アジア地方9 27 24 24 20 24 19 アジア地方10 17 16 13 11 11 10 アジア地方11 18 17 15 13 11 11 11 アジア地方12 26 25 23 21 23 20 アジア地方12 26 25 23 21 23 20 アジア地方12 26 25 23 21 23 20 アジア地方13 17 16 13 11 11 10 アジア地方14 23 17 20 13 17 10 アジア地方15 18 16 18 13 11 10 アジア地方16 35 27							
アジア地方6 37 31 30 25 26 21 アジア地方7 27 19 22 15 20 12 アジア地方8 27 20 22 16 20 13 アジア地方9 27 24 24 20 24 19 アジア地方9 27 24 24 20 24 19 アジア地方9 27 24 24 20 24 19 アジア地方10 17 16 13 11 11 10 アジア地方11 18 17 15 13 11 11 10 アジア地方12 26 25 23 21 23 20 アジア地方13 17 16 13 11 11 10 アジア地方14 23 17 20 13 17 10 アジア地方15 18 16 18 13 11 10 アジア地方16 35 27 28 22 26 21 北アメリカ地方1 6 6 5 5 4 4 北アメリカ地方3 29 21 23 17 21 13 北アメリカ地方4 35 30<							
アジア地方8 27 19 22 15 20 12 アジア地方8 27 20 22 16 20 13 アジア地方9 27 24 24 20 24 19 アジア地方10 17 16 13 11 11 10 アジア地方11 18 17 15 13 11 11 11 アジア地方12 26 25 23 21 23 20 アジア地方12 26 25 23 21 23 20 アジア地方13 17 16 13 11 11 10 アジア地方13 17 16 13 11 11 10 アジア地方14 23 17 20 13 17 10 アジア地方15 18 16 18 13 11 10 アジア地方16 35 27 28 22 26 21 北アメリカ地方16 35 27 28 22 26 21 北アメリカ地方2 19 12 16 9 16 9 北アメリカ地方3 29 21 23 17 21 13 北アメリカ地方4 35							
アジア地方8 27 20 22 16 20 13 アジア地方9 27 24 24 20 24 19 アジア地方10 17 16 13 11 11 10 アジア地方11 18 17 15 13 11 11 11 アジア地方12 26 25 23 21 23 20 アジア地方13 17 16 13 11 11 10 アジア地方14 23 17 20 13 17 10 アジア地方15 18 16 18 13 11 10 アジア地方16 35 27 28 22 26 21 北アメリカ地方1 6 6 5 5 4 4 北アメリカ地方2 19 12 16 9 16 9 北アメリカ地方3 29 21 23 17 21 13 北アメリカ地方3 29 21 23 17 21 13 北アメリカ地方4 35 30 28 24 26 21 大洋州地方2 30 18 24 14 21 11 大洋州地方3 21 1		37	31	30	25	26	21
アジア地方9 27 24 24 20 24 19 アジア地方10 17 16 13 11 11 10 アジア地方11 18 17 15 13 11 11 11 アジア地方12 26 25 23 21 23 20 アジア地方13 17 16 13 11 11 10 アジア地方14 23 17 20 13 17 10 アジア地方15 18 16 18 13 11 10 アジア地方16 35 27 28 22 26 21 北アメリカ地方1 6 6 6 5 5 4 4 4 北アメリカ地方2 19 12 16 9 16 9 北アメリカ地方3 29 21 23 17 21 13 北アメリカ地方4 35 30 28 24 26 21 北アメリカ地方5 35 30 28 24 26 21 太洋州地方1 6 6 6 5 5 5 4 4 4 大洋州地方1 6 6 6 5 5 5 4 4 5 5 5 4 5 5 5 5 5 5 5 5	アジア地方7	27	19	22	15	20	12
アジア地方10 17 16 13 11 11 10 アジア地方11 18 17 15 13 11 11 アジア地方12 26 25 23 21 23 20 アジア地方13 17 16 13 11 11 10 アジア地方14 23 17 20 13 17 10 アジア地方15 18 16 18 13 11 10 アジア地方16 35 27 28 22 26 21 北アメリカ地方1 6 6 5 5 4 4 北アメリカ地方2 19 12 16 9 16 9 北アメリカ地方3 29 21 23 17 21 13 北アメリカ地方3 29 21 23 17 21 13 北アメリカ地方3 29 21 23 17 21 13 北アメリカ地方5 35 30 28 24 26 21 大洋州地方1 6 6 5 5 4 4 大洋州地方2 30 18 24 14 21 11 大洋州地方3 21 18 15 <td>アジア地方8</td> <td>27</td> <td>20</td> <td>22</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>13</td>	アジア地方8	27	20	22	16	20	13
アジア地方11 18 17 15 13 11 11 7ジア地方12 26 25 23 21 23 20 アジア地方13 17 16 13 11 11 10 10 アジア地方13 17 16 13 11 11 10 10 アジア地方15 18 16 18 13 11 10 でジア地方15 18 16 18 13 11 10 でジア地方16 35 27 28 22 26 21 北アメリカ地方1 6 6 6 5 5 5 4 4 4 北アメリカ地方2 19 12 16 9 16 9 北アメリカ地方5 35 30 28 24 26 21 北アメリカ地方1 6 6 6 5 5 5 4 21 北アメリカ地方5 35 30 28 24 26 21 北アメリカ地方1 6 6 6 5 5 5 4 1	アジア地方9	27	24	24	20	24	19
アジア地方12 26 25 23 21 23 20 アジア地方13 17 16 13 11 11 10 アジア地方14 23 17 20 13 17 10 アジア地方15 18 16 18 13 11 10 アジア地方16 35 27 28 22 26 21 北アメリカ地方1 6 6 5 5 4 4 北アメリカ地方2 19 12 16 9 16 9 北アメリカ地方3 29 21 23 17 21 13 北アメリカ地方3 29 21 23 17 21 13 北アメリカ地方3 29 21 23 17 21 13 北アメリカ地方4 35 30 28 24 26 21 北アメリカ地方5 35 30 28 24 26 21 大洋州地方1 6 6 5 5 4 4 大洋州地方2 30 18 24 14 21 11 大洋州地方3 21 18 15 12 14 11 大洋州地方4 30 18 24 <td>アジア地方 10</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>10</td>	アジア地方 10	17	16	13	11	11	10
アジア地方 13 17 16 13 11 11 10 7ジア地方 14 23 17 20 13 17 10 10 アジア地方 15 18 16 18 13 11 10 10 アジア地方 16 35 27 28 22 26 21 北アメリカ地方 1 6 6 6 5 5 5 4 4 4 北アメリカ地方 2 19 12 16 9 16 9 北アメリカ地方 3 29 21 23 17 21 13 北アメリカ地方 3 35 30 28 24 26 21 北アメリカ地方 5 35 30 28 24 26 21 大洋州地方 5 31 22 24 18 22 13 大洋州地方 6 19 12 16 9 16 9 5 大洋州地方 7 31 22 24 18 22 13	アジア地方 11	18	17	15	13	11	11
アジア地方14 23 17 20 13 17 10 アジア地方15 18 16 18 13 11 10 アジア地方16 35 27 28 22 26 21 北アメリカ地方1 6 6 5 5 5 4 4 4 北アメリカ地方2 19 12 16 9 16 9 北アメリカ地方3 29 21 23 17 21 13 北アメリカ地方5 35 30 28 24 26 21 北アメリカ地方5 35 30 28 24 26 21 大洋州地方 3 21 18 15 12 14 11 大洋州地方 4 30 18 24 14 21 11 大洋州地方 5 31 22 24 18 22 13 大洋州地方 7 31 22 24 18 22 13	アジア地方 12	26	25	23	21	23	20
アジア地方 15 18 16 18 13 11 10 アジア地方 16 35 27 28 22 26 21 北アメリカ地方 1 6 6 5 5 5 4 4 4 北アメリカ地方 2 19 12 16 9 16 9 北アメリカ地方 3 29 21 23 17 21 13 北アメリカ地方 3 30 28 24 26 21 北アメリカ地方 5 35 30 28 24 26 21 大洋州地方 5 3 1 22 24 18 22 13 大洋州地方 6 19 12 16 9 16 9 大洋州地方 7 31 22 24 18 22 13	アジア地方 13	17	16	13	11	11	10
アジア地方 16 35 27 28 22 26 21 北アメリカ地方 1 6 6 6 5 5 5 4 4 4 1 4 1 1 1 大洋州地方 5 31 22 24 18 22 13 大洋州地方 7 31 大洋州地方 8 35 30 18 24 14 21 11 1	アジア地方 14	23	17	20	13	17	10
北アメリカ地方2 19 12 16 9 16 9 北アメリカ地方3 29 21 23 17 21 13 北アメリカ地方4 35 30 28 24 26 21 北アメリカ地方5 35 30 28 24 26 21 大洋州地方1 6 6 5 5 4 4 大洋州地方2 30 18 24 14 21 11 大洋州地方3 21 18 15 12 14 11 大洋州地方4 30 18 24 14 21 11 大洋州地方5 31 22 24 18 22 13 大洋州地方6 19 12 16 9 16 9 大洋州地方7 31 22 24 18 22 13 大洋州地方8 30 18 24 14 21 11	アジア地方 15	18	16	18	13	11	10
北アメリカ地方2 19 12 16 9 16 9 北アメリカ地方3 29 21 23 17 21 13 北アメリカ地方4 35 30 28 24 26 21 北アメリカ地方5 35 30 28 24 26 21 大洋州地方1 6 6 5 5 4 4 大洋州地方2 30 18 24 14 21 11 大洋州地方3 21 18 15 12 14 11 大洋州地方4 30 18 24 14 21 11 大洋州地方5 31 22 24 18 22 13 大洋州地方6 19 12 16 9 16 9 大洋州地方7 31 22 24 18 22 13 大洋州地方8 30 18 24 14 21 11	アジア地方 16	35	27	28	22	26	21
北アメリカ地方3 29 21 23 17 21 13 北アメリカ地方4 35 30 28 24 26 21 北アメリカ地方5 35 30 28 24 26 21 大洋州地方1 6 6 5 5 4 4 大洋州地方2 30 18 24 14 21 11 大洋州地方3 21 18 15 12 14 11 大洋州地方4 30 18 24 14 21 11 大洋州地方5 31 22 24 18 22 13 大洋州地方6 19 12 16 9 16 9 大洋州地方7 31 22 24 18 22 13 大洋州地方8 30 18 24 14 21 11	北アメリカ地方1	6	6	5	5	4	4
北アメリカ地方4 35 30 28 24 26 21 北アメリカ地方5 35 30 28 24 26 21 大洋州地方1 6 6 5 5 4 4 大洋州地方2 30 18 24 14 21 11 大洋州地方3 21 18 15 12 14 11 大洋州地方4 30 18 24 14 21 11 大洋州地方5 31 22 24 18 22 13 大洋州地方6 19 12 16 9 16 9 大洋州地方7 31 22 24 18 22 13 大洋州地方8 30 18 24 14 21 11	北アメリカ地方2	19	12	16	9	16	9
北アメリカ地方5 35 30 28 24 26 21 大洋州地方1 6 6 5 5 4 4 大洋州地方2 30 18 24 14 21 11 大洋州地方3 21 18 15 12 14 11 大洋州地方4 30 18 24 14 21 11 大洋州地方5 31 22 24 18 22 13 大洋州地方6 19 12 16 9 16 9 大洋州地方7 31 22 24 18 22 13 大洋州地方8 30 18 24 14 21 11	北アメリカ地方3	29	21	23	17	21	13
大洋州地方1 6 6 5 5 4 4 大洋州地方2 30 18 24 14 21 11 大洋州地方3 21 18 15 12 14 11 大洋州地方4 30 18 24 14 21 11 大洋州地方5 31 22 24 18 22 13 大洋州地方6 19 12 16 9 16 9 大洋州地方7 31 22 24 18 22 13 大洋州地方8 30 18 24 14 21 11	北アメリカ地方4	35	30	28	24	26	21
大洋州地方2 30 18 24 14 21 11 大洋州地方3 21 18 15 12 14 11 大洋州地方4 30 18 24 14 21 11 大洋州地方5 31 22 24 18 22 13 大洋州地方6 19 12 16 9 16 9 大洋州地方7 31 22 24 18 22 13 大洋州地方8 30 18 24 14 21 11	北アメリカ地方5	35	30	28	24	26	21
大洋州地方3 21 18 15 12 14 11 大洋州地方4 30 18 24 14 21 11 大洋州地方5 31 22 24 18 22 13 大洋州地方6 19 12 16 9 16 9 大洋州地方7 31 22 24 18 22 13 大洋州地方8 30 18 24 14 21 11	大洋州地方1	6	6	5	5	4	4
大洋州地方4 30 18 24 14 21 11 大洋州地方5 31 22 24 18 22 13 大洋州地方6 19 12 16 9 16 9 大洋州地方7 31 22 24 18 22 13 大洋州地方8 30 18 24 14 21 11	大洋州地方 2	30	18	24	14	21	11
大洋州地方5 31 22 24 18 22 13 大洋州地方6 19 12 16 9 16 9 大洋州地方7 31 22 24 18 22 13 大洋州地方8 30 18 24 14 21 11	大洋州地方3	21	18	15	12	14	11
大洋州地方6 19 12 16 9 16 9 大洋州地方7 31 22 24 18 22 13 大洋州地方8 30 18 24 14 21 11	大洋州地方4	30	18	24	14	21	11
大洋州地方7 31 22 24 18 22 13 大洋州地方8 30 18 24 14 21 11	大洋州地方 5	31	22	24	18	22	13
大洋州地方 8 30 18 24 14 21 11	大洋州地方 6	19	12	16	9	16	9
	大洋州地方 7	31	22	24	18	22	13
	大洋州地方8	30	18	24	14	21	11
ヨーロッパ地方1 19 19 17 16 6 6							
ヨーロッパ地方 2 31 22 24 18 23 16							
ヨーロッパ地方 3 32 27 26 22 25 18							
ヨーロッパ地方4 14 14 12 12 6 6							
ヨーロッパ地方 5 31 27 25 22 24 18							
ヨーロッパ地方6 20 19 20 17 15 13							
中央・南アメリカ地方1 29 28 20 20 8 8							
中央・南アメリカ地方 2 35 30 29 24 27 21							

中央・南アメリカ地方3	35	30	29	24	27	21
中央・南アメリカ地方4	31	28	26	21	25	19
アフリカ地方1	37	31	31	25	29	24
アフリカ地方2	37	31	31	25	29	24
特定衛星携帯3	43	43	43	43	43	43
特定衛星携帯4	29	29	29	29	29	29
特定衛星携帯 5	39	39	39	39	39	39
特定衛星携帯 6	53	53	53	53	53	53

② プラン2及びプラン3に係るもの

(単位:円)

		料	<u></u>	<u>}</u>	額	(平位・口)	
	料金				領 スーパーファミリー		
	オフィス	スタイム	ファミリ	ータイム		イム	
対 地	最初の1分	最初の1分	最初の1分	最初の1分		最初の1分	
	まで	経過後1分		経過後1分	まで	経過後1分	
		までごとに		までごとに	51 2	までごとに	
アイスランド共和国	69	70	69	70	69	70	
アイルランド	19	20	19	20	19	20	
アゼルバイジャン共和国	69	70	69	70	69	70	
アセンション島	179	180	179	180	179	180	
アゾレス諸島	34	35	34	35	34	35	
アフガニスタン・イスラム共和国	159	160	159	160	159	160	
アメリカ合衆国	8	9	8	9	8	9	
アラブ首長国連邦	49	50	49	50	49	50	
アルジェリア民主人民共和国	126	127	126	127	126	127	
アルゼンチン共和国	49	50	49	50	49	50	
アルバ	79	80	79	80	79	80	
アルバニア共和国	119	120	119	120	119	120	
アルメニア共和国	201	202	201	202	201	202	
アンギラ	79	80	79	80	79	80	
アンゴラ共和国	44	45	44	45	44	45	
アンティグア・バーブーダ	79	80	79	80	79	80	
アンドラ公国	40	41	40	41	40	41	
イエメン共和国	139	140	139	140	139	140	
イスラエル国	29	30	29	30	29	30	
イタリア共和国	19	20	19	20	19	20	
イラク共和国	224	225	224	225	224	225	
イラン・イスラム共和国	79	80	79	80	79	80	
インド	79	80	79	80	79	80	
インドネシア共和国	44	45	44	45	44	45	
ウガンダ共和国	49	50	49	50	49	50	
ウクライナ	49	50	49	50	49	50	
ウズベキスタン共和国	99	100	99	100	99	100	
ウルグアイ東方共和国	59	60	59	60	59	60	
英領バージン諸島	54	55	54	55	54	55	
エクアドル共和国	59	60	59	60	59	60	
エジプト・アラブ共和国	74	75	74	75	74	75	
エストニア共和国	79	80	79	80	79	80	
エスワティニ王国	44	45	44	45	44	45	
エチオピア連邦民主共和国	149	150	149	150	149	150	
エリトリア国	124	125	124	125	124	125	

エルサルバドル共和国	59	60	59	60	59	60
オーストラリア連邦		20		20		20
オーストリア共和国	19 29	30	19 29	30	19 29	30
オマーン国	79	80	79	80	79	80
オランダ王国	19	20	19	20	19	20
オランダ年国オランダ領アンティル	69	70	69	70	69	70
オランダ領セント・マーティン	69	70	69	70	69	70
ガーナ共和国	69	70	69	70	69	70
カーボベルデ共和国	74	75	74	75	74	75
ガイアナ協同共和国	114	115	114	115	114	115
カザフスタン共和国	69	70	69	70	69	70
			+			
カタール国 カナダ	9	112 10	9	112 10	111 9	112 10
カナリー諸島	29	30	29	30	29	30
ガボン共和国	69	70	69	70	69	70
カメルーン共和国	79		+	80	79	
ガンビア共和国		80	79			80 115
カンボジア王国	114 89	115 90	114 89	115 90	114 89	90
ギニア共和国 ギニアビサウ共和国	69 256	70	69	70	69 256	70 257
		257	256	257		
キプロス共和国	44	45	44	45	44	45
キューバ共和国	111 34	112 35	111 34	112 35	111 34	112 35
ギリシャ共和国 キリバス共和国	154	155		155	154	155
キルギス共和国			154			
グアテマラ共和国	139	140	139	140	139	140
グアドループ島	49 74	50 75	49 74	50 75	49 74	50 75
グアム	19	20	19	20	19	20
クウェート国	79	80	79	80	79	80
クック諸島	154	155	154	155	154	155
グリーンランド	90	91	90	91	90	91
クリスマス島	19	20	19	20	19	20
グレートブリテン・北アイルラン	19	20	19	20	19	20
ド連合王国	19	20	19	20	19	20
グレナダ	112	113	112	113	112	113
クロアチア共和国	100	101	100	101	100	101
ケイマン諸島	69	70	69	70	69	70
ケニア共和国	74	75	74	75	74	75
コートジボワール共和国	79	80	79	80	79	80
ココス諸島	19	20	19	20	19	20
コスタリカ共和国	34	35	34	35	34	35
コソボ共和国	119	120	119	120	119	120
コモロ連合	79	80	79	80	79	80
コロンビア共和国	44	45	44	45	44	45
コンゴ共和国	149	150	149	150	149	150
コンゴ民主共和国	74	75	74	75	74	75
サイパン	29	30	29	30	29	30
サウジアラビア王国	79	80	79	80	79	80
サモア独立国	79	80	79	80	79	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	199	200	199	200	199	200
ザンビア共和国	69	70	69	70	69	70
サンピエール島・ミクロン島	49	50	49	50	49	50
サンマリノ共和国	59	60	59	60	59	60
シエラレオネ共和国	174	175	174	175	174	175
ジブチ共和国	124	125	124	125	124	125
· / / / \	101	00	1 101	150		120

ジブラルタル	89	90	89	90	89	90
ジャマイカ	74	75	74	75	74	75
ジョージア	100	101	100	101	100	101
シリア・アラブ共和国	109	110	109	110	109	110
シンガポール共和国	29	30	29	30	29	30
ジンバブエ共和国	69	70	69	70	69	70
スイス連邦	39	40	39	40	39	40
スーダン共和国	124	125	124	125	124	125
スウェーデン王国	19	20	19	20	19	20
スペイン	29	30	29	30	29	30
スペイン領北アフリカ	29	30	29	30	29	30
スリナム共和国	79	80	79	80	79	80
スリランカ民主社会主義共和国	74	75	74	75	74	75
スロバキア共和国	44	45	44	45	44	45
スロベニア共和国	99	100	99	100	99	100
セーシェル共和国	254	255	254	255	254	255
赤道ギニア共和国	119	120	119	120	119	120
セネガル共和国	124	125	124	125	124	125
セルビア共和国	119	120	119	120	119	120
セントクリストファー・ネービス	112	113	112	113	112	113
セントビンセント・グレナディー	70	00	70	00	70	00
ン諸島	79	80	79	80	79	80
セントヘレナ島	127	128	127	128	127	128
セントルシア	112	113	112	113	112	113
ソマリア民主共和国	124	125	124	125	124	125
ソロモン諸島	158	159	158	159	158	159
タークス・カイコス諸島	112	113	112	113	112	113
タイ王国	44	45	44	45	44	45
大韓民国	29	30	29	30	29	30
台湾	29	30	29	30	29	30
タジキスタン共和国	59	60	59	60	59	60
タンザニア連合共和国	79	80	79	80	79	80
チェコ共和国	44	45	44	45	44	45
チャド共和国	249	250	249	250	249	250
中央アフリカ共和国	127	128	127	128	127	128
中華人民共和国	28	29	28	29	28	29
チュニジア共和国	69	70	69	70	69	70
朝鮮民主主義人民共和国	128	129	128	129	128	129
チリ共和国	34	35	34	35	34	35
ツバル	119	120	119	120	119	120
ディエゴ・ガルシア	254	255	254	255	254	255
デンマーク王国	29	30	29	30	29	30
ドイツ連邦共和国	19	20	19	20	19	20
トーゴ共和国	109	110	109	110	109	110
トケラウ諸島	158	159	158	159	158	159
ドミニカ共和国	34	35	34	35	34	35
ドミニカ国	112	113	112	113	112	113
トリニダード・トバゴ共和国	54	55	54	55	54	55
トルクメニスタン	109	110	109	110	109	110
トルコ共和国	44	45	44	45	44	45
トンガ王国	104	105	104	105	104	105
ナイジェリア連邦共和国	79	80	79	80	79	80
ナウル共和国	109	110	109	110	109	110
ナミビア共和国	79	80	79	80	79	80
ニウエ	159	160	159	160	159	160

ニカタア大東和国 54 55 54 55 54 55 55 22 24 25	ーカニダマサ和国	Γ4		Γ4		Γ4	
ロー・プレドンア 99 100 99 100 99 100 100 100 106	, , ,						
ニュージーフンド 24 25 24 25 24 25 ネペール連邦民主共和国 105 106 105 106 105 106 106 105 106 105 106 106 105 106 106 106 106 106 106 106 106 106 106 106 79 80 79 78 79 78 79 78 79 78 79 78 79 78 79 78 79 78 79 78 79 78 79 78 70 70 80 70 70 69 70 69 70 69 70 69 70 69 70 69 70 69 70 69 70 69 70 69 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70<	2						
ネバール連続民主共和国 105 106 106 106 105 105 106 107 107 108 106 107 108 107 108 107 108 109 109 109 109 109 109 100 100							
ノーフォータ局 78 79 78 79 78 79 ノルウェー王国 19 20 19 20 19 20 19 20 パーケーン王国 79 80 79 80 79 80 79 80 パーケーシ共和国 74 75 74		+					
ノルウェー王国 19 20 19 20 19 20 19 20 パーレーン王国 79 80 72 74 75<							
バーレーン王国 79 80 79 80 79 80 79 80 ハイチ共和国 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 75 75 75 74 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75		-					
ハイチ共和国							
バキスタシ・イスラム共和国 69 70 69 70 69 70 バケウ大和国 19 20 20 <td< td=""><td><u>' '</u></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	<u>' '</u>						
ハテウン中国		74	75	74	75	74	75
パテマ共和国 54 55 54 55 パスアフ共和国 158 159 158 159 パンマ国 34 35 34 35 34 35 パブアニューギニア独立国 49 50 49 50 49 50 パラオ共和国 99 100 99 <	パキスタン・イスラム共和国	69	70	69	70	69	70
バスアツ共和国	バチカン市国	19	20	19	20	19	20
バンマ国 34 35 34 35 34 35 34 35 37 37 30 37 37 30 30 37 37	パナマ共和国	54	55	54	55	54	55
パブアニューギニア独立国 49 50 49 50 49 50 パミューダ島 49 50 49 50 49 50 パラオ共和国 99 100 99 100 99 100 パラオ共和国 59 60 59 60 59 60 パングアイ共和国 74 75 74 75 74 75 ハワイ 8 9 8 9 8 9 8 9 ハンガリー共和国 34 35 34 35 34 35 34 35 パングラディンシ人民共和国 125 126 125 126 125 126 125 126 125 126 125 126 125 126 125 126 125 126 125 126 125 126 125 126 125 126 125 126 125 126 125 126 127 127 127 127 127	バヌアツ共和国	158	159	158	159	158	159
バミューダ島	バハマ国	34	35	34	35	34	35
パラオ共和国 99 100 99 100 99 100 パラグアイ共和国 59 60 59 60 59 60 パルパドス 74 75 74 75 74 75 ハワイ 8 9 8 9 8 9 ハンガリー共和国 34 35 34 35 34 35 ボノグラディシュ人民共和国 125 126 125 126 125 126 125 126 125 126 125 126 125 126 125 126 127 128 128 128 126 127 128 128 128 126 127 128 <td>パプアニューギニア独立国</td> <td>49</td> <td>50</td> <td>49</td> <td>50</td> <td>49</td> <td>50</td>	パプアニューギニア独立国	49	50	49	50	49	50
パラグアイ共和国 59 60 59 60 59 60 パンパドス 74 75 74 75 74 75 ハワイ 8 9 8 9 8 9 パングラディシュ人民共和国 34 35 34 35 34 35 パングラディシュ人民共和国 125 126 127 127 128 128 129 30 29 30 29 30 29 30 29 30 29 30	バミューダ島	49	50	49	50	49	50
バルバドス 74 75 74 75 74 75 ハワイ 8 9 8 9 8 9 ハンガリー共和国 34 35 34 35 34 35 バングラディシュ人民共和国 69 70 69 70 69 70 69 70 東ティモール民主共和国 125 126 125 126 125 126 125 126 127 126 125 126 <td>パラオ共和国</td> <td>99</td> <td>100</td> <td>99</td> <td>100</td> <td>99</td> <td>100</td>	パラオ共和国	99	100	99	100	99	100
バルバドス 74 75 74 75 74 75 ハワイ 8 9 7 7 75 74 75 74 75 74 75 70 69 70 69 70	パラグアイ共和国	59	60	59	60	59	60
ハワイ 8 9 8 9 8 9 ハンガリー共和国 34 35 34 35 34 35 ボングラディシュ人民共和国 69 70 69 70 69 70 東ティモール民主共和国 125 126 125 126 125 126 フィジー諸島共和国 49 50 49 50 49 50 フィリピン共和国 34 35 34 35 34 35 ブータン王国 69 70 69 70 69 70 69 70 ブータン王国 69 70 69 70 69 70 69 70 69 70 ブニルトリコ 39 40 39 40 39 40 39 40 ブニルトリコ 39 40 39 40 39 40 39 40 ブニルトリコ 39 40 39 40 39 40 39 40 ブニルトリコ 39 40 39 40 39 40 39 40 ブニルトリコ 39 40 39 40 39 40 39 40 ブニンス織市 49 50		74	75	74	75	74	75
ハンガリー共和国 34 35 34 35 34 35 バングラディシュ人民共和国 69 70 69 70 69 70 東ティモール民主共和国 125 126 125 126 125 126 フィジー諸島共和国 49 50 49 50 49 50 49 50 ブイリビン共和国 34 35 34 35 34 35 34 35 ブータン王国 69 70 69 70 69 70 69 70 ブータン王国 69 70 69 70 69 70 69 70 ブータン王国 69 70 69 70 69 70 69 70 69 70 69 70 69 70 69 70 <td>· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</td> <td>+</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	+					
パングラディシュ人民共和国		34	35	34	35	34	35
東ティモール民主共和国 125 126 125 126 125 126 7 2 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1							
フィジー諸島共和国 49 50 49 50 49 50 フィリビン共和国 34 35 34 35 34 35 フィンランド共和国 29 30 29 30 29 30 ブータン王国 69 70 69 70 69 70 69 70 ブェルトリコ 39 40 39 40 39 40 39 40 フェルトリコ 39 40 39 40 39 40 39 40 フェルトリコ 39 40 39 40 39 40 39 40 フェルトリコ 39 40 39 40 39 40 39 40 フェルトリコ 39 40 39 40 39 40 39 40 フェルトリコ 39 40 39 40 39 40 39 40 フェルトリコ 39 40 39 40 39 40 39 40 フェンス領部共和国 19 20 19 20 19 20 19 20 ブルガリアシス領部ナカンデンスのイ・ダルサラーム国 61 62 61 62 61 62 61 62 <td></td> <td></td> <td></td> <td>+</td> <td></td> <td></td> <td></td>				+			
フィリピン共和国 34 35 34 35 34 35 フィンランド共和国 29 30 29 30 29 30 ブークン王国 69 70 69 70 69 70 69 70 ブェルトリコ 39 40 39 40 39 40 39 40 フェルトリコ 39 40 39 40 39 40 39 40 フェルトリコ 39 40 39 40 39 40 39 40 フェルトリコ 39 40 39 40 39 40 39 40 フォーコード計画 79 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 75 74 75 70 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>							
フィンランド共和国 29 30 29 30 29 30 ブータン王国 69 70 69 70 69 70 ブェルトリコ 39 40 39 40 39 40 フェロー諸島 74 75 74 75 74 75 フォークランド諸島 189 190 190 20 190 20 190 20 190 20 190 20 190 20 190 20 190 20 190 20 190 20 190 20 190 20 190 20 190 20 190 20 190 20 190 20							
ブータン王国 69 70 69 70 69 70 ブェルトリコ 39 40 39 40 39 40 ブェロー諸島 74 75 74 75 74 75 74 75 ブキーノンド諸島 189 190 189 190 189 190 189 190 ブラジル連邦共和国 29 30 29							
ブェルトリコ 39 40 39 40 39 40 フェロー諸島 74 75 74 75 74 75 フォークランド諸島 189 190 189 190 189 190 ブラジル連邦共和国 29 30 29 30 29 30 ブランス横和国 19 20 19 20 19 20 19 20 ブランス横ボプナ 49 50 49 50 49 50 49 50 79 80 79							
フェロー諸島 74 75 74 75 74 75 フォークランド諸島 189 190 189 190 189 190 ブラジル連邦共和国 29 30 29 30 29 30 フランス共和国 19 20 19 20 19 20 ブランス領ボリネシア 49 50 49 50 49 50 ブルガリア共和国 79 80 79 80 79 80 ブルキナファソ 79 80 79 80 79 80 ブルネイ・ダルサラーム国 61 62 61 62 61 62 61 62 ボーナン共和国 69 70 69 70 69 70 </td <td>* 1</td> <td></td> <td></td> <td>+</td> <td></td> <td></td> <td></td>	* 1			+			
フォークランド諸島 189 190 189 190 189 190 ブラジル連邦共和国 29 30 29 30 29 30 フランス共和国 19 20 19 20 19 20 フランス領ボアナ 49 50 49 50 49 50 フランス領ボリネシア 49 50 49 50 49 50 ブルガリア共和国 79 80 79 80 79 80 ブルオナファソ 79 80 79 80 79 80 ブルネイ・ダルサラーム国 61 62 61 62 61 62 61 62 ブルネイ・ダルサラーム国 61 62 <							
ブラジル連邦共和国 29 30 29 30 29 30 ブランス共和国 19 20 19 20 19 20 ブランス領ギアナ 49 50 49 50 49 50 ブルガリア共和国 79 80 79 80 79 80 ブルオーファソ 79 80 79 80 79 80 ブルネイ・ダルサラーム国 61 62 61				†			
フランス共和国 19 20 19 20 19 20 フランス領ギアナ 49 50 49 50 49 50 フランス領ポリネシア 49 50 49 50 49 50 ブルガリア共和国 79 80 79 80 79 80 ブルキナファソ 79 80 79 80 79 80 ブルネイ・ダルサラーム国 61 62 61 62 61 62 61 62 ブルシ共和国 69 70 69 70 69 70 69 70 <td>* * *</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	* * *						
フランス領ギアナ 49 50 49 50 49 50 フランス領ボリネシア 49 50 49 50 49 50 ブルガリア共和国 79 80 79 80 79 80 ブルキナファソ 79 80 79 80 79 80 ブルネイ・ダルサラーム国 61 62 61 62 61 62 61 62 ボルジ共和国 69 70 69 70 69 70 69 70 米領サモア 49 50 49 50 49 50 米領バージン諸島 19 20 19 20 19 20 ベトナム社会主義共和国 84 85 84 85 84 85 ベナン共和国 79 80 79 80 79 80 ベラルーシ共和国 79 80 79 80 79 80 ベリーズ 54 55 54 55 54 55 ベルー共和国 54 55 54 55 54 55 ベルー共和国 39 40 39 40 39 40 ボルギル田 39 40 39 40 39 40		+					
フランス領ポリネシア 49 50 49 50 ブルガリア共和国 79 80 79 80 ブルキナファソ 79 80 79 80 ブルネイ・ダルサラーム国 61 62 61 62 61 62 ブルンジ共和国 69 70 69 70 69 70 米領サモア 49 50 49 50 49 50 米領バージン諸島 19 20 19 20 19 20 ベトナム社会主義共和国 84 85 84 85 84 85 ベナン共和国 79 80 79 80 79 80 ベラル・シ共和国 79 80 79 80 79 80 ベリーズ 54 55 54 55 54 55 ベルー共和国 54 55 54 55 54 55 ベルギー王国 19 20 19 20 19 20 ボーランド共和国 74 75 74 75 74 75 ボリビア共和国 54 55 54 55 54 55 ボルトガル共和国 54 55 54 55 54 55 ボル							
ブルガリア共和国 79 80 79 80 79 80 ブルネイ・ダルサラーム国 61 62 61 62 61 62 61 62 ブルンジ共和国 69 70 69 70 69 70 69 70 米領サモア 49 50 49 50 49 50 49 50 米領バージン諸島 19 20 19 20 19 20 19 20 ベトナム社会主義共和国 84 85 84 85 84 85 84 85 ベナン共和国 79 80 79 80 79 80 79 80 ベラルーシ共和国 79 80				+			
ブルキナファソ 79 80 79 80 79 80 ブルネイ・ダルサラーム国 61 62 61 62 61 62 61 62 ブルンジ共和国 69 70 69 70 69 70 69 70 米領サモア 49 50 49 50 49 50 49 50 米領バージン諸島 19 20 19 20 19 20 19 20 ベトナム社会主義共和国 84 85 84 85 84 85 84 85 ベナン共和国 79 80 79<							
ブルネイ・ダルサラーム国 61 62 61 62 61 62 ブルンジ共和国 69 70 69 70 69 70 米領サモア 49 50 49 50 49 50 米領バージン諸島 19 20 19 20 19 20 ベトナム社会主義共和国 84 85 84 85 84 85 ベナン共和国 79 80 79 80 79 80 ベラルーシ共和国 79 80 79 80 79 80 ベリーズ 54 55 54 55 54 55 ベルー共和国 54 55 54 55 54 55 ベルギー王国 19 20 19 20 19 20 ボーランド共和国 39 40 39 40 39 40 ボンアナベルツェゴビナ 59 60 59 60 59 60 ボツアナ共和国 74 75 74 75 74 75 ボリビア共和国 34 35							
ブルンジ共和国 69 70 69 70 69 70 米領サモア 49 50 49 50 49 50 米領バージン諸島 19 20 19 20 19 20 ベトナム社会主義共和国 84 85 84 85 84 85 ベナン共和国 79 80 79 80 79 80 ベラル・ジ共和国 79 80 79 80 79 80 ベリーズ 54 55 54 55 54 55 ベルー共和国 54 55 54 55 54 55 ベルギー王国 19 20 19 20 19 20 ボーランド共和国 39 40 39 40 39 40 ボスニア・ヘルツェゴビナ 59 60 59 60 59 60 ボリアナ共和国 74 75 74 75 74 75 ボリビア共和国 34 35 34 35 34 35 香港特別行政区 29 30							
米領サモア 49 50 49 50 49 50 米領バージン諸島 19 20 19 20 19 20 ベトナム社会主義共和国 84 85 84 85 84 85 ベナン共和国 79 80 79 80 79 80 ベネズエラ・ボリバル共和国 49 50 49 50 49 50 ベラルーシ共和国 79 80 79 80 79 80 ベリーズ 54 55 54 55 54 55 ベルー共和国 54 55 54 55 54 55 ベルー共和国 19 20 19 20 19 20 ポーランド共和国 39 40 39 40 39 40 ボスニア・ヘルツェゴビナ 59 60 59 60 59 60 ボリビア共和国 74 75 74 75 74 75 ボリビア共和国 34 35 34 35 34 35 香港特別行政区 29 30 29 30 29 30 ホンジュラス共和国 64 65 64 65 64 65							
米領バージン諸島 19 20 19 20 ベトナム社会主義共和国 84 85 84 85 ベナン共和国 79 80 79 80 ベネズエラ・ボリバル共和国 49 50 49 50 ベラルーシ共和国 79 80 79 80 ベリーズ 54 55 54 55 ベルー共和国 54 55 54 55 ベルー共和国 19 20 19 20 19 ボーランド共和国 39 40 39 40 39 40 ボスニア・ヘルツェゴビナ 59 60 59 60 59 60 ボリビア共和国 74 75 74 75 74 75 ボルトガル共和国 34 35 34 35 34 35 香港特別行政区 29 30 29 30 29 30 ホンジュラス共和国 64 65 64 65 64 65				+			
ベトナム社会主義共和国 84 85 84 85 ベナン共和国 79 80 79 80 ベネズエラ・ボリバル共和国 49 50 49 50 ベラルーシ共和国 79 80 79 80 ベリーズ 54 55 54 55 54 55 ベルー共和国 54 55 54 55 54 55 ベルギー王国 19 20 19 20 19 20 ポーランド共和国 39 40 39 40 39 40 ボスニア・ヘルツェゴビナ 59 60 59 60 59 60 ボツワナ共和国 74 75 74 75 74 75 ボリビア共和国 54 55 54 55 54 55 ボルトガル共和国 34 35 34 35 34 35 香港特別行政区 29 30 29 30 29 30 ホンジュラス共和国 64 65 64 65 64 65 64 65		+		-			
ベナン共和国 79 80 79 80 79 80 ベネズエラ・ボリバル共和国 49 50 49 50 49 50 ベラルーシ共和国 79 80 79 80 79 80 ベリーズ 54 55 54 55 54 55 ペルー共和国 54 55 54 55 54 55 ベルギー王国 19 20 19 20 19 20 ポーランド共和国 39 40 39 40 39 40 ボスニア・ヘルツェゴビナ 59 60 59 60 59 60 ボツワナ共和国 74 75 74 75 74 75 ボリビア共和国 54 55 54 55 54 55 ポルトガル共和国 34 35 34 35 34 35 香港特別行政区 29 30 29 30 29 30 ホンジュラス共和国 64 65 64 65 64 65				-			
ベネズエラ・ボリバル共和国 49 50 49 50 49 50 ベラルーシ共和国 79 80 79 80 79 80 ベリーズ 54 55 54 55 54 55 ペルー共和国 54 55 54 55 54 55 ベルギー王国 19 20 19 20 19 20 ポーランド共和国 39 40 39 40 39 40 ボスニア・ヘルツェゴビナ 59 60 59 60 59 60 ボツワナ共和国 74 75 74 75 74 75 ボリビア共和国 54 55 54 55 54 55 ポルトガル共和国 34 35 34 35 34 35 香港特別行政区 29 30 29 30 29 30 ホンジュラス共和国 64 65 64 65 64 65							
ベラルーシ共和国 79 80 79 80 ベリーズ 54 55 54 55 54 55 ペルー共和国 54 55 54 55 54 55 ベルギー王国 19 20 19 20 19 20 ポーランド共和国 39 40 39 40 39 40 ボスニア・ヘルツェゴビナ 59 60 59 60 59 60 ボツワナ共和国 74 75 74 75 74 75 ボリビア共和国 54 55 54 55 54 55 ポルトガル共和国 34 35 34 35 34 35 香港特別行政区 29 30 29 30 29 30 ホンジュラス共和国 64 65 64 65 64 65 64 65		+					
ベリーズ 54 55 54 55 ペルー共和国 54 55 54 55 ベルギー王国 19 20 19 20 19 ポーランド共和国 39 40 39 40 39 40 ボスニア・ヘルツェゴビナ 59 60 59 60 59 60 ボツワナ共和国 74 75 74 75 74 75 ボリビア共和国 54 55 54 55 54 55 ポルトガル共和国 34 35 34 35 34 35 香港特別行政区 29 30 29 30 29 30 ホンジュラス共和国 64 65 64 65 64 65		1					
ペルー共和国 54 55 54 55 ベルギー王国 19 20 19 20 19 ポーランド共和国 39 40 39 40 39 40 ボスニア・ヘルツェゴビナ 59 60 59 60 59 60 ボツワナ共和国 74 75 74 75 74 75 ボリビア共和国 54 55 54 55 54 55 ポルトガル共和国 34 35 34 35 34 35 香港特別行政区 29 30 29 30 29 30 ホンジュラス共和国 64 65 64 65 64 65		+		-			
ベルギー王国 19 20 19 20 19 20 ポーランド共和国 39 40 39 40 39 40 ボスニア・ヘルツェゴビナ 59 60 59 60 59 60 ボツワナ共和国 74 75 74 75 74 75 ボリビア共和国 54 55 54 55 54 55 ポルトガル共和国 34 35 34 35 34 35 香港特別行政区 29 30 29 30 29 30 ホンジュラス共和国 64 65 64 65 64 65	·			+			
ポーランド共和国 39 40 39 40 39 40 39 40 39 40 ボスニア・ヘルツェゴビナ 59 60 59 60 59 60 ボツワナ共和国 74 75 74 75 74 75 ボリビア共和国 54 55 54 55 54 55 ボルトガル共和国 34 35 34 35 34 35 番巻特別行政区 29 30 29 30 29 30 ホンジュラス共和国 64 65 64 65 64 65		+					
ボスニア・ヘルツェゴビナ 59 60 59 60 ボツワナ共和国 74 75 74 75 74 75 ボリビア共和国 54 55 54 55 54 55 ポルトガル共和国 34 35 34 35 34 35 香港特別行政区 29 30 29 30 29 30 ホンジュラス共和国 64 65 64 65 64 65							
ボツワナ共和国 74 75 74 75 74 75 ボリビア共和国 54 55 54 55 54 55 ポルトガル共和国 34 35 34 35 34 35 香港特別行政区 29 30 29 30 29 30 ホンジュラス共和国 64 65 64 65 64 65							
ボリビア共和国 54 55 54 55 ポルトガル共和国 34 35 34 35 香港特別行政区 29 30 29 30 ホンジュラス共和国 64 65 64 65 64 65				-			
ポルトガル共和国 34 35 34 35 34 35 34 35 番巻特別行政区 29 30 29 30 29 30 ホンジュラス共和国 64 65 64 65 64 65							75
香港特別行政区293029302930ホンジュラス共和国646564656465		+		54			
ホンジュラス共和国 64 65 64 65 64 65			35				
		29	30	29	30	29	30
マーシャル諸島共和国 109 110 109 110 109 110	ホンジュラス共和国	64	65	64	65	64	65
	マーシャル諸島共和国	109	110	109	110	109	110

マイヨット島	79	80	79	80	79	80
マカオ特別行政区	54	55	54	55	54	55
北マケドニア共和国	79	80	79	80	79	80
マダガスカル共和国	159	160	159	160	159	160
マディラ諸島	34	35	34	35	34	35
マラウイ共和国	126	127	126	127	126	127
マリ共和国	54	55	54	55	54	55
マルタ共和国	69	70	69	70	69	70
マルチニーク島	54	55	54	55	54	55
マレーシア	29	30	29	30	29	30
ミクロネシア連邦	78	79	78	79	78	79
南アフリカ共和国	74	75	74	75	74	75
南スーダン共和国	124	125	124	125	124	125
ミャンマー連邦	89	90	89	90	89	90
メキシコ合衆国	34	35	34	35	34	35
モーリシャス共和国	69	70	69	70	69	70
モーリタニア・イスラム共和国	79	80	79	80	79	80
モザンビーク共和国	126	127	126	127	126	127
モナコ公国	24	25	24	25	24	25
モルディブ共和国	104	105	104	105	104	105
モルドバ共和国	101	102	101	102	101	102
モロッコ王国	69	70	69	70	69	70
モンゴル国	59	60	59	60	59	60
モンセラット	112	113	112	113	112	113
モンテネグロ	119	120	119	120	119	120
ヨルダン	109	110	109	110	109	110
ラオス人民民主共和国	104	105	104	105	104	105
ラトビア共和国	89	90	89	90	89	90
リトアニア共和国	59	60	59	60	59	60
リビア	69	70	69	70	69	70
リヒテンシュタイン公国	29	30	29	30	29	30
リベリア共和国	74	75	74	75	74	75
ルーマニア	59	60	59	60	59	60
ルクセンブルク大公国	34	35	34	35	34	35
ルワンダ共和国	124	125	124	125	124	125
レソト王国	69	70	69	70	69	70
レバノン共和国	111	112	111	112	111	112
レユニオン	69	70	69	70	69	70
ロシア連邦	44	45	44	45	44	45
ワリス・フテュナ諸島	219	220	219	220	219	220
特定衛星携帯3	362	363	362	363	362	363
特定衛星携帯4	208	209	208	209	208	209
特定衛星携帯 5	272	273	272	273	272	273
特定衛星携帯 6	377	378	377	378	377	378

(3) 通信料金の特別課金機能に係るもの

ア フィックスパックに係るもの

単 位	料金額(月額)
1の特定利用契約者回線ごとに	476円 (税込523.6円)

イ エブリパックに係るもの

1 2 2 2 1 1 1 3 3 1	
単 位	料金額(月額)

1 の特定利用契約者回線ごとに	9 4 3 円
1 の付足利用关約有国隊ことに	(税込1, 037.3円)

ウ モバイルパックに係るもの

単	位	料 金 額 (月 額)
1のチャネルごとに		500円
1007 ヤイルことに		(税込550円)

エ フィックスパック2に係るもの

単	位		料	金	額	(月	額)	
1のチャラルブレフ								900円
1のチャネルごとに								(税込990円)

第3 附帯サービスに関する料金

1 料金額

ア 通信料金明細書に係るもの

1の明細書発行について送付1回ごとに

種別	明細書の枚数	料 金 額
明細書発行手数料	9枚まで	100円(税込110円)
	50枚まで	240円(税込264円)
	100枚まで	710円(税込781円)
	800枚まで	1,070円(税込1,177円)
	801枚以上	1,070円(税込1,177円)に8 00枚を超える増加100枚までごとに 100円(税込110円)を加えた額

備 別記 14(5)の規定が適用される場合においては、第1種IP電話契約のオフネット通信、第3種IP電話契約及び第7種IP電話契約の区域内通信に係る通信料金並びに電話サービス等契約約款に規定する電話等契約の区 域内通話等に係る通話等料金について、この明細書発行手数料を適用するものとします。

イ IP電話料金等請求書の発行に係るもの

種別	単位	料 金 額
請求書等発行手数料	1のIP電話料金等請求書発行について送付1回ごと	200円
	K	(税込220円)

ウ 支払証明書の発行に係るもの

種別	単 位	料 金 額
支払証明書発行手数料	1の支払証明書発行について送付1回ごとに	200円
		(税込220円)

第2表 工事に関する費用

第1 工事費(附帯サービスに関するものを除きます。)

1 適用

I P電話サービスに関する工事費の適用については、第35条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

りとします。				
エ 事 費 の 適 用				
(1) 工事費の算定	工事費は、工事を要することと 1の工事ごとに算定します。	となる I P電話サービス取扱所の交換機操作台等において行う		
(2) 工事の適用区分	ア 第3種 I P電話サービスに	C係る工事の区分は次のとおりとします。		
	工事の区分	適用		
	① 専用契約者回線の設置 に係る工事	専用契約者回線の設置の場合に適用します。		
	② 第3種IP電話サービスの利用の一時中断に係る工事	第3種IP電話サービスの利用の一時中断の場合に適用 します。		
	③ 利用の一時中断をした 第3種IP電話サービス の再利用に係る工事	第3種IP電話サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。		
	④ 第3種IP電話サービスの解除に係る工事	第3種IP電話サービスの解除の場合に適用します。		
	⑤ 番号ポータビリティに 係る工事	専用契約者回線の設置の場合を除き、一般番号ポータビ リティに係る工事を行う場合に適用します。		
	イ 第4種 I P電話サービスに	係る工事の区分は次のとおりとします。		
	工事の区分	適用		
	① 特定端末回線等の設置 に係る工事	特定端末回線等の設置の場合に適用します。		
	② 第4種IP電話サービ スの解除に係る工事	第4種IP電話サービスの解除の場合に適用します。		
	③ 番号ポータビリティに 係る工事	特定端末回線等の設置の場合を除き、一般番号ポータビ リティに係る工事を行う場合に適用します。		
	ウ 第5種 I P電話サービスに	係る工事の区分は次のとおりとします。		
	工事の区分	適用		
① 端末回線の利用の開始 に係る工事		端末回線の利用の開始の場合に適用します。		
	② 音声通信番号の追加に 係る工事	音声通信番号の追加の場合に適用します。		
	エ 第6種IP電話サービスは	こ係る工事の区分は次のとおりとします。		
	工事の区分	適用		
	① 特定利用契約者回線の 設置に係る工事	特定利用契約者回線の設置の場合に適用します。		
	② 特定利用契約者回線の 移転に係る工事	特定利用契約者回線の移転の場合に適用します。		
	③ 音声通信番号の変更に 係る工事	第 18 条の 42 (その他の提供条件) に基づいて、音声通信 番号を変更する場合に適用します。		
	④ 第6種IP電話サービスの解除に係る工事	第6種IP電話サービスの解除の場合に適用します。		
	⑤ 番号ポータビリティに 係る工事	一般番号ポータビリティを行う場合に適用します。		
	⑥ 第6種IP電話サービスの登録又は変更に係る工事	第6種IP電話サービスに係る特別課金機能(第1表(料金)第2(通信料金)に規定するフィックスパック 又はエブリパックに限ります。)の提供開始又は終了の 場合(第6種IP電話サービスの提供開始又は終了と同 時の場合を除きます。)に適用します。		

ただし、フィックスパックの申込みによりエブリパッ
クの適用を終了する場合又はエブリパックの申込みによ りフィックスパックの適用を終了する場合は、1の工事
りフィックスパックの適用を終了する場合は、1の工事
として取り扱います。

オ 第7種 I P電話サービスに係る工事の区分は次のとおりとします。

(ア) (イ)以外のもの

工事の区分	適用
① 音声通信番号の付与に 係る工事	音声通信番号を付与する場合に適用します。
② 加入電話サービス等からの音声通信番号の継続利用に係る工事	電話サービス等契約約款に規定する加入電話サービス等に 係る電話番号について当該サービスでの利用を廃止すると 同時に、その電話番号を第7種IP電話サービスに係る音 声通信番号として利用する場合に適用します。
③ 音声通信番号の指定回 線群変更に係る工事	指定回線群に付与された音声通信番号について、他の指定 回線群へ付与先を変更する場合に適用します。
④ 指定回線群の変更に係 る工事	指定回線群を構成する指定回線を変更する場合に適用します。
⑤ 細目等の変更に係る工 事	設備の態様による細目1又はプランの変更の場合に適用 します。
⑥ 番号ポータビリティに 係る工事	一般番号ポータビリティを行う場合に適用します。

(イ) 特定他社接続回線に係るもの

工事の区分	適用	
特定他社接続回線の設置に 係る工事	- 特定他社接続回線の設置の場合に適用します。	
端末設備の設置場所の変更 に係る工事	端末設備の設置場所の変更の場合に適用します。	

(3) 複数の付加機能を 同時に利用している 場合の工事費の適用 当社は、第3種IP電話サービス係る付加機能について、料金表第1表第1 (月額料金) に 規定する複数の付加機能を同時に利用している場合の工事費の額については、2 (工事費の額) の規定にかかわらず、1の指定付加機能の組み合わせごとに1,000円(税込1,100円)とします。

(4) 第3種IP電話サ ービスの専用契約者 回線の設置に係る工 事費の分割払いの適 用 第3種IP電話サービスの第3種IP電話契約の申込みをし、その承諾を受けた場合に、その第3種IP電話契約者は、第3種IP電話サービスの専用契約者回線の設置に係る工事費を料金月単位に分割して支払うこと(以下「分割払い」といいます。)ができます。この場合において、分割払いの回数は、30回とします。

2 工事費の額

(1) 第1種IP電話サービスに係るもの

プラン2に係ろもの (税込110,000円)	区分	単 位	工事費の額
500の辛寅承信釆長ブレア 250,000円	プランクに依えまの	100の音声通信番号ごとに	100,000円 (税込110,000円)
	ノノンとに依めもり	500の音声通信番号ごとに	250,000円 (税込275,000円)

備 プラン2に係る第1種IP電話サービスの工事費については、音声通信番号を付与する請求を行った場合に限 考 り適用します。

(2) 第3種IP電話サービスに係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
① 専用契約者回線の設置に係る工事	取扱所内工事費	専用契約者回線1回線ご とに	3,000円 (税込3,300円)
② 第3種IP電話サービスの利用の一時中 断に係る工事	取扱所内工事費	専用契約者回線1回線ご とに	1,000円 (税込1,100円)

③ 事	第3種IP電話サービスの解除に係る工	取扱所内工事費	専用契約者回線1回線ご とに	1,000円 (税込1,100円)	
4	番号ポータビリティに係る工事		1の音声通信番号ごとに	1,500円 (税込1,650円)	
備考	考 2 第3種IP電話サービスの解除に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費については、令和4年				
	6月30日までに第3種IP電話契約を	を締結している場合に	こ限り適用します。		

(3) 第4種IP電話サービスに係るもの

区分	工事費の種別	単 位	工事費の額	
① 特定端末回線等の設置に係る工事	取扱所内工事費	特定端末回線等1回線ご とに	3,000円 (税込3,300円)	
② 第4種IP電話サービスの解除に係る工事	取扱所内工事費	特定端末回線等1回線ご とに	1,000円 (税込1,100円)	
③ 番号ポータビリティに係る工事		1の音声通信番号ごとに	1,500円 (税込1,650円)	
備 第4種IP電話サービスの解除に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費については、令和4年6月				

備 第4種IP電話サービスの解除に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費については、令和4年6月 30日までに第4種IP電話契約を締結している場合に限り適用します。

(4) 第5種IP電話サービスに係るもの

区 分	工事費の種別	単位	工事費の額
① 端末回線の利用の開始に係る 工事	取扱所内工事費	1の端末回線ごとに	60,000,000円 (税込66,000,000円)
② 音声通信番号の追加に係る工 事	取扱所内工事費	1の音声通信番号ごとに	3,000円 (税込3,300円)

(5) 第6種 I P電話サービスに係るもの

区分	工事費の種別	単 位	工事費の額
① 特定利用契約者回線の設置に係る工事	取扱所内工事費	特定利用契約者回線1回 線ごとに	1,000円 (税込1,100円)
② 特定利用契約者回線の移転に係る工事	取扱所内工事費	特定利用契約者回線1回 線ごとに	1,000円 (税込1,100円)
③ 音声通信番号の変更に係る工事	取扱所内工事費	1の音声通信番号ごとに	2,500円 (税込2,750円)
④ 第6種 I P電話サービスの解除に係る工事	取扱所内工事費	特定利用契約者回線1回 線ごとに	1,000円 (税込1,100円)
⑤ 番号ポータビリティに係る工事		1の音声通信番号ごとに	2,000円 (税込2,200円)
⑥ 第6種 I P電話サービスの登録又は変更に	⑥ 第6種IP電話サービスの登録又は変更に係る工事		1,000円 (税込1,100円)

1 第6種IP電話サービスの解除に係る工事費については、令和4年6月30日までに第6種IP電話契約を 締結している場合に限り適用します。

2 番号ポータビリティに係る工事費については、次の場合に限り適用します。

(1) 第6種 I P電話契約を締結した場合。

(2) 令和4年6月30日までに第6種IP電話契約を締結した場合であって、その第6種IP電話契約の解除があったとき。

(6) 第7種 I P電話サービスに係るもの

ア イ以外のもの

備

	区分	工事費の種別	単 位	工事費の額
--	----	--------	-----	-------

① 音声通信番号の付与に係る工事	取扱所内工事費	1の音声通信番号ごとに	700円 (税込770円)
② 加入電話サービス等からの音声通信番号 の継続利用に係る工事	取扱所内工事費	1の音声通信番号ごとに	2,000円 (税込2,200円)
③ 音声通信番号の指定回線群変更に係る工 事	取扱所内工事費	1の音声通信番号ごとに	2,000円 (税込2,200円)
④ 指定回線群の変更に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	2,000円 (税込2,200円)
⑤ 細目等の変更に係る工事	取扱所内工事費	指定回線1回線ごとに	2,000円 (税込2,200円)
⑥ 番号ポータビリティに係る工事		1の音声通信番号ごとに	2,000円 (税込2,200円)

イ 特定他社接続回線に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
特定他社接続回線の設置に係る工事	取扱所内工事費 及び回線終端装 置工事費	1の工事ごとに	70,000円(税込77,000円)
端末設備の設置場所の変更に係る工事費	回線終端装置工 事費	1の工事ごとに	67,000円 (税込73,700円)

(7) 基本機能及び付加機能に係るもの

(7) 基本	機能及び付加機能に係るもの			_
	区 分		単 位	工事費の額
基本機能及	夕 +664-51-51-7-7-4-66-4-5-5		1の音声通信番号ごとに	700円
び付加機能	多機能転送機能			(税込770円)
の利用開始		第3種 I P電話サ	1の工事ごとに	1,000円
に関する工		ービス又は第6種		(税込1,100円)
事	☆/	IP電話サービス		
	発信電気通信番号表示機能	に係るもの		
		第7種IP電話サ	指定回線1回線ごとに	1,000円
		ービスに係るもの		(税込1,100円)
	通信中着信機能(第6種IP	電話サービスに係る	1の工事ごとに	1,000円
	ものに限ります。)			(税込1,100円)
	自動着信転送機能(第6種 I	P電話サービスに係	1の工事ごとに	1,000円
	るものに限ります。)			(税込1,100円)
		第3種IP電話サ	1の工事ごとに	1,000円
		ービス又は第6種		(税込1,100円)
	迷惑通信おことわり機能	IP電話サービス		
	が、他におって これ り 1成化	に係るもの		
		第7種IP電話サ	1の登録応答装置ごとに	1,000円
		ービスに係るもの		(税込1,100円)
		第3種IP電話サ	1の工事ごとに	1,000円
		ービス又は第6種		(税込1,100円)
	発信電気通信番号通知要請	IP電話サービス		
	機能	に係るもの		
		第7種IP電話サ	1の指定回線群ごとに	1,000円
		ービスに係るもの		(税込1,100円)
	同時通信機能		1のチャネルごとに	700円
				(税込770円)
	スケジューリング転送機能		1の音声通信番号ごとに	700円
				(税込770円)
	着信一括転送機能		1の指定回線群ごとに	1,000円
			Harten (fr. 1974)	(税込1, 100円)
	故障情報通知機能		指定回線1回線ごとに	1,000円
1				(税込1,100円)

	着信情報送信機能	1の音声通信番号ごとに	700円
			(税込770円)
	内線相互通信機能	1の指定回線群ごとに	1,000円
			(税込1,100円)
	サブナンバー通信機能	1の利用者番号ごとに	150円
			(税込165円)
	付加番号情報送出機能	1の利用者番号又は追	150円
		加番号ごとに	(税込165円)
付加機能の	番号情報送出機能	1の音声通信番号群ごと	10,000円
変更に関す	省方 新文山	に	(税込11,000円)
る工事			

第2 線路設置費

1 適用

線路設置費の適用については、第35条の2(線路設置費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

	線	路	設	置	費	の	適	用	
線路設置費の適用	路設置								
									移転前の区域外線路の一部を使線路設置費を適用します。

2 料金額

線	路	設	置	費	の	額	
			•	•			当社が別に算定する額

第3 設備費

1 適用

設備費の適用については、第35条の3(設備費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

	設	: 備	費	Ø	適	用		
設備費の適用	設備費は、特別な	電気通信	言設備の	部分に	ついて	で適用し	します。	

2 料金額

_ 11—EX						
	設	備	費	0)	額	
						当社が別に算定する額

別表 第3種IP電話サービスにおける基本的な技術的事項

専用サービス契約約款に規定する I P接続専用サービス(第4種サービスに限ります。)について定める基本的な技術的事項をいい、以下のとおりとします。

品目	物理的条件	送出電力
100Mb/s	100BASE-TX(IEEE 802.3u 準拠) ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100Ωの負荷抵抗に対して 2.1V(P-P)以下
1Gb/s	1000BASE-T(IEEE 802.3ab 準拠) ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100Ωの負荷抵抗に対して 3.1V(0-P)以下

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成15年3月24日から実施します。
 - (基本料金の取扱いに関する経過措置)
- 2 基本料金については、平成15年5月31日までは支払いを要しないものとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。

(基本料金の取扱いに関する経過措置)

2 平成 15 年 3 月 13 日届出 (経本第 14-0345 号) の附則に定める基本料金の取扱いに関する経過措置について、「平成 15 年 5 月 31 日」を「平成 15 年 9 月 30 日」に改めます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお お従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。

(基本工事費の取扱いに関する経過措置)

2 基本工事費について、平成15年7月1日から平成15年9月30日までの間に申込みのあったIP電話契約者について は適用しないものとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年7月8日から実施します。

ただし、料金表に規定するオンネット通信に関する規定については、平成15年6月24日から実施するものとします。 (細目に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により I P電話サービスの提供を受けている I P電話契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款に規定するプラン1に係る I P電話契約者に移行したものとみなします。 (基本料金の取扱いに関する経過措置)
- 3 平成15年5月8日届出(経本第15-0045号)の附則に定める基本料金の取扱いに関する経過措置については、この 改正規定実施の日以降、改正後のこの約款に規定するプラン1に係るIP電話契約者に限り適用するものとします。 (基本工事費の取扱いに関する経過措置)
- 4 平成15年7月1日から実施の基本工事費の取扱いに関する経過措置については、この改正規定実施の日以降、改正後のこの約款に規定するプラン1に係るIP電話契約者に限り適用するものとします。

(経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年9月18日から実施します。

(IP電話サービスの種類に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により I P電話サービスの提供を受けている I P電話契約者は、この改正 規定実施の日において、改正後のこの約款に規定する第1種 I P電話契約者に移行したものとみなします。

(基本料金の取扱いに関する経過措置)

3 平成15年6月17日届出(渉外第15-0012号)の附則に定める基本料金の取扱いに関する経過措置については、この 改正規定実施の日以降、改正後のこの約款に規定するプラン1に係る第1種IP電話契約者に限り適用するものとしま す。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な

お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年9月1日から実施します。

(第1種IP電話サービスに係る基本料金の取扱いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 16 年 1 月 31 日の間に申込みを行ったプラン 1 に係る第 1 種 I P電話契約者は、その I P電話契約に基づいて当社が I P電話サービスの提供を開始した日の属する暦月を含む連続する 3 月について、基本 料金の支払いを要しないものとします。

(第1種IP電話サービスに係る基本工事費の取扱いに関する経過措置)

3 この改正規定実施の日から平成16年1月31日の間に申込みを行ったプラン1に係る第1種IP電話契約者は、基本 工事費の支払いを要しないものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年9月18日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年10月10日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年10月23日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年10月29日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年11月12日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年12月26日から実施します。

(経過措置)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年2月1日から実施します。
 - (第1種IP電話サービスのプラン1に関する経過措置)
- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種IP電話サービスの次の表の左欄のプランは、 この改正規定実施の日において、第1種IP電話サービスの次の表の右欄のプラン及びコースに移行したものとみなし ます。

第1種IP電話サービスのプラン1について

- ① ②以外のもの
- ② オープンデータ通信網サービス契約約款に規定するタイプ5(プラン2のコース2及びコース3に限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約に基づき設置された1の利用契約者回線を利用するもの

第1種IP電話サービスのプラン1について

コース1を利用するもの

コース2を利用するもの

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(第1種IP電話サービスのプラン1のコース1に関する経過措置)

当社は、平成16年2月10日から平成16年3月31日までの間(以下この附則において「取扱期間」といいます。)、 第1種IP電話サービスのプラン1のコース1について次の取扱いを行います。

(1) 第1種IP電話サービスのプラン1のコース1について、取扱期間に申込みを行った第1種IP電話契約者であって、基本契約(利用契約者回線に係るオープンデータ通信網サービス契約約款に定める第4種オープンデータ通信網契約をいいます。以下この附則において同じとします。)がタイプ1のプラン1のコース4又はコース5に基づく場合(取扱期間開始時に同コースを利用している場合を除きます。)に、第1種IP電話サービスを開始した日を含む3料金月の間、基本料の支払いを要しないこととします。

ただし、基本契約をタイプ1のプラン1のコース4、コース5及びコース6並びにタイプ6から変更する場合を除きます。

(2) 第1種IP電話サービスのプラン1のコース1を利用する第1種IP電話契約者について、取扱期間に基本契約をタイプ1のプラン1のコース4又はコース5に変更した場合、その変更を行った日を含む3料金月の間、基本料の支払いを要しないこととします。

ただし、基本契約がタイプ 1 のプラン 1 のコース 4 、コース 5 及びコース 6 並びにタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約からの変更である場合を除きます。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年3月25日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。
 - (第1種IP電話サービスのプラン1のコース1に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 16 年 5 月 31 日までの間、第 1 種 I P電話サービスのプラン 1 のコース 1 に係る申込みを行った第 1 種 I P電話契約者について、その提供を開始した日を含む 3 料金月の間、基本料の支払いを要しないこととします。

(経過措置)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

ただし、特定 I P電話設備に係るオフネット通信に関する規定については、平成16年4月5日から実施するものとします。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年4月5日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年4月22日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年5月26日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

(第1種IP電話サービスの旧プラン1のコース1に係る経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているプラン1のコース1(以下この附則において「旧プラン1のコース1」といいます。)に係る第1種 I P電話サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。
 - (1) 旧プラン1のコース1に係るオープンデータ通信網サービスの種類、細目及びプラン等 旧プラン1のコース1に係るオープンデータ通信網サービスの種類、細目及びプラン等は次のとおりとします。

サービスの種類	細目	プラン等
第4種オープンデータ通信網サービス	タイプ1	プラン1のコース1 (ダイヤルアップ回線等を使用するものを除きます。)、コース2、コース4、コース5、コース6及びコース8
	タイプ 5	プラン1及びプラン2(コース1に限ります。)
	タイプ 6	_

(2) 旧プラン1のコース1に係る基本料

1の利用契約者回線ごとに

区分	料金額(月額)
旧プラン1のコース1	200円

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年7月8日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年9月27日から実施します。

(第1種IP電話サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結している第1種IP電話サービスの次の表の左欄のプランに係る契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の規定により提供する第1種IP電話サービスの次の表の右欄のプラン等に係る契約を締結しているものとみなします。

プラン2	プラン2のコース1

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年12月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年12月16日から実施します。

(経過措置)

(実施期日)

この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年1月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年2月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年2月14日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年2月17日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

ただし、複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用及びその対象となる指定付加機能(発信電気通信番号表示機能、通信中着信機能、自動着信転送機能、迷惑通信おことわり機能及び発信電気通信番号通知要請機能をいいます。)関する規定については平成17年5月1日から実施するものとします。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年5月26日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成17年5月27日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年6月1日から実施します。

ただし、オフネット通信の通信料金に関する規定については平成17年7月1日から実施するものとします。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年6月15日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。

(経過措置

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年8月10日から実施します。

(第1種IP電話サービスのプラン2に関する経過措置)

2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種IP電話サービスの次の表の左欄のプラン等に係る契約は、この改正規定実施の日において、第1種IP電話サービスの次の表の右欄のプラン等に係る契約に移行したものとみなします。

プラン2のコース1のクラス1

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。

(第1種IP電話サービスのプラン2に関する経過措置)

2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種IP電話サービスの次の表の左欄のプラン等に係る契約は、この改正規定実施の日において、第1種IP電話サービスの次の表の右欄のプラン等に係る契約に移行したものとみなします。

プラン2のコース1のクラス2

プラン2のコース1

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているプラン2のコース1のクラス1に係る第1種IP電話 サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。
 - (1) 月額料金については、次に定める額とします。

ア基本料

区分	単 位	料金額(月額)
プラン2のコース1のクラス1に係るもの	1の利用契約者回線ごとに	600円(税込630円)

イ 追加番号等使用料

区分	単位	料金額(月額)
プラン2のコース1のクラス1に係るもの	1の音声通信番号ごとに	600円(税込630円)

(経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年11月7日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年1月24日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年6月16日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年9月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

(経過措置)

(実施期日)

この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年11月10日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年12月21日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年12月25日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

(ユニバーサルサービス料に係る経過措置)

2 当社は、平成16年6月1日の改正規定実施前のプラン1のコース1又は平成17年10月1日の改正規定実施前のプラン2のコース1のクラス1に係る第1種IP電話サービスに係る契約において、1の音声通信番号ごとに料金表第1表第1(月額料金)に規定するユニバーサルサービス料に係る取扱いを行います。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年2月5日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年3月31日から実施します。

ただし、国際通信の料金額に関する規定については、平成19年4月1日から実施するものとします。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年4月20日から実施します。

(経過措置)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。
 - (第三者通信課金機能に係る経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第三者通信課金機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

_					
		区 分	単	位	料金額(月額)
第三者通	号等 (す。) 通信に	いじめ利用者ごとに登録された利用者以外の電話番(以下この欄において「登録電話番号」といいまから当社が別に定める番号を利用して行った国際こついて、その通信の通信料金をその利用者に課金能をいいます。		_	_
信課金機能	(1 備 (2 考	() 第3種IP電話サービス又は第4種IP電話サいて、その専用契約者回線等を指定するときに限り 2) 当該機能に係る細目事項については、電話サーものを準用することとします。)提供します。)	

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年5月14日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

(旧国際クレジットコール機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している国際クレジットコール機能(以下この附則において「旧国際クレジットコール機能」といいます。)に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

	区 分	単 位	料金額(月額)
旧国際	利用者にあらかじめ指定されたサービス番号をダイヤル した国際通信の通信料金をその利用者に課金する機能を いいます。	_	_

 クレレックル
 (1) 第3種IP電話サービス又は第4種IP電話サービスのIP電話契約者が、当該IP電話契約において、その専用契約者回線等を指定するときに限り提供します。

 ジッ備
 (2) 当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の平成19年10月1日実施の附則に規定する旧国際クレジットコール機能に係るものを準用することとします。

 ルカース
 考

 機能
 能

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

(第3種 I P電話契約に係る経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結している第3種IP電話契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する利用型に係る第3種IP電話契約に移行したものとみなします。 (経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

(経過措置

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年1月8日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

(VPN第1種IP電話契約に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次のVPN第1種IP電話サービスに係るVPN第1種IP電話契約については、なお従前のとおりとします。

VPN第1種IP電話サービ	主として内線相互通信回線群内の通信のために、第1種IP電話サービスを受ける
ス	ものをいいます。

(第2種 I P電話契約に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次の第2種IP電話サービスに係る第2種IP電話契約については、なお従前のとおりとします。

第2種IP電話サービス	利用契約グループを使用して行うIP電話サービス

(第1種IP電話サービスのプラン等に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供している第1種IP電話サービスの次の表の左欄のプラン等に係る契約は、この改正規定実施の日において、第1種IP電話サービスの次の表の右欄のプランに係る契約に移行したものとみなします。

プラン1のコース1	プラン1
プラン1のコース2	プラン2

(第1種IP電話サービス及び第2種IP電話サービスに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種IP電話サービス(プラン2又はプラン3に係るものに限ります。以下この附則5において同じとします。)及び第2種IP電話サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。
 - (1) 基本料

ア 第1種 I P電話サービスに係るもの

区 分		単 位	料金額(月額)	
	コース1に係るも	100の音声通 信番号を付与す るもの		30,000円 (税込31,500円)
プラン2に	0	500の音声通 信番号を付与す るもの		150,000円 (税込157,500円)
係るもの		一般第1種IP 電話サービスに	1の利用契約者回線ごとに	200円(税込210円)
	コース2に係るも	電品リー L 人に 係るもの	同時接続の数1ごとに	400円(税込420円)
	0	VPN第1種I	1の利用契約者回線ごとに	400円(税込420円)
		P電話サービス に係るもの	同時接続の数1ごとに	600円(税込630円)

プラン3に係るもの	1の利用契約者回線ごとに	19,000円(税込19,950円)
-----------	--------------	--------------------

イ 第2種 I P電話サービスに係るもの

区 分	単位	料金額(月額)
第2種 I P電話サービスに係るもの	1の利用契約グループごとに	380円(税込399円)

(2) 追加番号使用料

ア 第1種 I P電話サービスに係るもの

区分		単 位	料金額(月額)	
コース1に係るもの		100の音声通信番号ごとに	30,000円 (税込31,500円)	
プラン 2	コーク1に係るも	0)	500の音声通信番号ごと に	150,000円 (税込157,500円)
に係るもの	コース2に係る	一般第1種IP電 話サービスに係る もの	1の音声通信番号ごとに	200円 (税込210円)
	もの	VPN第1種IP 電話サービスに係 るもの	1の利用者番号ごとに	200円 (税込210円)
プラン3に係るもの		50の音声通信番号ごとに	19,000円(税込19,950円)	

イ 第2種 I P電話サービスに係るもの

区分	単 位	料金額(月額)
第2種IP電話サービスに係るもの	1の音声通信番号ごとに	380円 (税込399円)

(基本機能及び付加機能に関する経過措置)

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している内線相互通信機能、番号情報送出機能、接続設備切替機能及びサブナンバー通信機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 基本機能使用料

適

	区 分	単 位	料金額(月額)
内線相互通信機能	ア 国内内線相互通信機能 内線相互通信回線群ごとに I P電話契約者に指定され た利用者番号を利用して行われた通信を、あらかじめ 登録された利用契約者回線及び電話サービス等契約約 款に定める契約者回線等の電話番号等(以下「特定電	1の内線相互通信回線	2,000円(税込2,100円)
	話番号等」といいます。)に接続させる機能をいいます。		

- (1) 国内内線相互通信機能の適用については、次のとおりとします。
- ア VPN第1種IP電話サービスのIP電話契約者に限り提供します。
- イ この機能を利用する I P電話契約者は、1 の内線相互通信回線群を特定してその内線相互通信回線群への所属を申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに内線相互通信回線群を設ける申出であるときは、その内線相互通信回線群に所属する I P電話契約者の中から、手続き等を代表できる I P電話契約者(以下「代表者」といいます。)を指定して、当社に申し出ていただきます。
- ウ イの申出があったときは、当社は、次の場合を除いて、その申出を承諾します。
 - (ア) 所属の申出のあった内線相互通信回線群の代表者の承認が得られないとき。
 - (イ) 所属の申出のあった内線相互通話等回線群に係る利用者番号(付加機能の利用者番号を含みます。)の数が、当社が別に定める数を超えるとき。
- エ この機能を利用している I P電話契約者は、現に所属する内線相互通信回線群から他の内線相互通信回線群へ、その所属先を変更する請求を行うことができます。この場合、当社はウに準じて取り扱います。
- オ この機能を利用している I P電話契約者は、内線相互通信回線群の代表者を、その内線相互通信回線 群に所属する I P電話契約者の承認が得られない場合を除き、同一の内線相互通信回線群に所属する他 の I P電話契約者に変更することができます。

- カ この機能を利用している I P電話契約者は、所属する内線相互通信回線群の代表者の承認がある場合 に限り、1の利用者番号ごとに、キ及びクで定める桁数で当社に指定することができます。これを変更 するときも同様とします。
- キ 利用者番号の桁数は、1の内線相互通信回線群ごとに定めます。
- ク 当社は、キにより桁数を定めるときは、その内線相互通信回線群の代表者と協議します。
- ケ 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、利用者番号を変更していただくことがあります。
- コ ケの規定により利用者番号を変更していただく場合には、あらかじめそのことをこの機能を利用している I P電話契約者にお知らせします。
- サ この機能を利用して行う通信は、同一の内線相互通信回線群に所属する利用契約者回線から行う場合 に限り利用することができます。
- シ この機能に係る料金額は、代表者に係る月額料金に加算するものとします。

(2) 付加機能使用料

用

	区 分	単 位	料金額(月額)	
番号情報送出機能	I P電話契約者が指定した2以上の音声通信番号のいずれかに着信音声通信があった場合に、着信に係る音声通信番号の情報を、その利用契約者回線に接続される指定設備(当社が別に定める電気通信設備であって、音声通信を可能とするための制御装置をいいます。以下この表において同じとします。)に送出する機能をいいます。	_	_	
1,40	備 (1) プラン2のコース1に係る第1種IP電話契約 す。)に限り提供します。 考 (2) 指定設備の指定方法等当該機能に係る細目事項は、			
接続設備切替機能	利用契約者回線に接続する複数の指定設備がある場合であって、その指定設備の故障等により音声通信ができないとき、指定同時接続数(あらかじめ指定した同時に音声通信ができる音声チャネルの数をいいます。以下、この欄において同じとします。)を限度に、その音声通信を他の指定設備に接続させる機能をいいます。	指定同時接続数の1ご とに	600円 (税込630円)	
nc.	(1) プラン2のコース1に係る第1種IP電話契約者(別に定める認証方式を使用する場合に限ります。)に限り提供します。 (2) 指定同時接続数の指定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。			
サブナンバー通信機能	利用者にあらかじめ指定された利用者番号(別に定める電気通信番号に替えて利用できるものを含みます。以下この欄において同じとします。)を利用して行った国内通信を、あらかじめ利用者が登録した利用者が所属する内線相互通信回線群以外の登録電話番号(電気通信番号規則第9条第1項第1号及び第3号に係る電気通信番号又は利用契約者回線若しくは利用契約者グループに係る音声通信番号をいいます。以下この欄において同じとします。)に着信させる機能をいいます。	_	_	
	(1) VPN第1種IP電話サービスのIP電話契約者 (2) 利用者は、1の利用者番号につき1の登録電話 登録できる登録電話番号は1,000 までとし、当社に す。 (3) この機能を利用して行う通信は、同一の内線相に限り利用することができます。	の規定に準じて取り扱いま		

(経過措置)

(4)

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

登録電話番号の登録方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

(実施期日)

この改正規定は、平成20年7月11日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年12月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年1月20日から実施します。

ただし、この附則において定める場合はその定める日から実施するものとします。

(付加機能に関する経過措置)

2 当社は、この改正規定実施の日から、次に掲げる付加機能について、連続する 12 料金月の各料金月のいずれにおいて も料金その他の費用の負担がない場合は、その付加機能を廃止することがあります。

この場合において、当社は、IP電話契約者にその付加機能を廃止することを通知しないものとします。

- (1) 平成 19 年 5 月 1 日実施(J07003340)の附則の規定により提供している第三者通信課金機能(以下この附則において「第三者通信課金機能」といいます。)
- (2) 平成 19 年 10 月 1 日実施(J07019511)の附則の規定により提供している旧国際クレジットコール機能(以下この附則において「旧国際クレジットコール機能」といいます。)

(第三者通信課金機能及び旧国際クレジットコール機能の廃止)

- 3 第三者通信課金機能及び旧国際クレジットコール機能については、平成21年2月28日をもって廃止します。 (経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な

お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年1月27日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年6月30日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年7月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年8月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年8月17日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年3月31日の午前2時から実施します。

ただし、別記7 (IP電話契約者に係る情報の利用)(2) イの改正規定については、平成22年4月1日から実施します。 (経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な

お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年4月23日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年7月30日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年3月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年3月31日から実施します。

ただし、オフネット通信の着信先に係る株式会社エネルギア・コミュニケーションズ及び株式会社STNe t の電気通信サービス等の廃止については、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年4月18日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年7月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年12月16日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

(経過措置)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年7月2日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。

(経過措置

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年7月25日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金の一括払いに関する変更については、平成25年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年9月1日から実施します。

(経過措置)

(実施期日)

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年11月16日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年12月4日から実施します。

(経過措置

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。

(経過措置

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(消費税相当額に関する経過措置)

2 平成17年10月1日実施の附則から平成20年7月1日実施の附則に規定する税込価額については、平成26年3月31日までの消費税相当額により算出した額とし、この改正規定実施の日において、当該附則に規定する税抜価額に消費税相当額を加算した額に読み替えるものとします。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月14日から実施します。

(第1種IP電話サービスのプラン等に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供している第1種IP電話サービスの次の表の左欄のプランに係る契約は、この改正規定実施の日において、第1種IP電話サービスの次の表の右欄のプラン等に係る契約に移行したものとみなします。

プラン1	プラン1のコース1
プラン2	プラン1のコース2

3 この改正規定実施の際現に、当社と締結している平成20年7月1日実施の附則5に規定するプラン2のコース1に係る

第1種IP電話契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款に規定するプラン2に係る第1種IP電話契約に移行したものとみなします。

(経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお 従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月28日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年2月4日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年8月10日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年9月7日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年10月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年12月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年3月9日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な

お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年8月22日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年10月25日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年12月2日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年2月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年4月11日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年7月5日から実施します。

(経過措置

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

(経過措置

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年5月25日から実施します。

(経過措置)

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年11月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成31年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

(第7種IP電話サービスの指定回線群に関する経過措置)

2 メニュー1に係る第7種IP電話サービスについて、1の指定回線群に所属することができる指定回線の数は、当分の間1とします。

(第7種IP電話サービスに係る付加機能に関する経過措置)

3 当社は、平成31年4月1日から当社が別に定める日までの間に第7種IP電話サービスの申込みと同時に発信電気通信番号表示機能、迷惑通信おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った第7種IP電話契約者について、その第7種IP電話サービスを提供した日を含む3料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料(迷惑通信おことわり機能については、第7種IP電話サービスの申込みと同時に申し込みを行った登録応答装置に係る付加機能使用料とします。)の支払いを要しないものとします。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

4 当社は、平成31年4月1日から当社が別に定める日までの間に申込みを行った第7種IP電話契約者について、料金表第2表第1(工事費)1(適用)(2)オ②に定める加入電話サービス等からの音声通信番号の継続利用に係る工事費の支払いを要しないものとします。

(第7種IP電話サービスに係る付加機能の工事費に関する経過措置)

5 当社は、平成31年4月1日から当社が別に定める日までの間に第7種IP電話サービスの申込みと同時に発信電気通信番号表示機能、迷惑通信おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った第7種IP電話契約者について、当該付加機能の利用開始に関する工事費(迷惑通信おことわり機能については、第7種IP電話サービスの申込みと同時に申し込みを行った登録応答装置に係る工事費とします。)の支払いを要しないものとします。

(第7種IP電話サービスの経過措置の適用期日)

6 この附則3、4及び5に定める経過措置について、申込みのあった指定回線又は付加機能について、申込日から起算 して12月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお 従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成31年4月18日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、令和元年5月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年9月27日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年11月21日から実施します。

ただし、契約者情報の確認に関する規定については、令和元年11月22日から実施するものとします。

(付加機能に関する経過措置)

2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している第7種IP電話サービスの次の表の左欄の付加機能は、改正規定実施の日において、改定後のこの約款の規定により提供する同表の右欄の基本機能とみなします。

自動着信転送機能

多機能転送機能

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。

ただし、料金表に規定する国内コレクトコール機能等及び第三者課金機能に関する規定については、令和2年4月1日から実施するものとします。

(第7種IP電話契約に関する経過措置)

2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第7種IP電話サービスの次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、第7種IP電話サービスの次の表の右欄の契約に移行したものとみなします。

第7種IP電話契約

第7種IP電話契約のI型

(第7種IP電話サービスに係る付加機能等に関する経過措置)

3 平成31年4月1日実施の附則3、4及び5の「当社が別に定める日」を「令和2年3月31日」に改めます。

(第7種IP電話サービスに係る付加機能に関する経過措置)

4 当社は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に第7種IP電話サービスの申込みと同時に発信電気通信番号表示機能、迷惑通信おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った第7種IP電話契約者について、その第7種IP電話サービスを提供した日を含む2料金月の間、当該機能に係る付加機能使用料(迷惑通信おことわり機能については、第7種IP電話サービスの申込みと同時に申し込みを行った登録応答装置に係る付加機能使用料とします。)の支払いを要しないものとします。

(指定加入契約者回線等に係る工事費の取扱いに関する経過措置)

5 当社は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に申込みを行った第7種IP電話契約者について、料金表第2表第1(工事費)1(適用)(2)オ(ア)②に定める加入電話サービス等からの音声通信番号の継続利用に係る工事費の支払いを要しないものとします。

(第7種IP電話サービスに係る付加機能の工事費に関する経過措置)

6 当社は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に第7種IP電話サービスの申込みと同時に発信電気通信番号表示機能、迷惑通信おことわり機能又は発信電気通信番号通知要請機能の申込みを行った第7種IP電話契約者について、当該付加機能の利用開始に関する工事費(迷惑通信おことわり機能については、第7種IP電話サービスの申込みと同時に申し込みを行った登録応答装置に係る工事費とします。)の支払いを要しないものとします。

(第7種IP電話サービスの経過措置の適用期日)

7 この附則4、5及び6に定める経過措置について、申込みのあった指定回線又は付加機能について、申込日から起算して12月の間に提供を受けていない場合はこの取扱いを行いません。

(経過措置)

8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年5月1日から実施します。

(第3種 I P電話契約に関する経過措置)

2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第3種IP電話サービスの次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、第3種IP電話サービスの次の表の右欄の契約に移行したものとみなします。

接続型に係る第3種IP電話契約

第3種IP電話契約

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年11月24日から実施します。

(第7種IP電話サービスの指定回線群に関する経過措置)

2 平成 31 年 4 月 1 日実施の附則 2 の「当分の間」を「平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 11 月 23 日までの間」に改めます。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。

(経過措置)

(実施期日)

この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。
 - (第7種IP電話サービスに係る付加機能等に関する経過措置)
- 2 令和2年3月31日実施の附則4、5及び6の「令和3年3月31日」を「当社が別に定める日」に改めます。 (経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年5月10日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年9月1日から実施します。
 - (PSコミュニケーションズ株式会社のサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により生じたPSコミュニケーションズ株式会社のサービスに関する債権 その他の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年11月26日から実施します。

(第1種IP電話サービスに関する経過措置)

2 平成 17 年 10 月1日実施の附則3に規定するプラン2のコース1のクラス1に係る第1種IP電話サービス及び平成 20 年7月1日実施の附則5に規定するプラン3に係る第1種IP電話サービスについては、同附則の規定にかかわらず、この改正後の規定の利用停止及び音声通信番号の付与に係る規定を適用するものとします。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。

(経過措置)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年1月1日から実施します。

(第4種IP電話サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第4種IP電話サービスの提供を受けているIP電話契約者が当該 サービスを電気通信事業の用に供している場合、その旨を当社に申し出ていただきます。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、な お従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

(経過措置)

別紙1 他の電気通信事業者との利用契約の締結に係る協定事業者等

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約	電話サービス等契約約款

別紙2 IV型に係る第7種IP電話サービスの特定他社接続回線に係る特定事業者の電気通信サービス等

事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I Pルーティング網接続専用サービス (第3種サービスのタイプ2に係るものに 限ります。)	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I Pルーティング網接続専用サービス (第3種サービスのタイプ2に係るものに 限ります。)	専用サービス契約約款

別紙3 取扱地域

地域区分	地 域
アジア地方1	大韓民国
アジア地方2	中華人民共和国
アジア地方3	シンガポール共和国
アジア地方4	インドネシア共和国、タイ王国、東ティモール民主共和国、ブルネイ・ダルサラーム 国、マレーシア
アジア地方 5	パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディ ブ共和国
アジア地方6	アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン王国、ヨルダン、レバノン共和国
アジア地方7	ベトナム社会主義共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国
アジア地方8	カンボジア王国、ミャンマー連邦
アジア地方9	アフガニスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール連邦民 主共和国
アジア地方 10	香港特別行政区
アジア地方 11	フィリピン共和国
アジア地方 12	インド
アジア地方 13	台湾
アジア地方 14	朝鮮民主主義人民共和国
アジア地方 15	マカオ特別行政区
アジア地方 16	ディエゴ・ガルシア
アジア地方 17	日本 (第1種移動体電話設備への着信に係るもの)
アジア地方 18	削除
アジア地方 19	日本 (アジア地方 17 及びアジア地方 20 を除くもの)
アジア地方 20	日本(特定IP電話設備への着信に係るもの)
北アメリカ地方1	アメリカ合衆国
北アメリカ地方2	カナダ
北アメリカ地方3	サンピエール島・ミクロン島、バミューダ島、メキシコ合衆国
北アメリカ地方4	アルバ、英領バージン諸島、オランダ領アンティル、オランダ領セント・マーティン、キューバ共和国、グアドループ島、ジャマイカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ハイチ共和国、バハマ国、プエルトリコ、米領バージン諸島、マルチニーク島

北アメリカ地方5	アンギラ、アンティグア・バーブーダ、グレナダ、ケイマン諸島、セントクリストフ
	ァー・ネービス、セントビンセント・グレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、ドミニカ国、バルバドス、モンセラット
	ハウイ コハ油局、ドミール国、バルバドハ、モンヒノッド ハワイ
大洋州地方2	クリスマス島、ココス諸島
大洋州地方3	オーストラリア連邦
大洋州地方4	ニュージーランド
大洋州地方 5	トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニューカレドニア、バヌアツ共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、フィジー諸島共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、ワリス・フテュナ諸島
大洋州地方 6	グアム、サイパン
大洋州地方7	キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、ニウエ
大洋州地方8	ノーフォーク島
ヨーロッパ地方 1	ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ地方2	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、イタリア共和国、オーストリア 共和国、オランダ王国、カナリー諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリ ノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北 アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、フィン ランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マ ルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ地方3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、クロアチア共和国、コソボ共和国、ジョージア、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア
ヨーロッパ地方4	グレートブリテン・北アイルランド連合王国
ヨーロッパ地方5	ロシア連邦
ヨーロッパ地方6	アンドラ公国、モナコ公国
中央・南アメリカ地方1	ブラジル連邦共和国
中央・南アメリカ地方2	アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ協同共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、パラグアイ共和国、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ボリビア共和国
中央・南アメリカ地方3	エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、ニカラグア共和国、 パナマ共和国、ベリーズ、ホンジュラス共和国
中央・南アメリカ地方4	ペルー共和国
アフリカ地方1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、 エジプト・アラ
	ブ共和国、エスワティニ王国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、スーダン共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダサ和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ
アフリカ地方 2	和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、スーダン共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラ

特定衛星携帯 4	インマルサットFleet型及びインマルサットBGAN型の無線設備を着信先とし うる区域
特定衛星携帯 5	別に定める衛星携帯電話システムに係る衛星携帯端末を着信先としうる区域
特定衛星携帯 6	別に定める衛星携帯電話システムに係る衛星携帯端末を着信先としうる区域

備考

- 1 インマルサットシステムに係る移動地球局には、電波法(昭和 25 年 11 月 30 日号外法律第 131 号。)及び無線設備規則(昭和 25 年 11 月 30 日号外電波監理委員会規則第 18 号。)に定めるインマルサットM型、インマルサットFleet型及びインマルサットBGAN型の区別があります。以下同じとします。
- 2 特定衛星携帯 5 及び 6 に係る別に定める衛星携帯電話システムとは、それぞれスラーヤー及びイリジウムをいいます。
- 3 特定衛星携帯3から6以外の地域区分の中に、特定衛星携帯3から6に係る区域は含まれないものとします。
- 4 セーシェル共和国については、当分の間、国際通信の取扱いを行いません。